

第6次 津山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)

# 第6次

# 津山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度

つながろう 社協と地域で  
やさしさとぬくもりあふれる  
支え合いのまちを目指して

～ 地域共生社会の実現に向けて～



## 第6次 津山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

(令和3年度～令和7年度)

発行日：令和3年3月

発行・編集：社会福祉法人 津山市社会福祉協議会  
〒708-0004 岡山県津山市山北 520 番地  
TEL：0868-23-5130 FAX：0868-24-2979  
E-mail：tfukushi@bronze.ocn.ne.jp



社会福祉法人 津山市社会福祉協議会



## つながりや思いを大切にした 協働と連携による 新たな福祉のまちづくり ～ 地域共生社会の実現に向けて ～

津山市社会福祉協議会では、これまでも第1次から第5次までの地域福祉活動計画を策定し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを計画的に進めてまいりました。

しかしながら、近年はさらなる少子高齢化の進行による人口構成や家族形態、地域基盤に大きな変化が生じており、一方ではセーフティネットに生じたほころびや、日本各所に被害をもたらした災害、また、新型コロナウイルスの感染に端を発する社会的・経済的な打撃など、多発する災害への備えや、新たな福祉・生活課題への的確な対応が求められています。

また、地域で暮らす子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、他人事ではなく「我が事」として、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや担い手として役割をもち、高め合い、支え合い、助け合うなど地域住民相互の絆を再構築し、福祉コミュニティや地域社会を共に創ることで、住民が自立した生活を営むことのできる体制づくり・仕組みづくりなど「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めていく必要があります。

このような背景を踏まえて、今後の地域福祉の推進にあたり、これまでも多くの市民の皆様とともに、様々な事業に取り組んできた実績を活かし、資源・課題の把握に努め、ご意見をいただきながら計画の検討を重ねました。

そのうえで、行政との強固なパートナーシップのもと、これまで以上に地域住民をはじめ、ボランティア・NPO、関係機関・団体、社会福祉法人、民間企業・事業所等との分野をこえた幅広い協働・連携により、既存の事業の見直しや拡充を図るとともに、住民主体の原則のもと、地域を基盤とした新たなサービスの開発や、支援を必要とする人も一緒に参画できる地域の居場所づくり・出番づくりに向けた取り組みを計画的・重点的に進めていくために、第6次地域福祉活動計画を策定いたしました。

地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める本計画の着実な実践には、多くの皆様との協働・連携が必要不可欠でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、住民福祉座談会やヒアリング調査等にご協力いただきました皆様、また関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 津山市社会福祉協議会

会長 小 山 了



## 第6次地域福祉活動計画策定にあたって

### — 誰もがいきいきと暮らせる 「地域共生社会」の実現を目指して —

今私たちは、少子高齢化、さらには過疎化や地域のつながりの希薄化が急速に進む地域社会に暮らしています。こうした地域社会では、生活問題が多様化・重複化し、これまでの制度・サービスでは支援困難な様々な「制度の狭間の問題」が生まれています。

こうした問題は「他人ごとの問題」ではなく、私たち一人一人の「自分ごと」としての問題と言えます。私たちは、長い人生の過程において、軽重の違いはありますが、育児や介護、経済、病気、障がいなど、何らかの生活課題・問題に直面します。そんな時でも、住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていきたいと願います。しかし、こうした願いを実現していくことはそんなに簡単ではありません。この願いを実現していくためには、福祉・医療・保健・介護・教育・住宅・雇用・司法などの分野を超えた連携・協働とともに、何よりも地域住民の皆さんの主体的な地域活動への参加が必要と言えます。つまり、地域福祉活動の推進が不可欠です。

今回、津山市においてこうした地域福祉を推進して行くために策定したのが「第6次地域福祉活動計画」です。この計画は、「やさしさとぬくもりのあふれる支え合いのまちを目指して～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として、これからの5年間の津山市の地域福祉を進めていくための羅針盤としての役割を果たすものであり、市民の皆さんの貴重なご意見をもとに策定されたものです。

しかし、この計画はまだ十分なものではありません。これからの様々な取り組みを通して、この計画にさらに多くの皆さんの知恵と力を加えていただき、有意義な計画にしていただければと思います。これからこの計画を地域福祉活動の羅針盤として、様々な人たちが、それぞれの立場や領域の違いを越えて、手をつなぎ合い、地域福祉活動に主体的に参加し、5年後、誰もが笑顔で暮らせる「地域共生社会」が実現していることを願っています。

こうした地域共生社会の実現のために、社会福祉協議会は、津山市の地域福祉を推進していく中核団体であることに自覚と誇りを持ち、この地域福祉活動計画をもとにして、守りではなく、「挑戦」の姿勢を持って、全ての職員が高い専門性と熱い想いで、これからの重要な5年間、地域福祉実践に取り組んでいくことを心から期待しています。

令和3年3月

第6次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

策定委員長 小坂田 稔  
(美作大学生生活科学部社会福祉学科 特任教授)

## 目次

- 第1章 計画の策定にあたって ..... 1
  - (1) 計画の趣旨
  - (2) 計画の位置づけ
  - (3) 計画の策定に向けての視点
  - (4) 計画における「地域」の捉え方
  - (5) 計画の期間
  - (6) 計画の策定体制
- 第2章 津山市の地域福祉活動の現状と資源・課題 ..... 9
  - (1) 第5次地域福祉活動計画の評価から
  - (2) 津山市の現状とアンケート調査等の結果 (引用：第2次津山市地域福祉計画)
  - (3) 住民福祉座談会・ヒアリング調査等から
  - (4) 津山市社協職員アンケート調査から
  - (5) 第6次地域福祉活動計画に反映させる課題
- 第3章 計画の目指す方向性と推進に向けて ..... 49
  - (1) 基本理念
  - (2) 基本目標
  - (3) 計画の体系
  - (4) 計画の理解と普及
  - (5) 計画の進捗管理
- 第4章 地域福祉の推進に向けた実施事業 (重点事業) ..... 55
  - (1) 実施事業 (重点事業) の選定と取り組み
    - 基本目標1：みんなで支え合うまちづくり
    - 基本目標2：安全・安心なまちづくり
    - 基本目標3：活力あふれるまちづくり
    - 基本目標4：福祉サービスが充実したまちづくり
    - 基本目標5：社協の組織体制の充実・強化
- 第5章 参考資料 ..... 93
- 策定委員の皆様からいただいた協働・連携メッセージ ..... 112

### <「障がい」の表記について>

第6次地域福祉活動計画では、「障害」という用語を、法律や団体名などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

### <文中の※について>

巻末資料に用語説明一覧【P106～】を入れております。説明のある用語は左上に※を付けています。

# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### (1) 計画の趣旨

津山市\*社会福祉協議会（以下「津山市社協」という。）では、これまでも法律や制度だけでは解決できない\*福祉課題・\*生活課題を地域の皆様とともに解決し、民間の活動・行動計画として計画的に取り組みを進めていくために、第1次から第5次までの地域福祉活動計画を策定してきました。

しかし、地域では、ますます\*少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困など福祉ニーズが複雑・多様化しています。

国においては、全ての人々が、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、他人事ではなく「我が事」として、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや担い手として役割をもち、高め合い、支え合い、助け合うなど地域住民相互の絆を再構築し福祉コミュニティや地域、社会をともにつくる、「\*地域共生社会」の実現を目指して、\*社会福祉法の改正をはじめ、様々な改革が進められており、県・市町村でも、この改革にもとづいて様々な施策に取り組まれています。

本計画策定にあたっては、子ども・高齢者・障がいのある方などが縦割りの法律や制度と、それらにもとづくサービスの提供だけでなく、同じ地域で暮らす住民同士が課題解決に向けて、自分たち自身が見守り合い・支え合い・助け合いなど何かできることはないかを考え、地域住民が主体性を持って福祉のまちづくりを進めていくことができる取り組みが重要であると考えます。

津山市社協としても、「地域共生社会」の実現に向けて、地域における福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みがより一層進んでいくように、共通の目標を持って、これまで以上に相互に\*協働・連携しながら地域福祉を推進していく必要があります。

これまでの計画の成果やそこから見えてきた課題も踏まえながら、より幅広く分野の垣根をこえた事業展開ができ、また、\*行政とのより一層のパートナーシップのもとで事業実施が進められ、生活スタイルや働き方など、新たな生活様式へと変化する生活環境において、新たな福祉課題・生活課題に対応した地域福祉の推進を図るため、津山市社協はもちろん、地域住民・団体をはじめ、\*ボランティア・\*NPO、\*社会福祉法人、\*民間企業、\*民間事業所、\*関係機関・団体、行政等の多くの方が協働・連携して計画的に事業実施が進められるように、取り組みの全体像を体系的に捉え、かつ実施事業では年度ごとに具体的な指標を持ちながら取り組みを進めていくための指針として策定を行いました。

## (2) 計画の位置づけ

### 1) 第2次津山市地域福祉計画との連動

津山市が策定した第2次津山市地域福祉計画（以下「第2次福祉計画」という。）と、津山市社協が策定した第6次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第6次活動計画」という。）は、地域の福祉課題・生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域共生社会の実現」に向けて、協働・連携して地域福祉を推進するための車の両輪として機能するものです。

#### ・第2次福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するもので、津山市の福祉関係施策を総合的に推進していくための方向性・理念を明らかにする行政計画です。

#### ・第6次活動計画

地域福祉活動計画は、地域住民・団体をはじめ、関係機関・団体等の地域の多様な活動主体と地域福祉を推進するため、協働・連携に向けて具体的な活動や実践について考える民間の行動計画で、計画づくりにも、参画いただきながら策定しています。

## 津山市第5次総合計画

（平成28年度～令和7年度）

### 第2次福祉計画 <<津山市>>（平成31年度～令和5年度）

● **基本理念** 誰もが健やかで安心できる  
支え合いのまちづくり  
～地域共生社会の実現に向けて～

● **基本目標** 1 みんなで支え合うまちづくり  
2 安全・安心なまちづくり  
3 活力あふれるまちづくり  
4 福祉サービスが充実したまちづくり

津山市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画  
津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
津山市子ども・子育て支援事業計画  
健康つやま21  
津山市食育推進計画  
いのち支える津山市自殺対策計画  
津山市地域防災計画  
その他関連計画



協働・連携

### 第6次活動計画 <<津山市社協>>（令和3年度～令和7年度）

● **基本理念** つながろう 社協と地域で  
やさしさとぬくもりあふれる 支え合いのまちを目指して  
～地域共生社会の実現に向けて～

● **基本目標** 1 みんなで支え合うまちづくり  
2 安全・安心なまちづくり  
3 活力あふれるまちづくり  
4 福祉サービスが充実したまちづくり  
5 社協の組織体制の充実・強化

第2次津山市社協 発展強化計画

## (3) 計画の策定に向けての視点

### 1) 計画の策定にあたって、次の10の視点で検討を進めました。

- ① 地域共生社会の実現に向けた、民間性を発揮した取り組みとして考慮すること。
- ② 津山市とのパートナーシップのもと、第2次福祉計画との相互性を考慮すること。
- ③ 第5次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第5次活動計画」という。）の取り組み後の課題・成果等の評価を考慮すること。
- ④ 平素の業務内での協働・連携した取り組みから把握した地域資源・課題等を考慮すること。
- ⑤ ④に併せて、計画策定に向けた\*住民福祉座談会（以下、「座談会」という。）・\*ヒアリング・アンケート調査などから得た地域資源・課題等を考慮すること。
- ⑥ 津山市社協だけでは対応できない課題には、地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、行政等の多くの方との協働・連携することで課題解決に向けて取り組めるように考慮すること。
- ⑦ 「\*全社協福祉ビジョン2020」、「\*市区町村社協経営指針」に沿った社協運営・事業推進を考慮すること。
- ⑧ \*SDGsとの関係性を考慮すること。
- ⑨ 新たな生活様式の中で、スクラップ&ビルドにより円滑な実施ができるよう考慮すること。
- ⑩ 実施事業の\*KGIを目指すプロセス目標・実践目標として、年度ごとの\*KPI指標を検討すること。

#### ・地域共生社会（引用：第2次津山市地域福祉計画）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。

#### ・KGI、KPI

KGIは「Key Goal Indicator」の略で、日本語では「重要目標達成指標」と訳され、事業の最終的な達成指標を示します。KPIとは「Key Performance Indicator」の略で、日本語では「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に至るプロセスにおける達成度合いを示しており、KPIは最終目標を達成するために必要なプロセスを評価するための指標となります。

・SDGs

SDGs（エスディージーズ）は、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までに取り組むべき国際目標です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会（誰一人取り残さない社会）を実現するために17の目標が掲げられています。このSDGsで目指す社会は、地域福祉や地域共生社会の実現により目指す社会とも深く関連するものであるため、地域福祉の推進に向けて、SDGsの取り組みとの関係性を併せて考えていくことが重要になります。

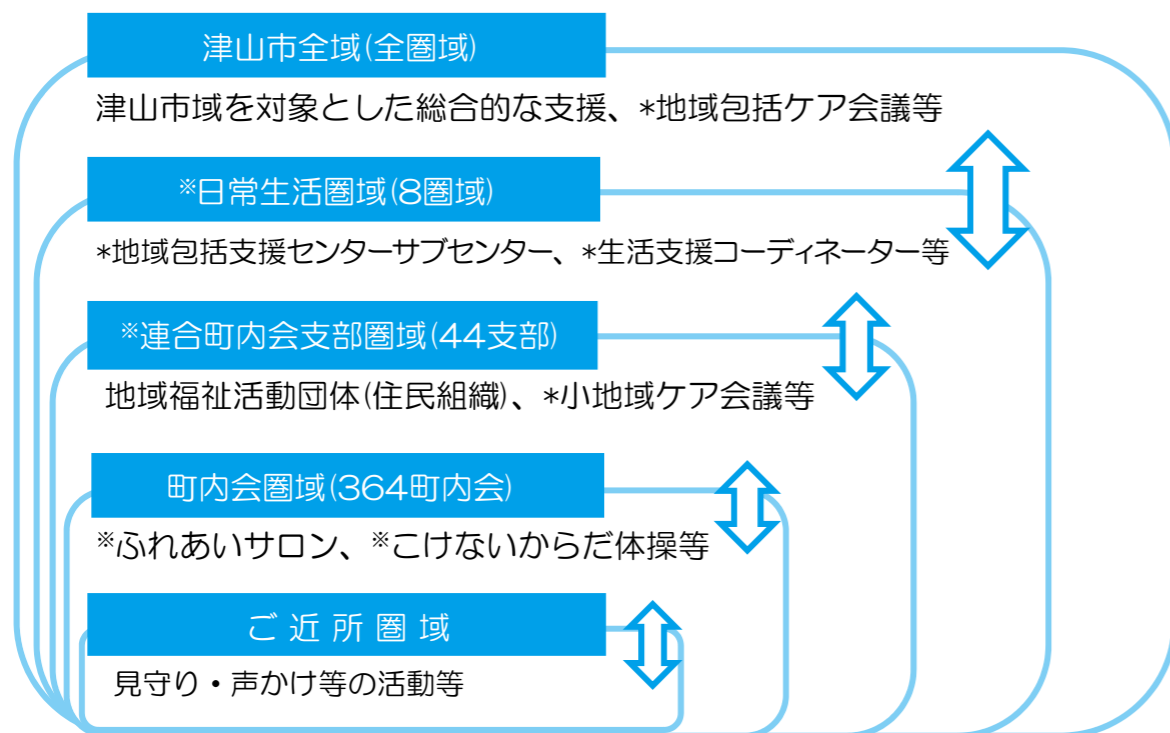
＜SDGsの17の目標＞



(4) 計画における「圏域」の捉え方

津山市では、地域の特性や環境などに併せて、日常的な関わりや活動、仕組みづくり、まちづくりが行われています。第6次活動計画においても、地域福祉の推進基盤として、第5次活動計画に引き続き、地域を圏域別に以下のように捉えることで、地域での福祉課題・生活課題に対して、地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、専門職、社会福祉法人、関係機関・団体、行政等が、地域の特性や活動を活かしながらか協働・連携して活動を進められること、また重層的に捉えることで、必要に応じた情報共有や検討などの広がりを見せ、より一層の活動の充実・強化や、新たな活動として展開していくことを目指します。

【図1 圏域のイメージ図】



(5) 計画の期間

第6次活動計画の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会環境の変化や地域の動向、福祉ニーズの変化、関係法令・制度の改正、計画の進捗など、様々な状況に対応できるように、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて柔軟に見直し（令和5年度に中間見直し）を検討するものとします。

(6) 計画の策定体制

第6次活動計画の策定にあたっては、次の体制で協議を進めました。

1) 第6次地域福祉活動計画策定委員会

地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、社会福祉法人、学識経験者、関係機関・団体、行政等の多くの関係者の皆様に策定委員として参画していただき、第6次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）において、地域福祉推進に向けて、ご意見・ご提案をいただきました。また、今後の計画実施について協働・連携し、取り組みを進めることについてご了承をいただきました。

2) 第6次地域福祉活動計画策定検討プロジェクトチーム

策定委員会の円滑な実施や、関係資料の調整・整理等のために、組織横断的な職員配置による第6次地域福祉活動計画策定検討プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置しました。

3) 作業部会

座談会・ヒアリング・アンケート調査を実施し、地域の福祉課題・生活課題、地域資源等を把握および、事業担当課へ情報提供を行うため、組織横断的な作業部会（以下、「部会」という。）を設置しました。第6次活動計画の策定に向けた地域資源・課題等の情報および平素の業務内での協働・連携した取り組みにより把握した情報を基に、各事業の所管課において、実施事業（案）を作成しました。

## 第2章

### 津山市の地域福祉活動の 現状と課題





## 第2章 津山市の地域福祉活動の現状と課題

### (1) 第5次地域福祉活動計画の評価から

第5次活動計画の評価を踏まえて、引き続き第6次活動計画に反映させる課題や取り組みについて、次のとおり整理しました。

#### 1) 地域住民の福祉意識醸成に向けた\*福祉共育（教育）の取り組み

地域共生社会の実現に向けて、住民一人ひとりが「我が事」として、共に地域課題について考え、福祉活動へつなげていくことや、地域の取り組みへ積極的に参加するように、福祉意識を育ていくことが必要です。そのために、地域住民全てを対象として、広く福祉について理解する機会を設け、一人でも多くの地域住民が、福祉に対する関心を持ち知識を深めるなど共に育つための取り組みが必要です。

#### 2) 津山版地域包括ケアシステムの構築 (P60 図2参照)

地域住民、専門機関・関係団体、ボランティア・NPO、企業、行政等と協働・連携し、地域全体で支え合う「丸ごと」の支援により、要支援者の福祉ニーズを早期発見・早期支援をおこない、地域住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるための、\*津山版地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでいくことが必要です。また、一層の協働・連携した取り組みを進めるために、地域住民、専門機関・関係団体、ボランティア・NPO、企業、行政等と、顔の見える関係性を深めていくことなど関係の強化が必要です。

#### 3) 小地域における住民福祉活動の支援

地域の身近な課題解決の場となる\*小地域ケア会議は、これまでも地域住民・関係機関・団体、行政等との連携により、32支部において開催されていますが、市内全域（連合町内会全44支部）での設置を目指して、引き続き地域住民・関係機関・団体、行政等との検討による設置推進や運営支援が必要です。また、地域福祉活動団体（まちづくり協議会等の住民組織）に対して、自立的運営への助言・協力、活動・交流プログラムのアイデア提供や市内の団体間の連携促進など継続的な支援を行うことにより、地域における高齢者、子育て世帯等の福祉拠点としての集いの場の設置推進や、地域交流をはじめ多様な住民福祉活動促進、福祉のまちづくりと防犯・防災に対するまちづくりが連動や並行して検討・推進していけるように働きかけることが必要です。

#### 4) 個別課題を地域課題として対応するなど包括的な相談支援体制の充実・整備・強化

職員一人ひとりが事業を進める中で、地域住民の身近な相談窓口として事業を進めることや、津山版地域包括ケアシステムの構築など、地域住民を支援する様々な仕組みづくりを進めるうえで、支援を必要としている個々の課題や支援者の課題について、その解決支援、課題解決のための地域支援\*ネットワーク構築、\*アウトリーチによる地域課題の把握、及び把握した地域課題解消のための地域づくり・資源開発などが行えるように、地域住民・団体、ボランティア・NPO、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、行政等との協働・連携による相談体制の充実・整備・強化が必要です。また、地域に適した人・事・物・内容へ支援がつながっていくことや、地域の特色を活かした取り組みへとつながっていくように、職員資質の向上や各事業の機能と体制の充実・整備・強化が必要です。

#### 5) 幅広い協働・連携による福祉活動・サービスの充実

地域住民、専門機関・関係団体、ボランティア・NPO、企業、行政等と地域での協働・連携

を進めることで、住民ニーズに沿って、地域の実情や特性に合わせて、身近な\*インフォーマルサービスの新たな取り組みや充実・強化に向けた検討・実施が必要です。また、地域での福祉活動が、支援する側と支援される側という画一的な考え方から、地域住民同士の支え合い・助け合い等の「みんなで担う」仕組みとして転換を図ることが必要です。

### 6) 地域福祉活動を担う人材の育成

地域の福祉課題・生活課題等の解決に向けては、一人でも多くの地域住民が、世代や分野をこえて、福祉課題・生活課題等を「我が事」としてとらえ、解決に向けた取り組みへ参画し、地域での福祉活動を実施・展開していくことが重要です。このため、様々な取り組みとの協働・連携を図りながら、広く地域住民へ働きかけることで、より多くの地域住民がリーダーや地域のアンテナ役として活動・活躍することができるように人材育成を行うことが必要です。

### 7) ボランティアの育成と活動の充実

ボランティア意識の醸成と活動参加に向けて、分かりやすく伝わりやすい情報提供を行い、ボランティア・NPO、学校、民間企業、当事者の会等の関係機関・団体と協働・連携し、誰もが活躍できる仕組みづくりの検討・実施や、相互の活動活性化を図り、新たな活動の在り方を研究・推進することにより、福祉のまちづくりを進める多様な人材の育成が必要です。

### 8) 災害時のボランティアの育成と活動の充実

\*災害ボランティアセンターの設置・運営についての協定締結により明確化された津山市社協の役割を十分に発揮するために、行政・NPO等と災害発生時とその後の対応について、継続した情報共有を行い、平素から災害時のボランティア活動の充実に向けた、ボランティア育成や活動の充実を図ることが必要です。

### 9) 市民参加も含めた多機関連携による\*権利擁護システム構築

\*専門職や関係機関・団体、行政だけでなく、また一機関での支援としてではなく、市民も支援者の一人として、複数の支援者や行政責任と民間事業活用などの役割分担等を踏まえた協働・連携体制の構築により、複数の福祉課題・生活課題を抱える高齢者や障がい者の財産や暮らしを守ることや、生活困窮世帯であっても健康で文化的な最低限度の生活が送れるように、権利擁護システムの構築を進めていく必要があります。その際は、制度・サービスの周知・啓発から活用をはじめとした、それぞれの役割を活かした協働・連携による取り組み等により、支援者同士の補完や、支援者支援にもつなげることで、\*スパイラルアップによる十分な機能を発揮がなされるように検討・実施することが必要です。

### 10) 行政とのパートナーシップと活動評価

地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画の整合性を図り策定することで、津山市社協の運営や取り組むべき事業について、財政的な支援の根拠となるように双方の計画に位置づけ、関係機関との緊密な協働・連携を図りながら進行管理と評価を実施し、地域福祉推進のための体制基盤の整備・強化を図ることが必要です。

### 11) 津山市社会福祉協議会組織の基盤整備

津山市社協組織の抱える課題の把握、解決方法の検討、強化すべきポイント、発展をめざすポイントなど経営ビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた職員の意識変革と専門性の向上、組織体制の強化を図り、また介護保険・障害サービス事業等の強化、財政基盤強化等に関する取り組みを具体的に検討し明示していくことが必要です。

### 12) 津山市社会福祉協議会活動への住民理解の促進と広報機能の充実

津山市社協の存在や役割、活動内容の啓発等を目的とした会員加入促進について、各職員が事業を推進していく中で、地域住民や関係団体の理解が得られるような機会をつくり、丁寧に説明することや、企業等へ積極的に働きかけを行うことが必要です。また、情報提供や情報発信にあつては、様々な媒体を活用し、分かりやすく伝わりやすい資料を活用するなど事業の見える化を図り、幅広い世代や分野を越えた方に対しても理解を促進することが必要です。

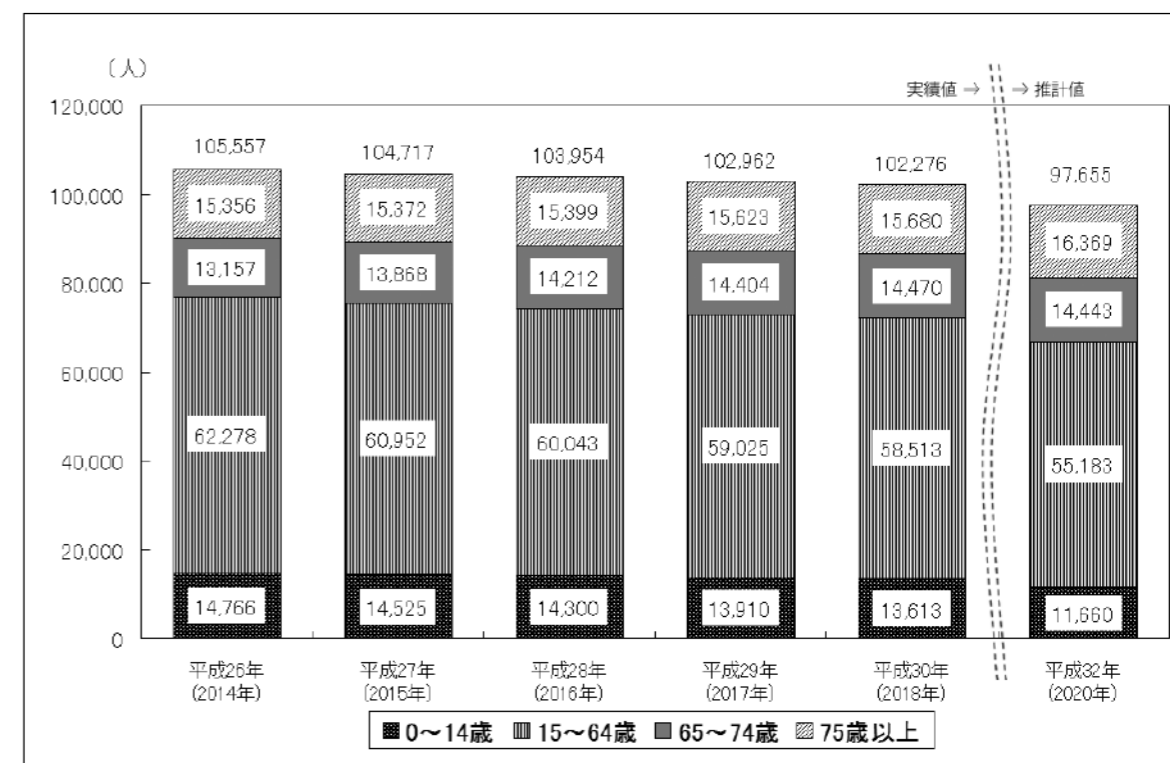
## (2) 津山市の現状とアンケート調査等の結果から (引用：第2次津山市地域福祉計画) ……

津山市では、第2次福祉計画の策定(平成30年度)するにあたり、津山市の現状把握と、多くの住民の声を反映させるために、市民、町内会長、\*民生委員・児童委員、\*愛育委員へのアンケート調査や、小地域ケア会議における地域懇談会(以下「懇談会」という。)でヒアリング調査(テーマ：高齢者の生活、障がい児・者の生活、子ども・子育て、防犯・防災・減災など)が行われ、調査にもとづき取り組みの整理がなされました。津山市社協では、第6次活動計画を策定するにあたり、津山市とのパートナーシップのもと、一体的に取り組みを進めること、また地域の実情に即した計画を策定するために、津山市が把握している現状と、調査により把握した課題を共有し、地域課題を次のように整理しました。

### 1) 津山市の現状

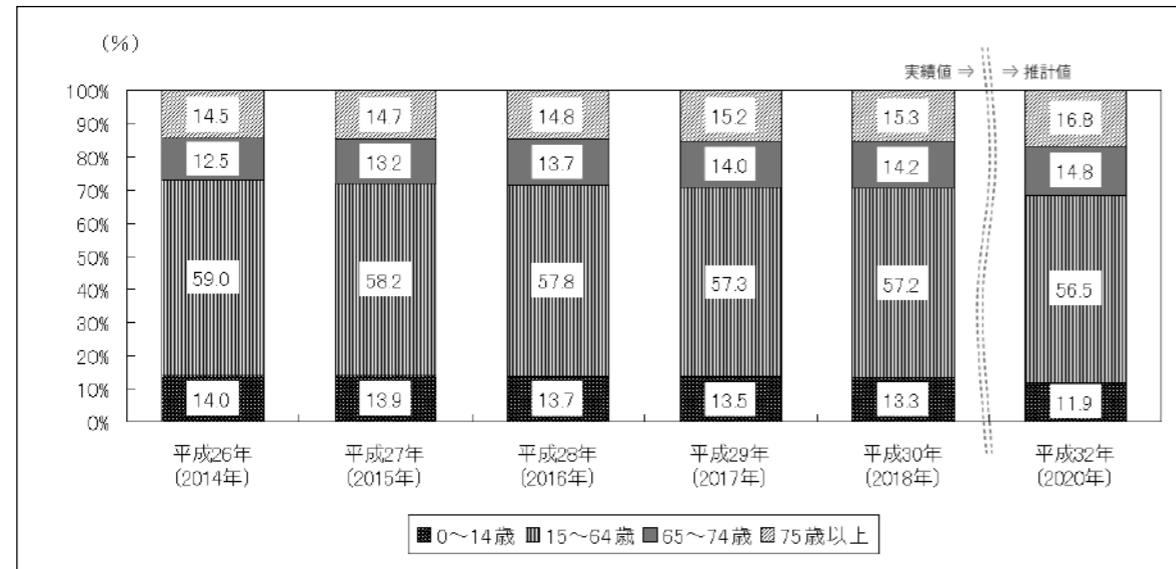
#### ①人口の推移

■総人口と年齢4区分別人口の推移



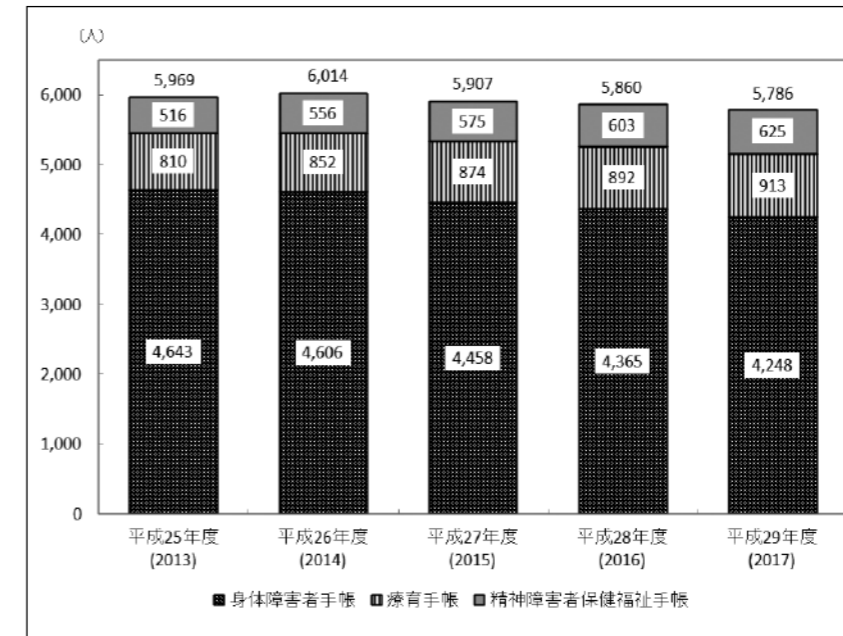
資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)、津山市人口等将来推計(平成27年)

■年齢4区分別人口比の推移



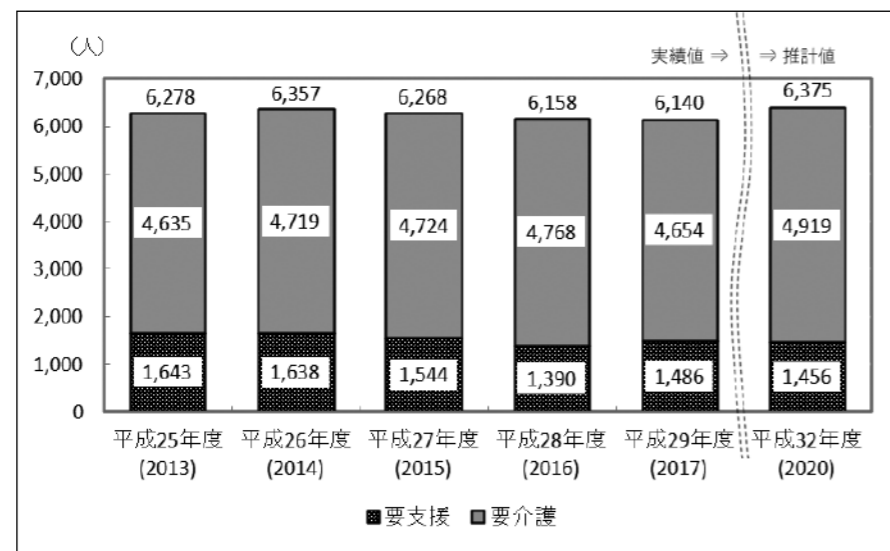
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）、津山市人口等将来推計（平成27年）

④障害者手帳等保有者数



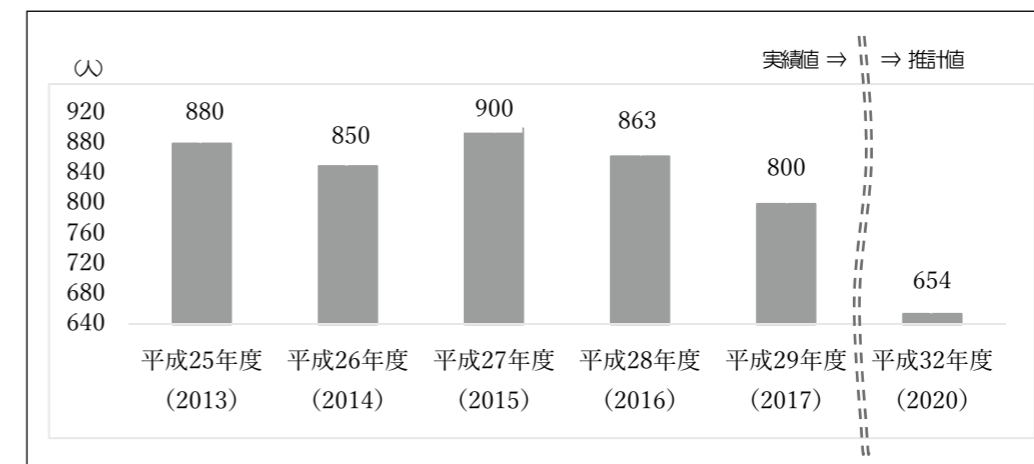
資料：障害福祉課

②※要支援・要介護認定者の推移



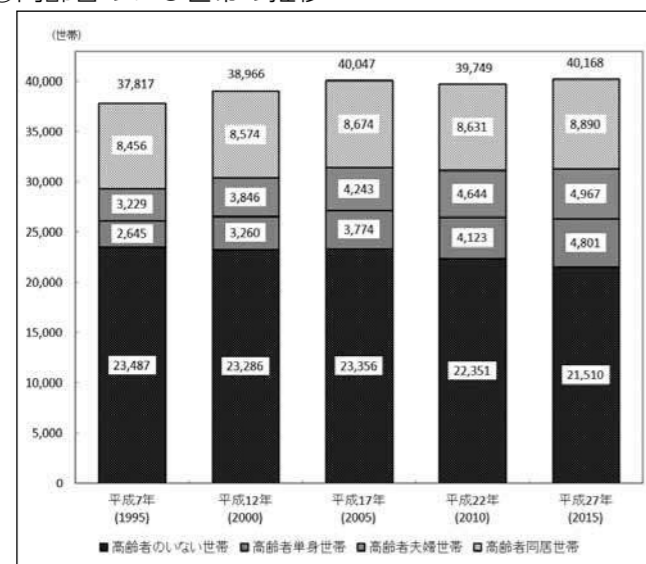
資料：高齢介護課

⑤出生数の推移



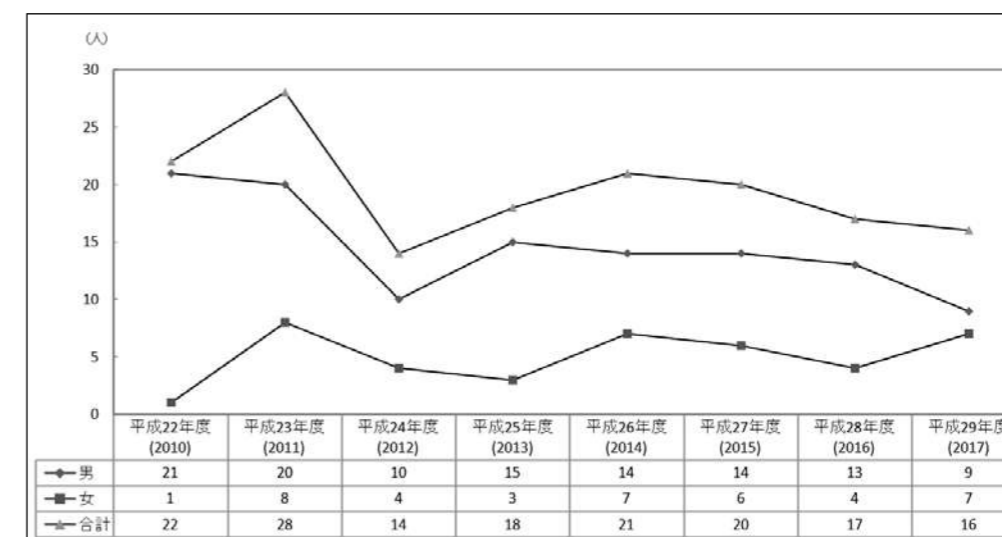
資料：市民課、津山市人口等将来推計（平成27年）

③高齢者のいる世帯の推移



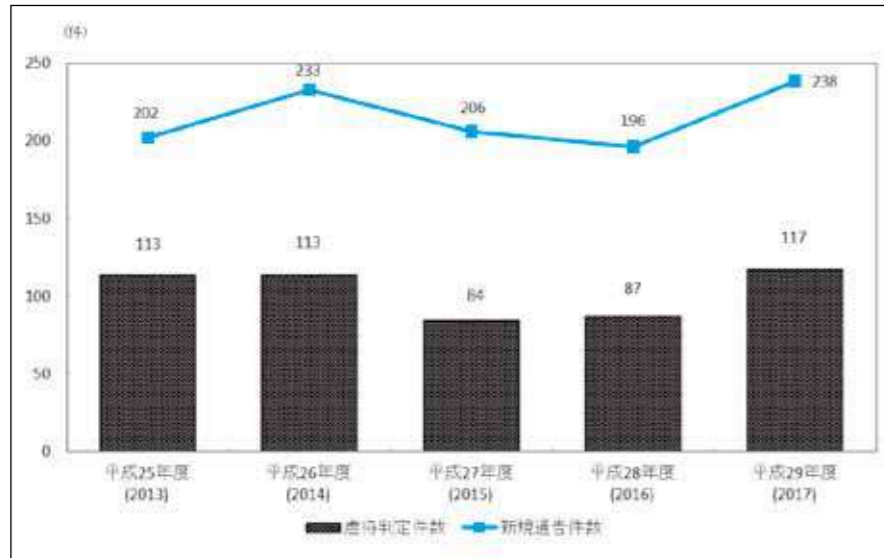
資料：高齢介護課

⑥自殺死亡者数の推移



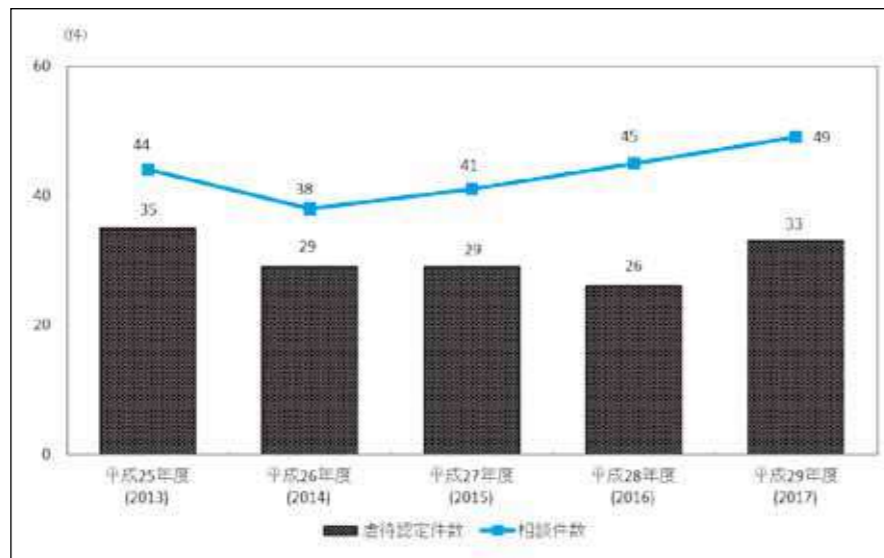
資料：健康増進課

⑦児童虐待通告件数の推移



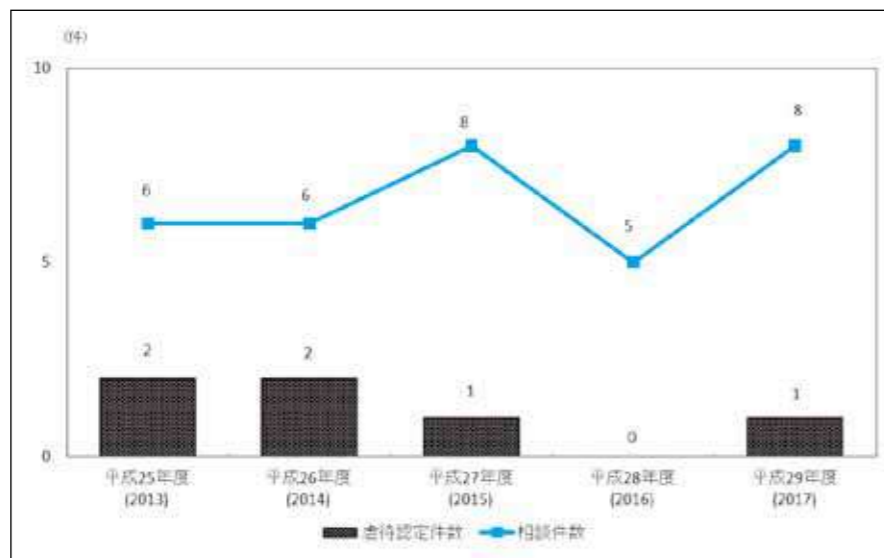
資料：こども子育て相談室

⑧高齢者虐待相談件数の推移



資料：高齢介護課

⑨障害者虐待相談件数の推移

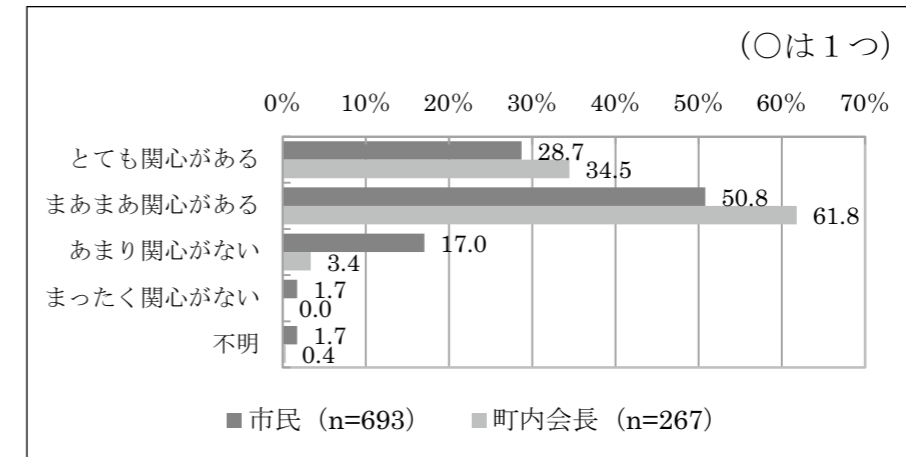


資料：障害福祉課

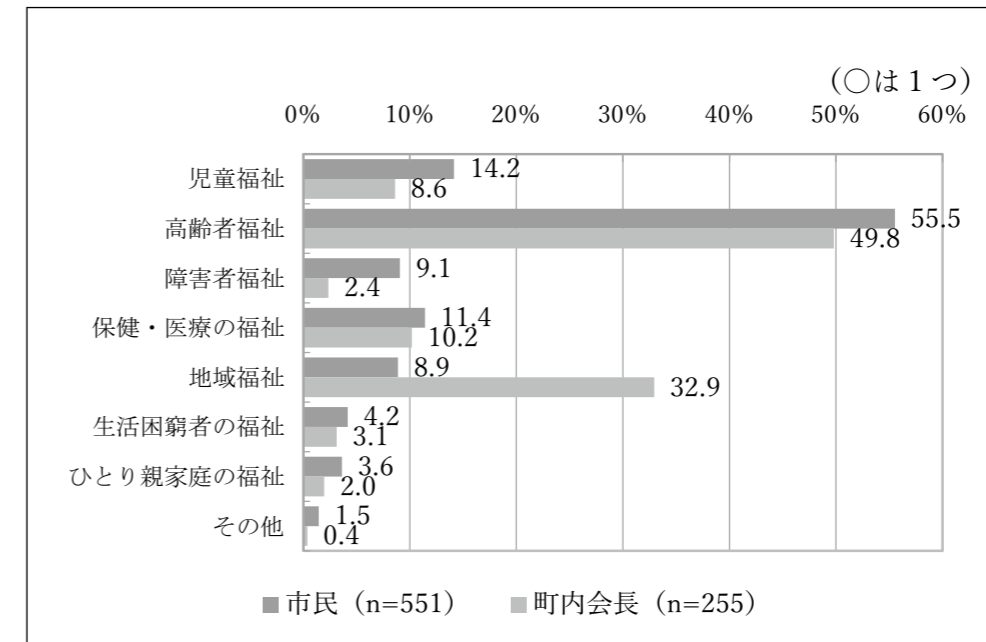
2) アンケート調査等の結果

①福祉に対する意識について 【市民、町内会長アンケート】

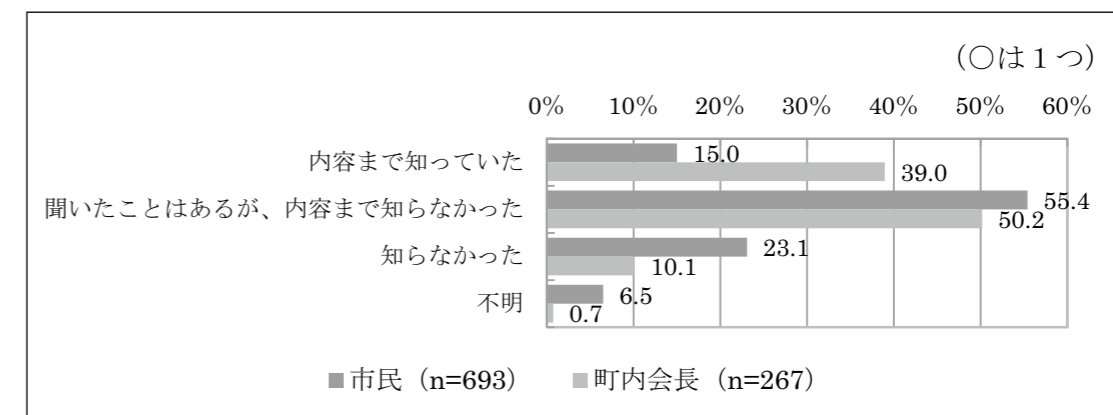
■福祉への関心



■関心のある福祉分野

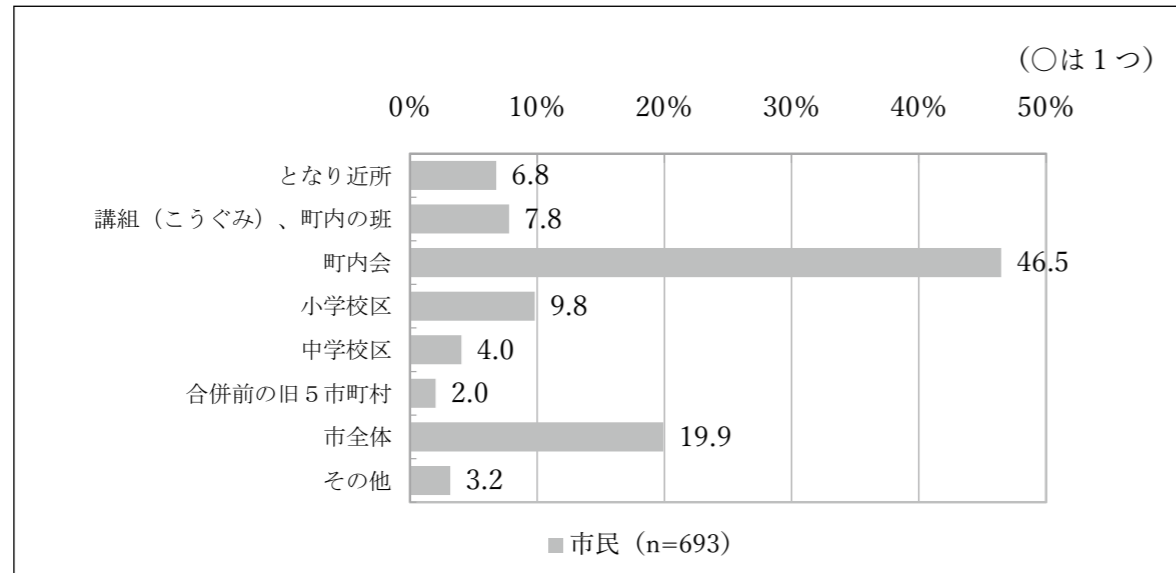


■「地域福祉」の認知度

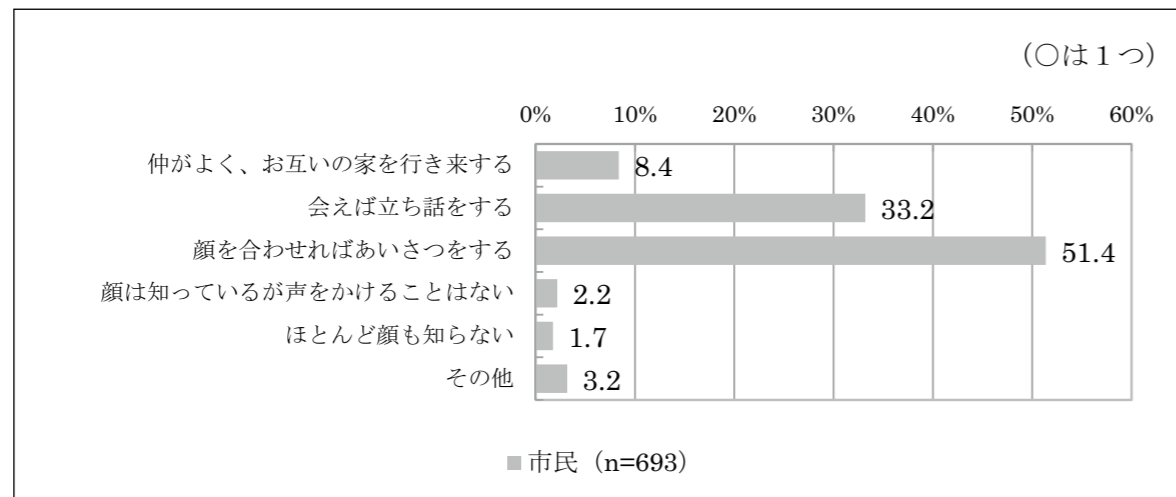


②地域との関わりについて 【市民アンケート】

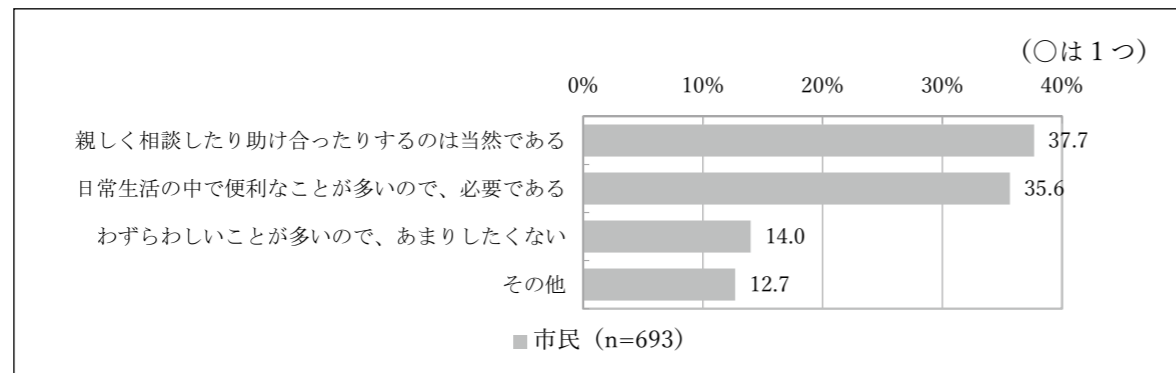
■地域の範囲



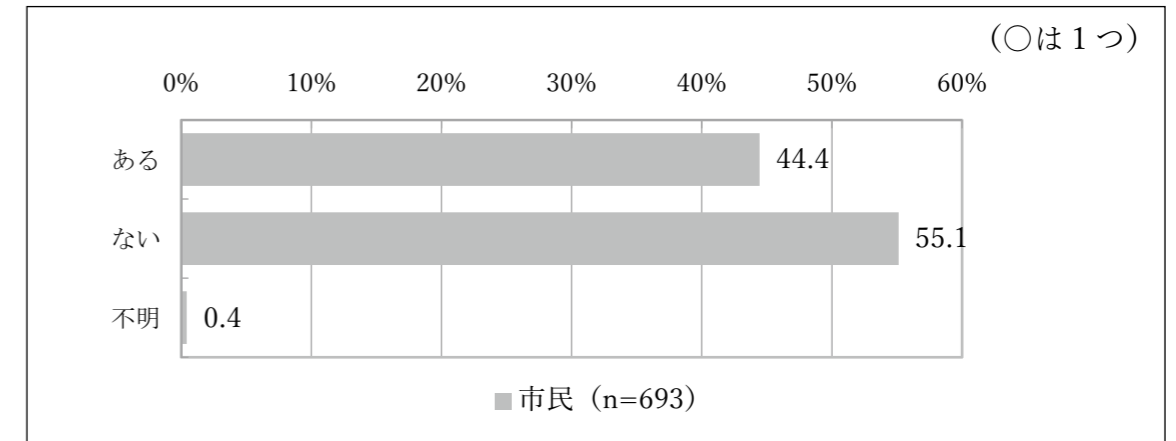
■近所の人との付き合い



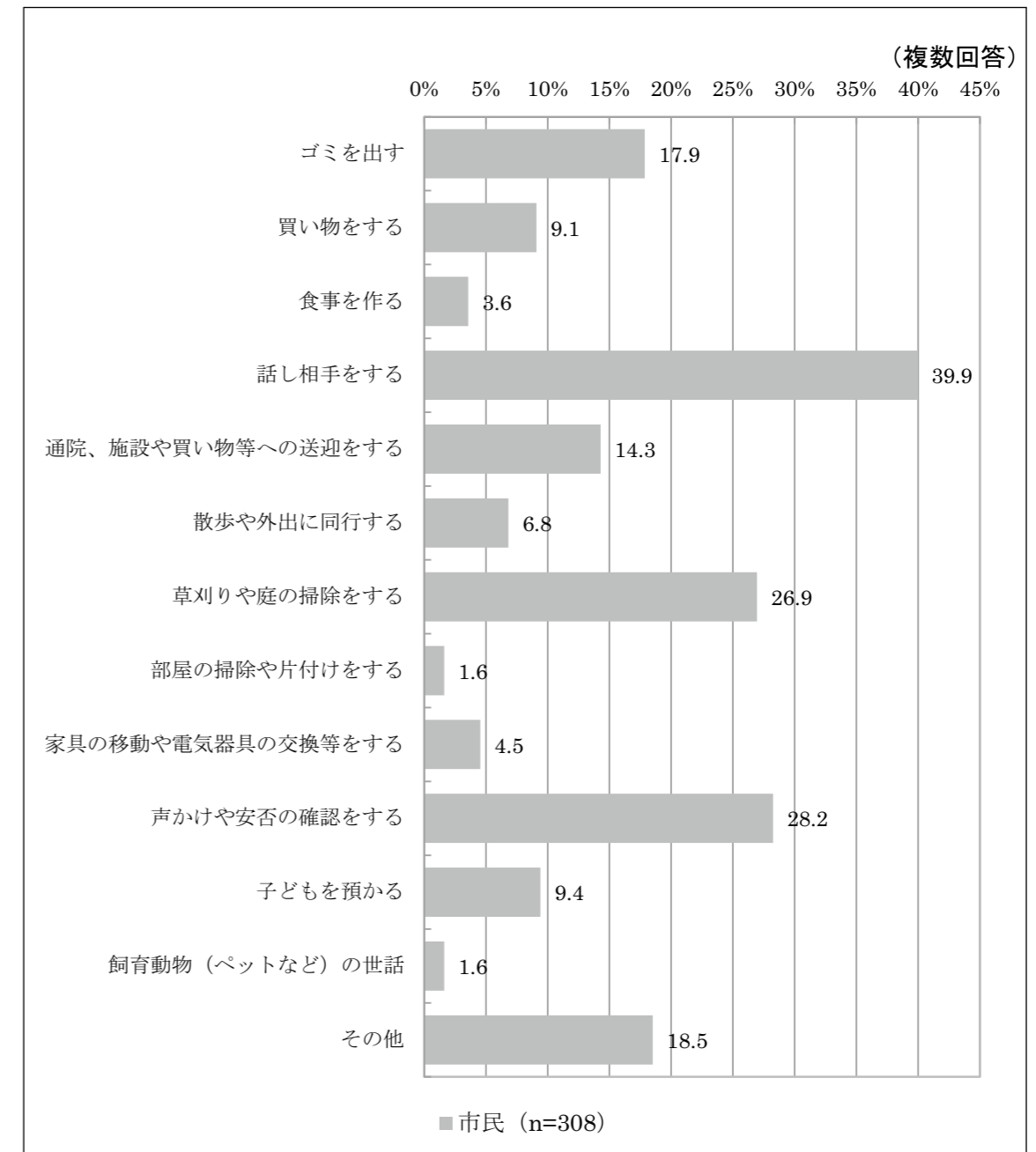
■近所の人との付き合いに対する考え方



■近所の人への手伝い

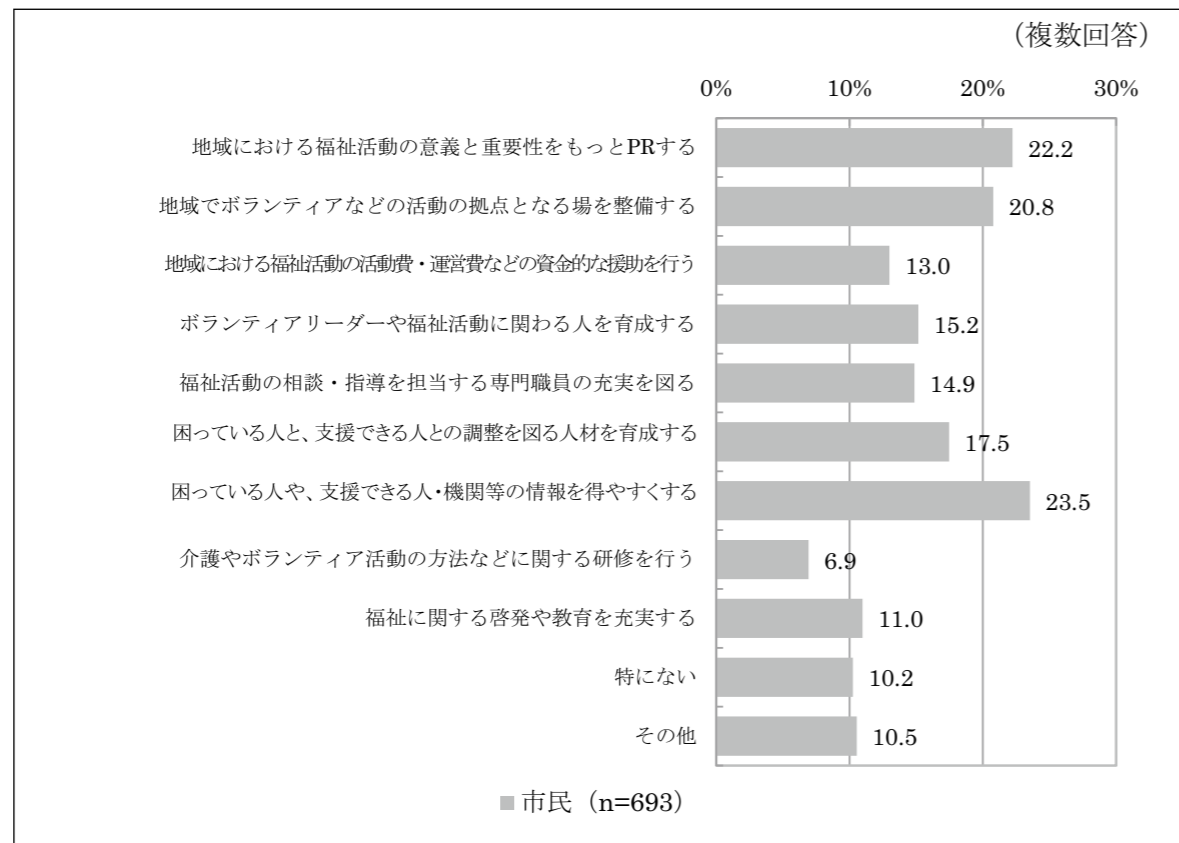


■手伝いの内容

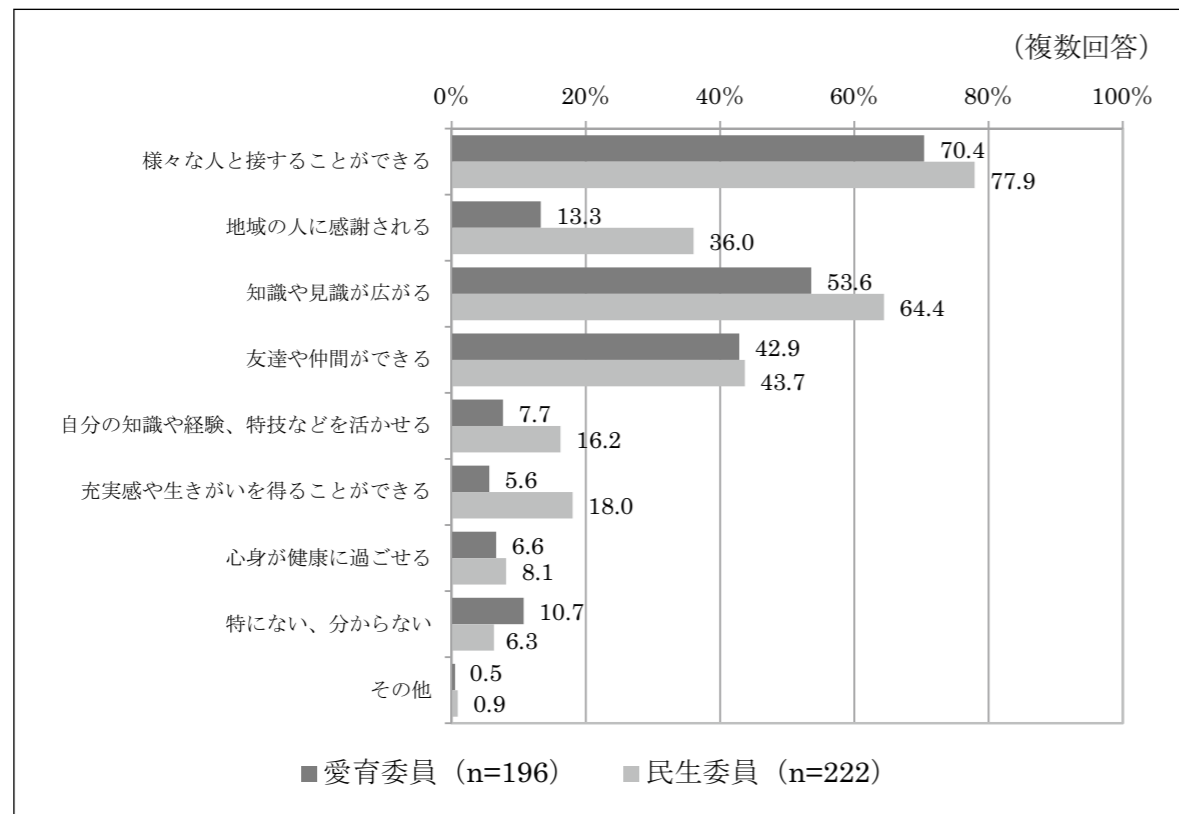


③地域における助け合い、支え合い活動について

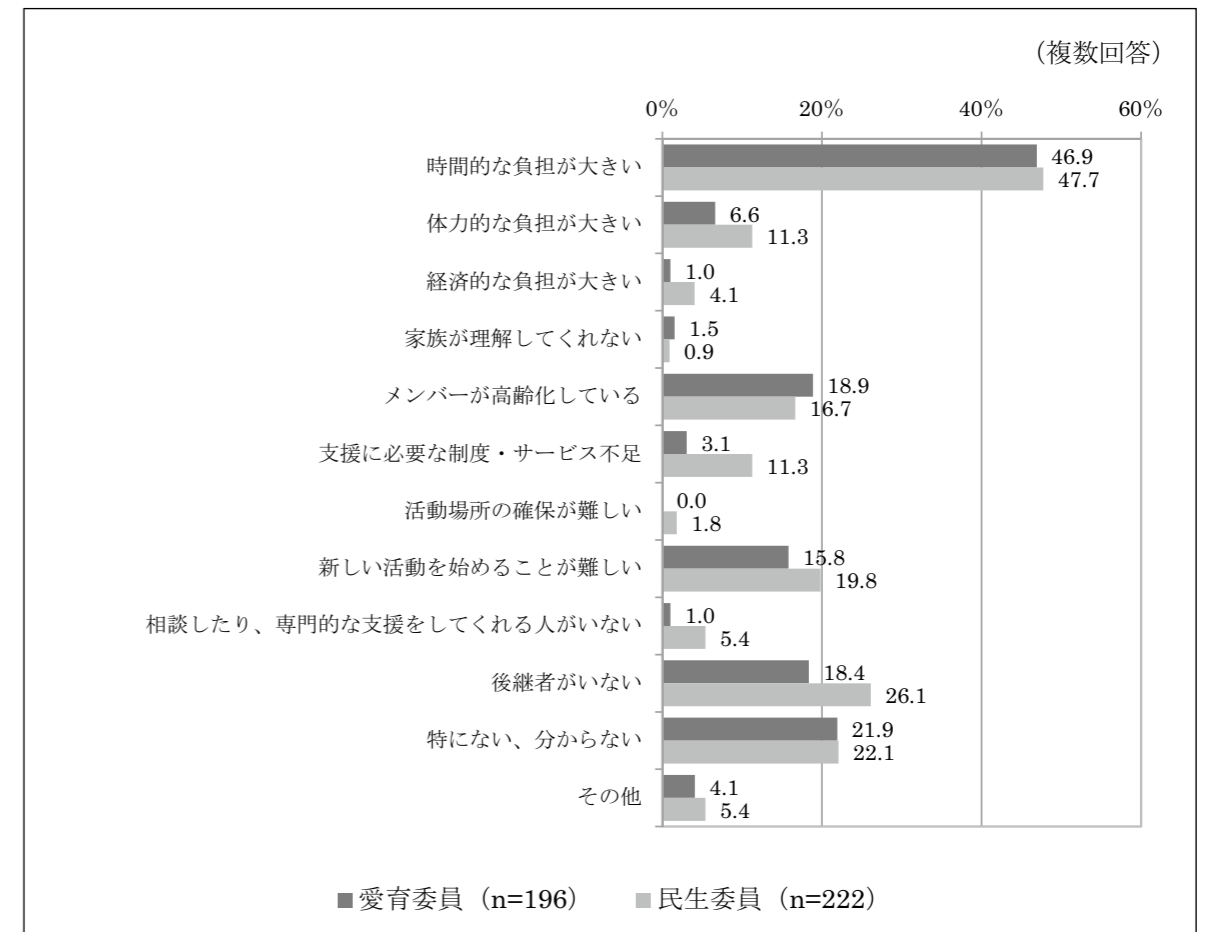
■地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと 【市民アンケート】



■委員の活動を通じて良かったこと 【愛育委員、民生委員アンケート】

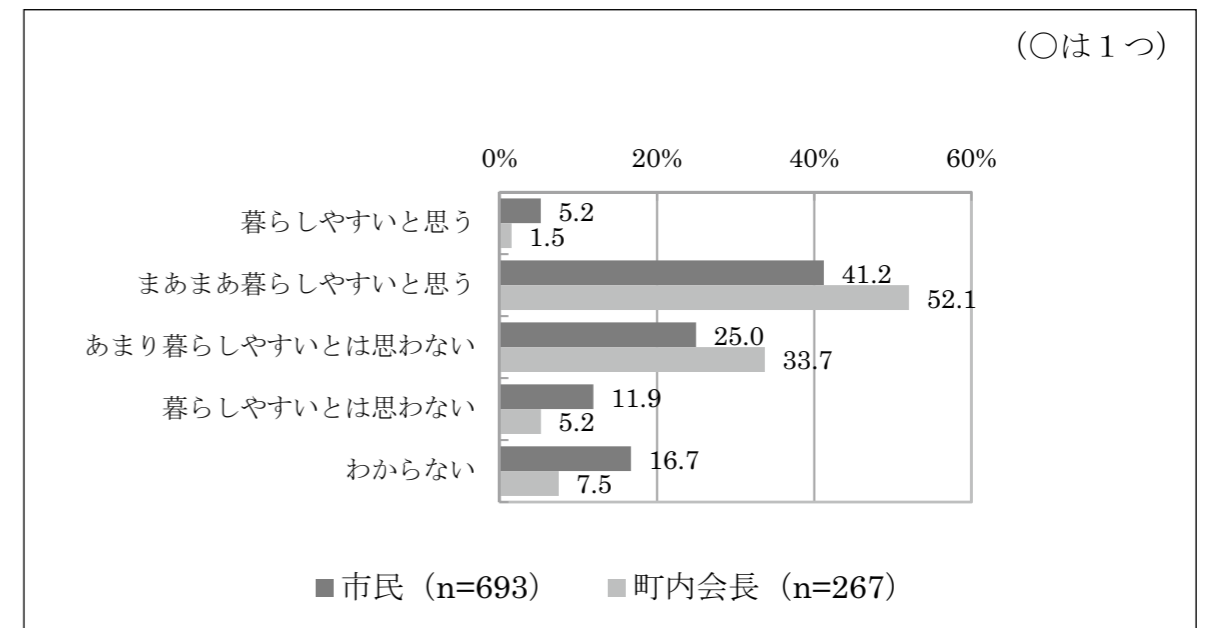


■委員の活動で困っていること 【愛育委員、民生委員アンケート】

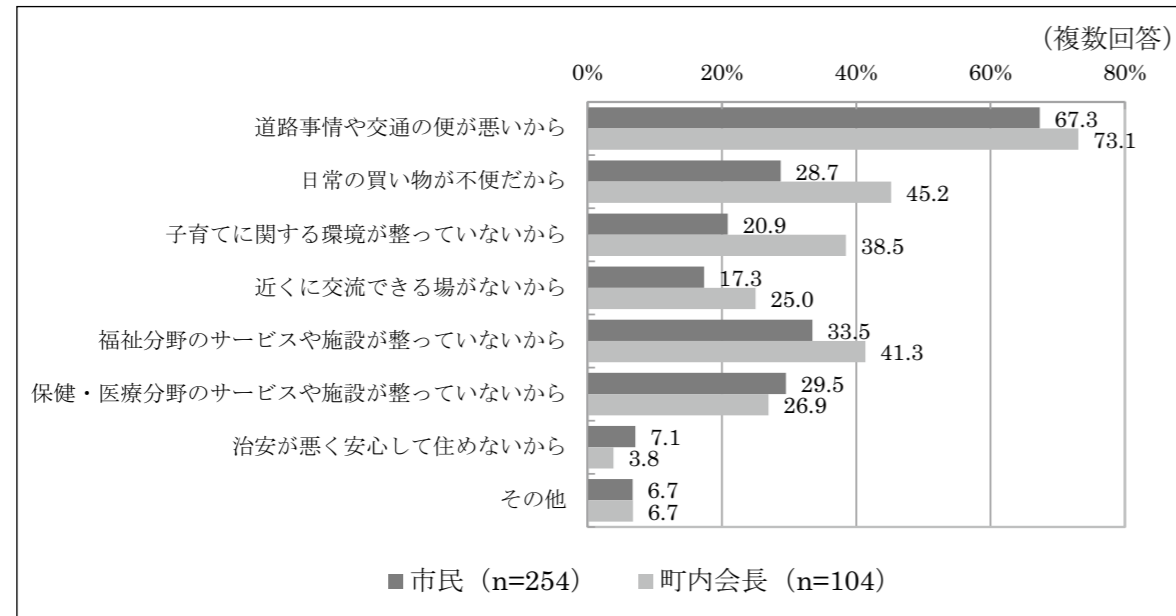


④子どもや高齢者等にとっての暮らしやすさについて 【市民、町内会長アンケート】

■子どもや高齢者等にとっての暮らしやすさ

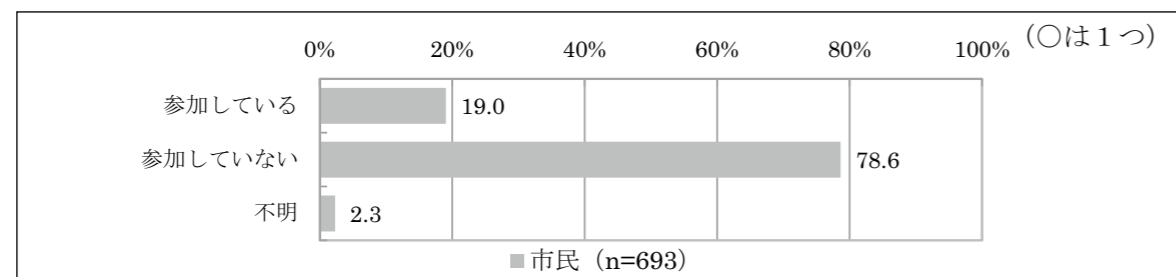


■暮らしやすいと思わない理由

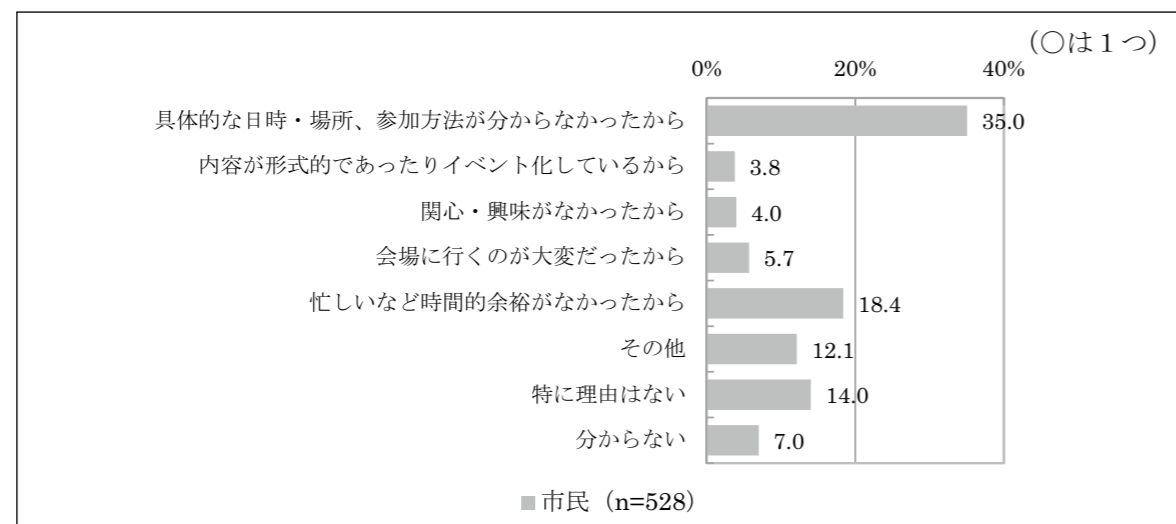


⑤防災や防犯について

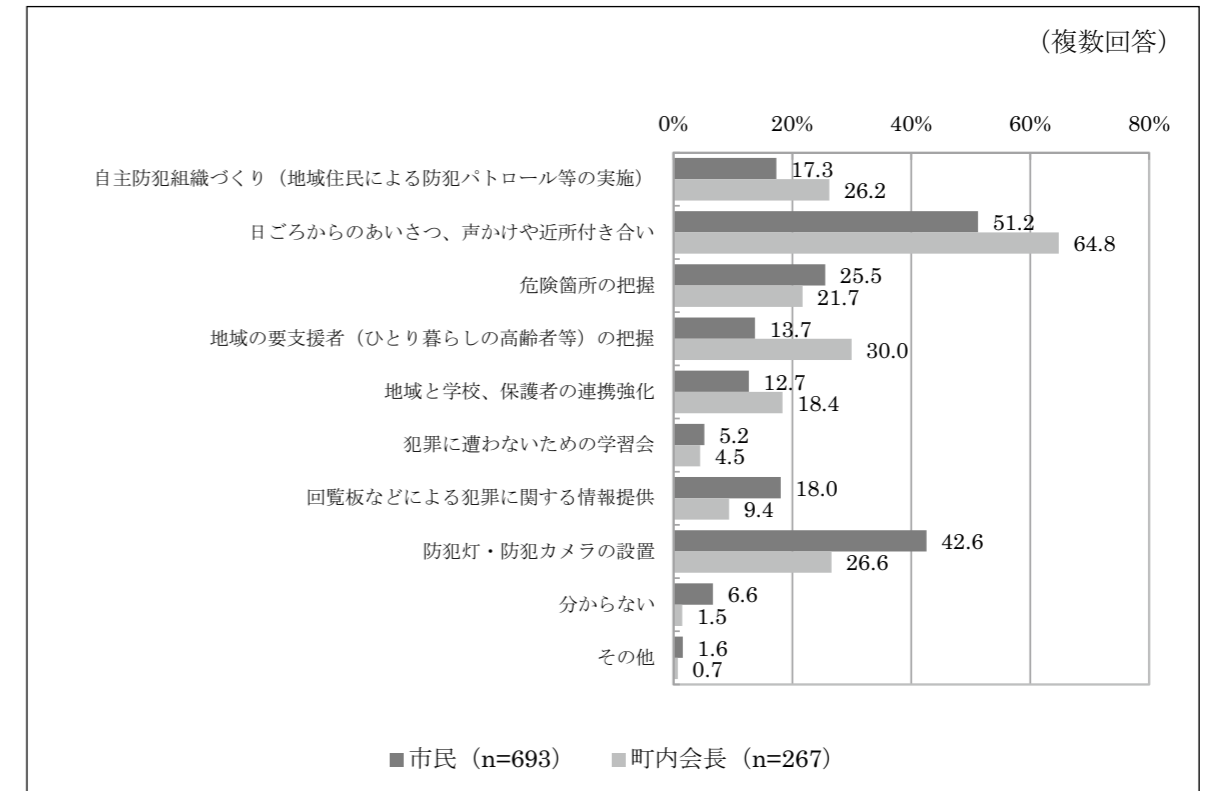
■地域の防災訓練への参加 【市民アンケート】



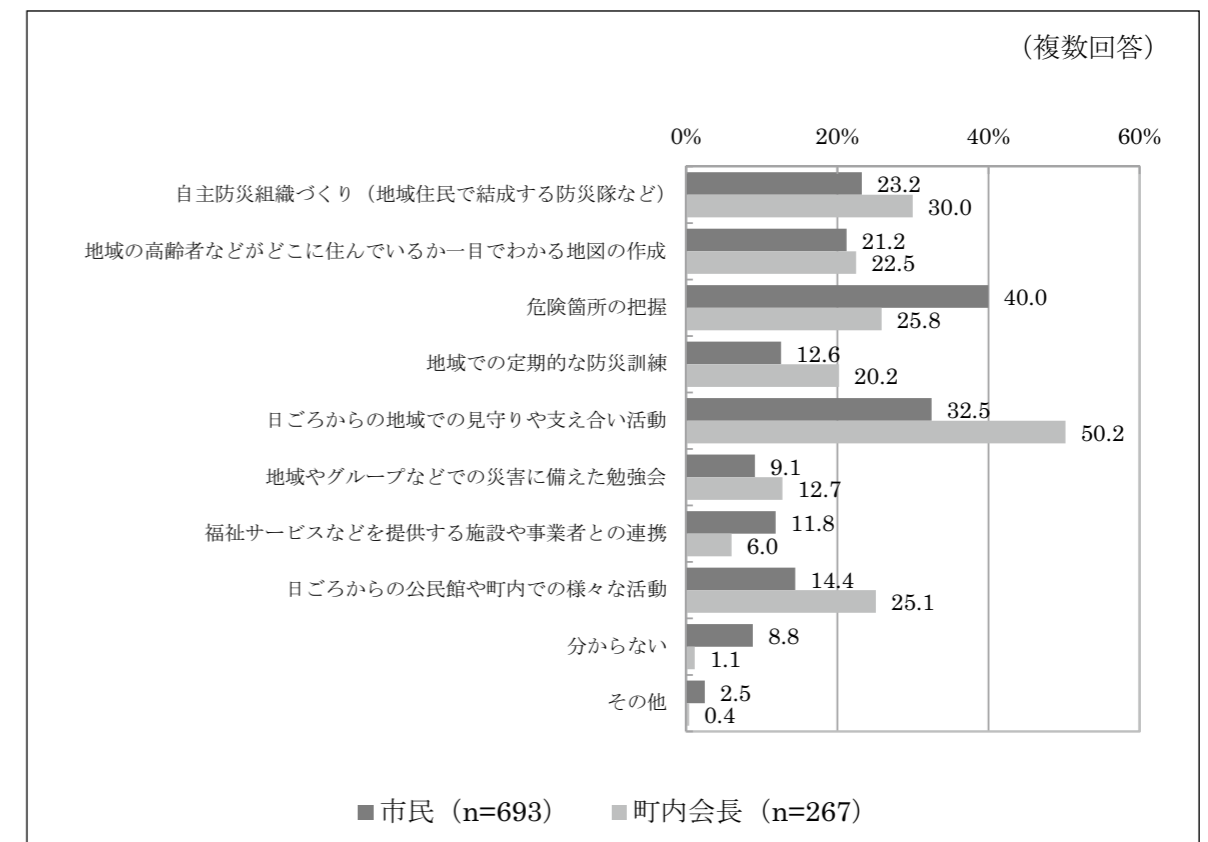
■地域の防災訓練に参加していない理由 【市民アンケート】



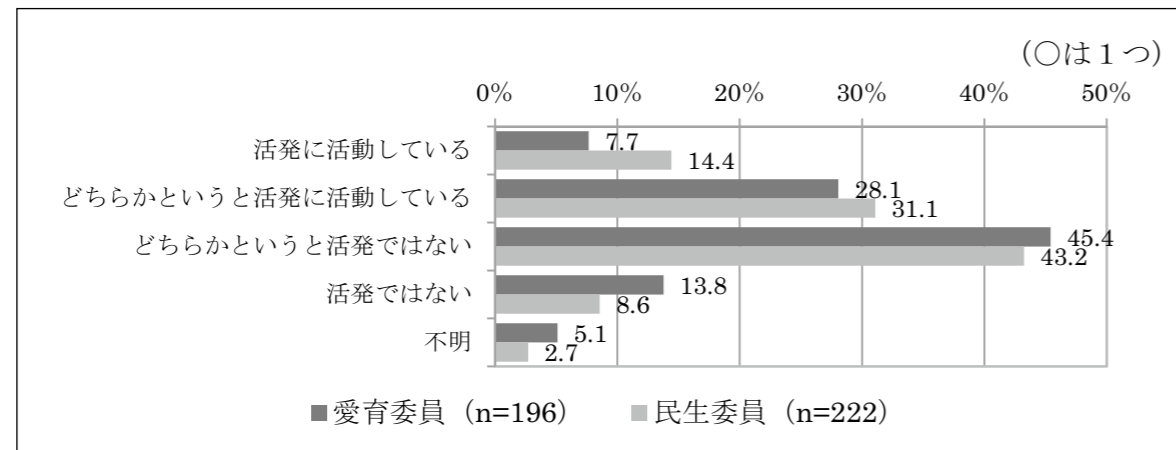
■防犯に関する重要な取組 【市民、町内会長アンケート】



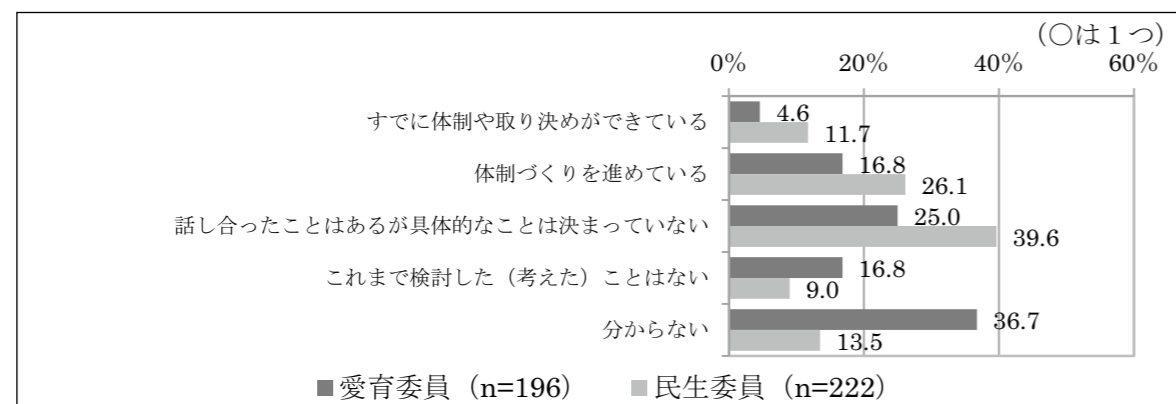
■災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと 【市民、町内会長アンケート】



■地域での災害対策の取組 【愛育委員、民生委員アンケート】

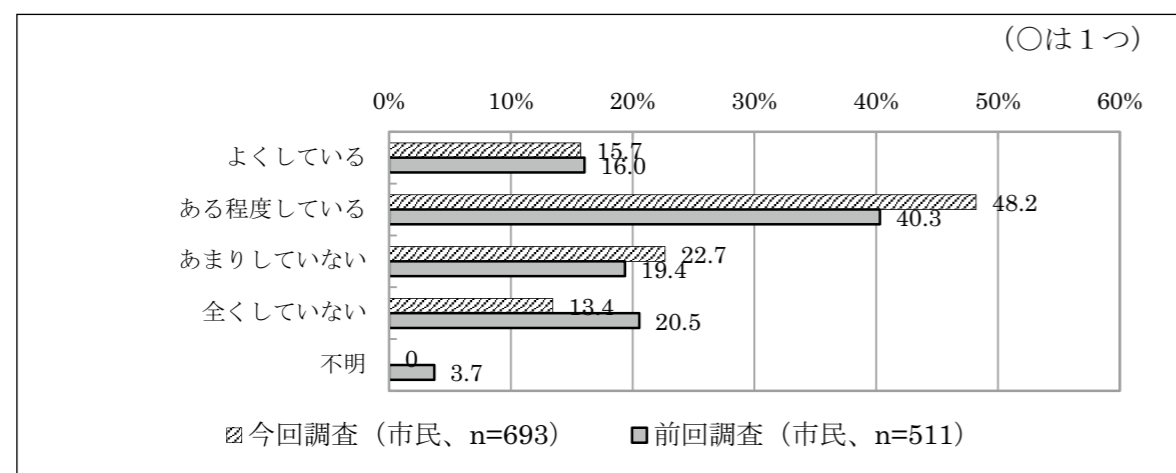


■災害時の避難体制 【愛育委員、民生委員アンケート】

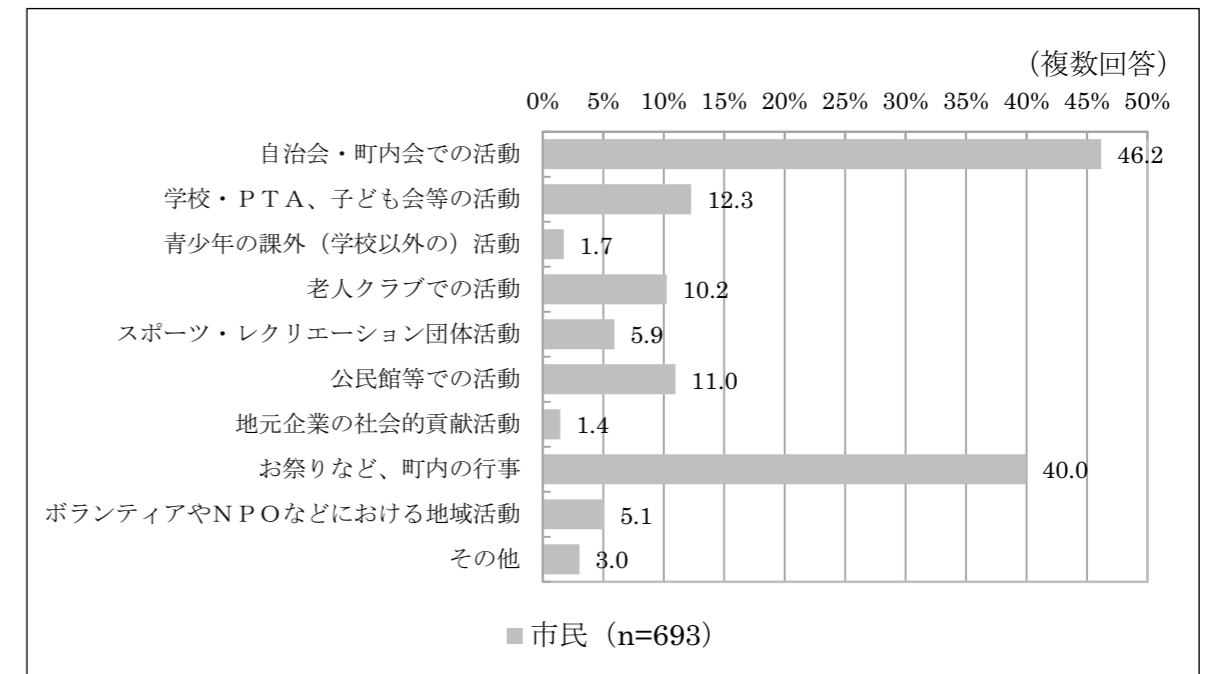


⑥地域活動への参加について

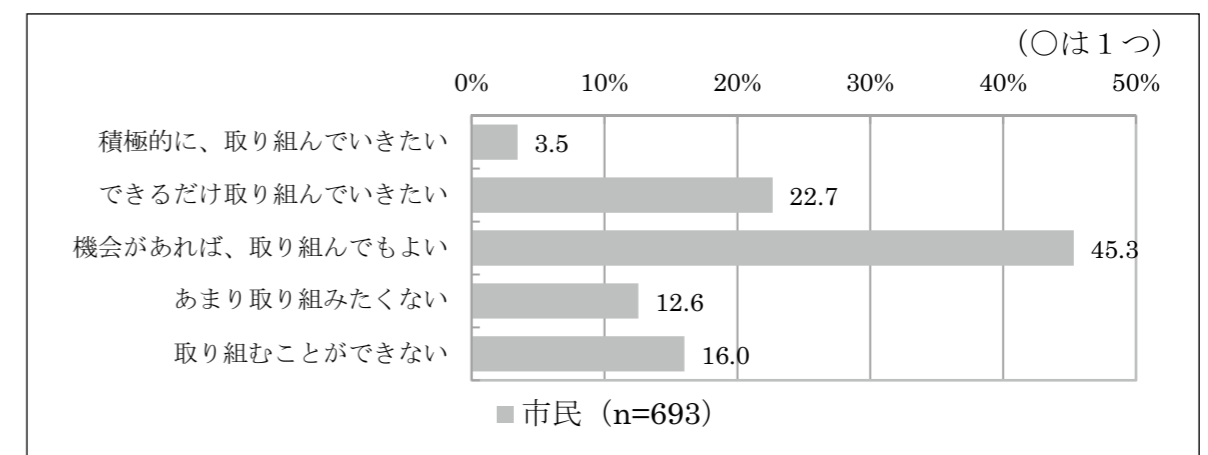
■地域内の行事等への参加 【市民アンケート】



■地域で参加している活動 【市民アンケート】

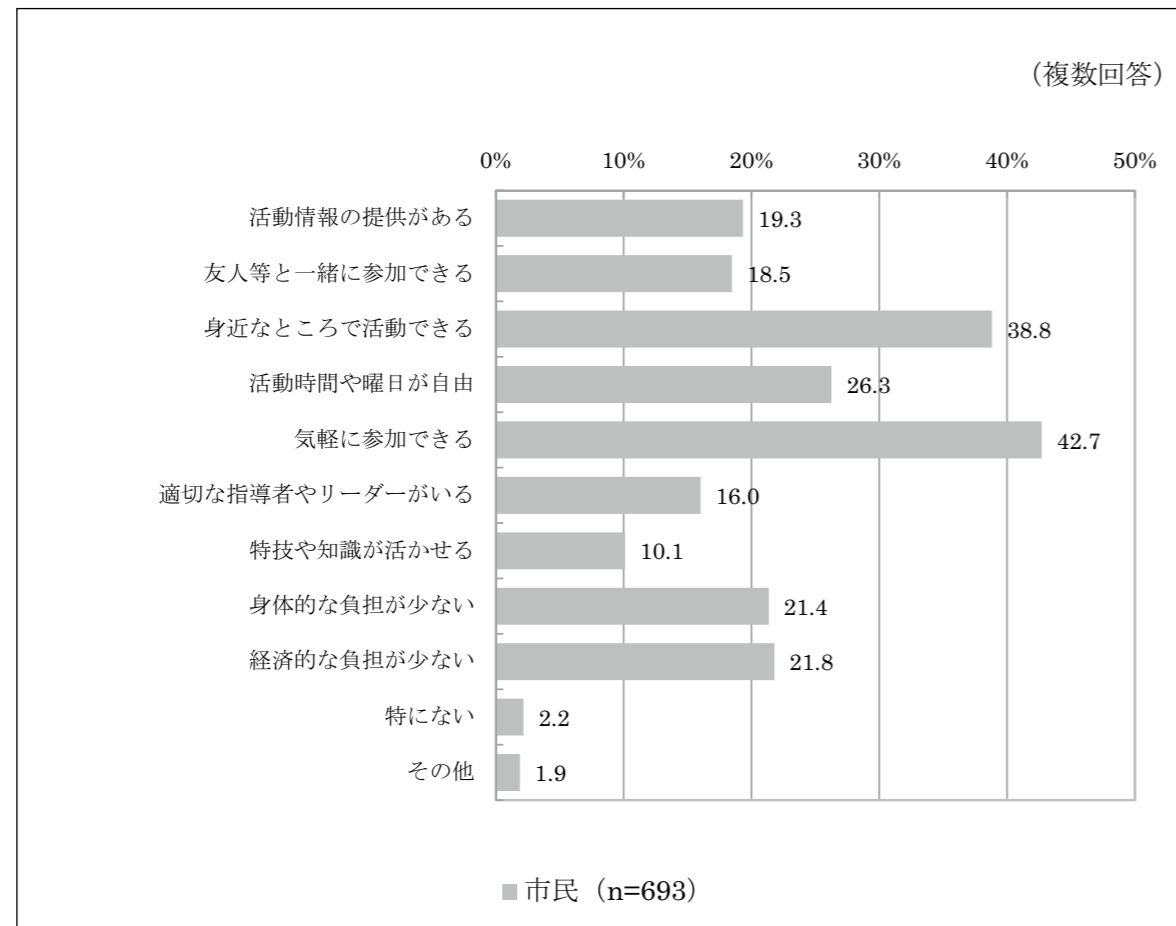


■今後の地域活動等の取組 【市民アンケート】

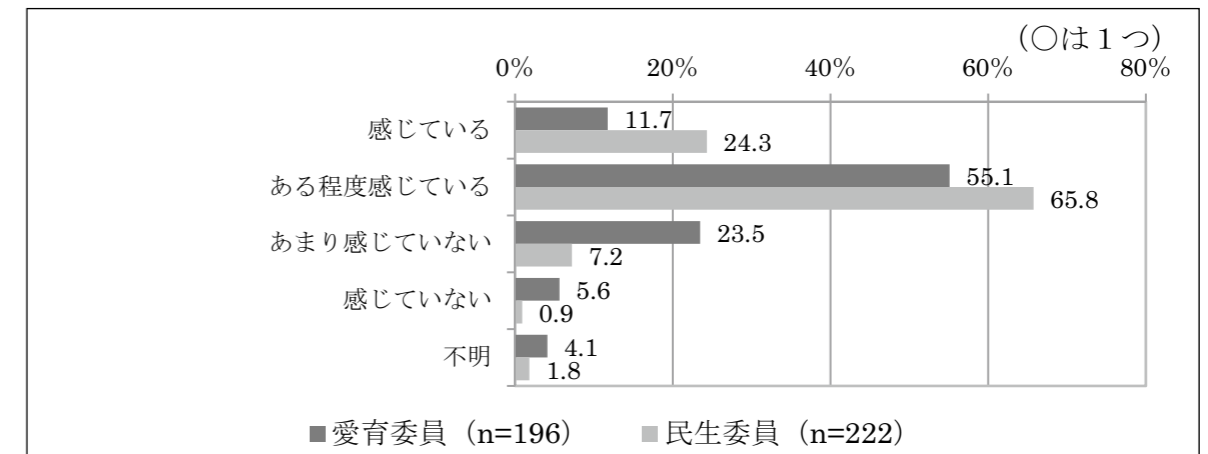




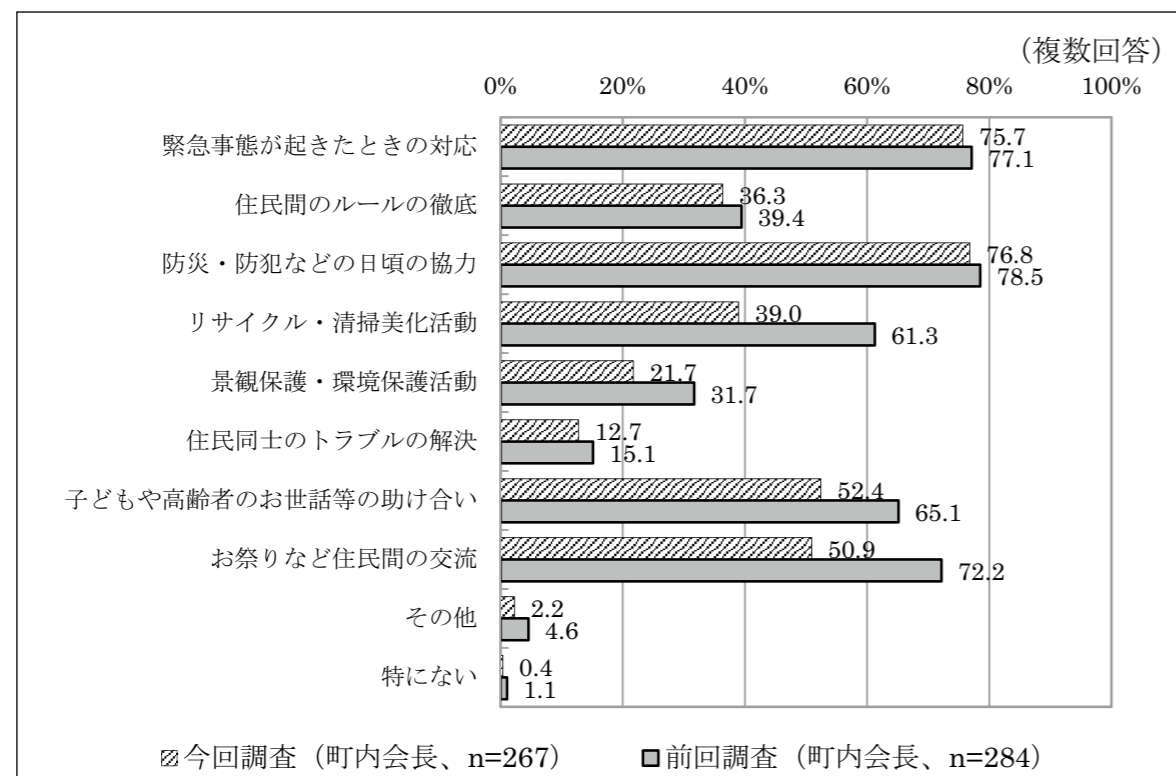
■活動・参加の条件 【市民アンケート】



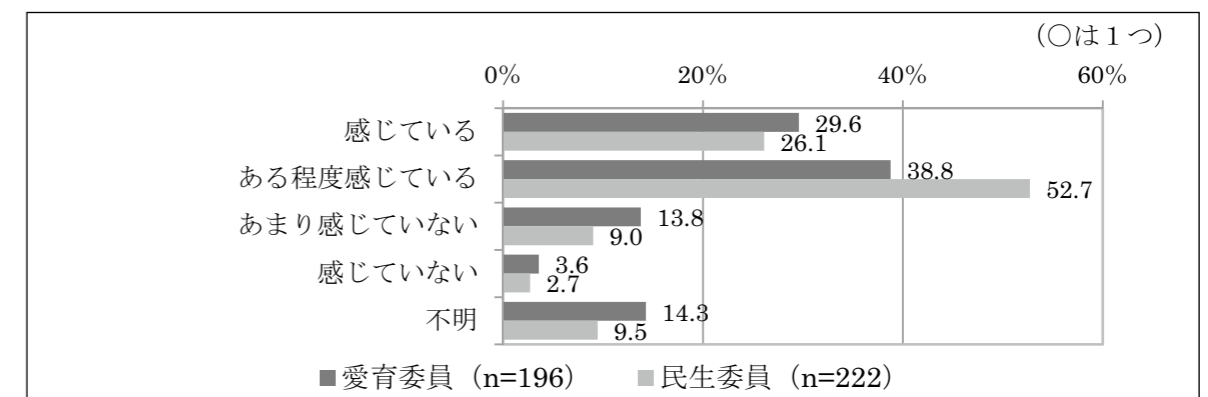
■委員の活動のやりがい・使命感 【愛育委員、民生委員アンケート】



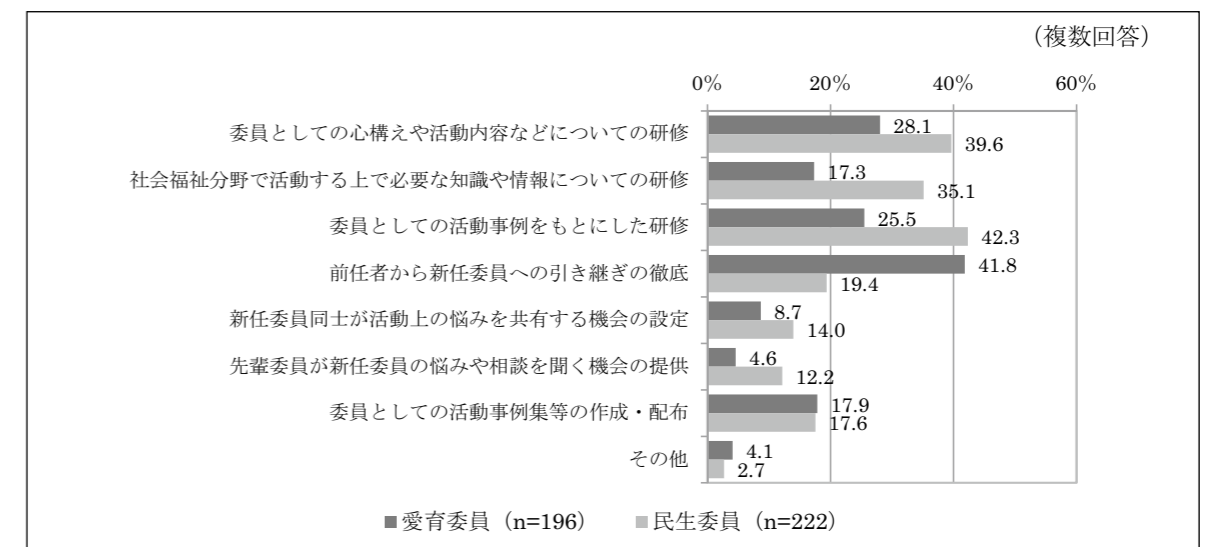
■町内会活動で特に重要だと思う活動 【町内会長アンケート】



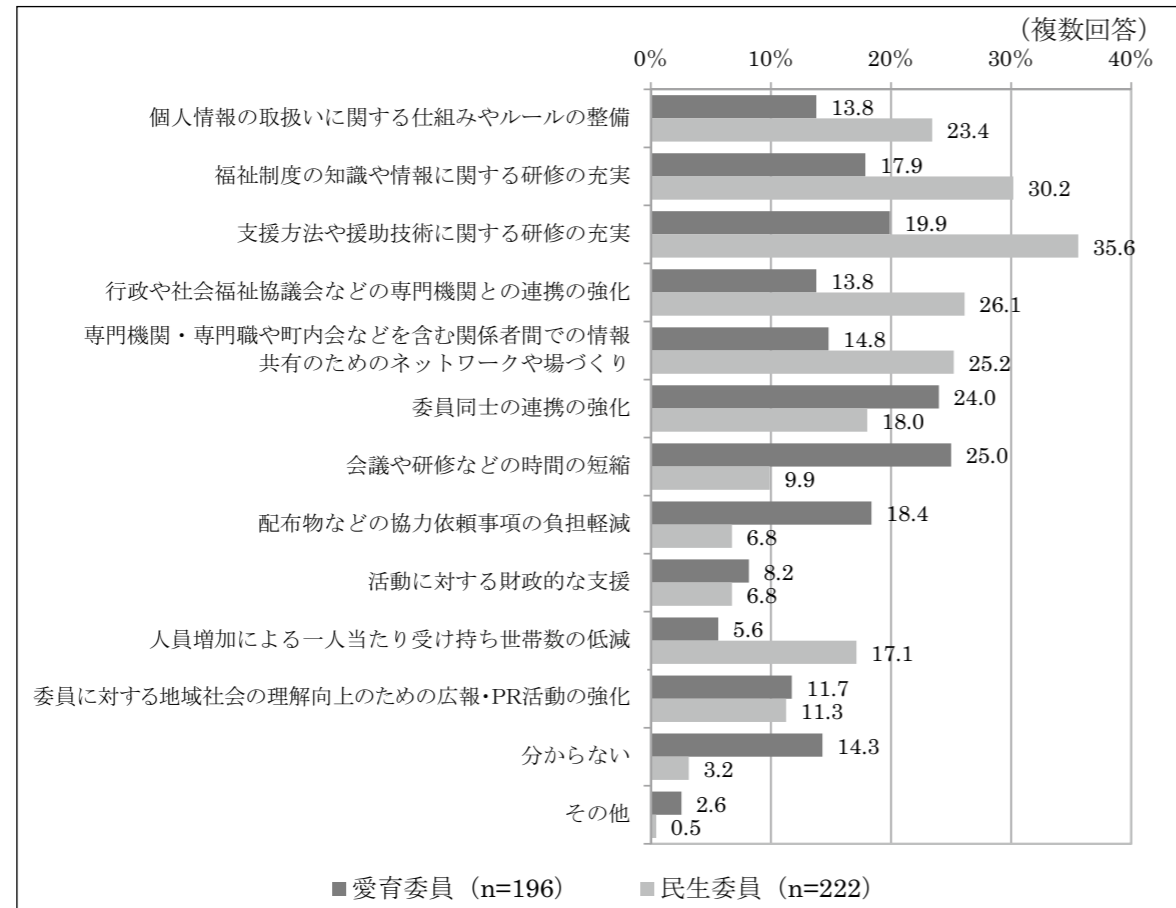
■委員の活動の負担感 【愛育委員、民生委員アンケート】



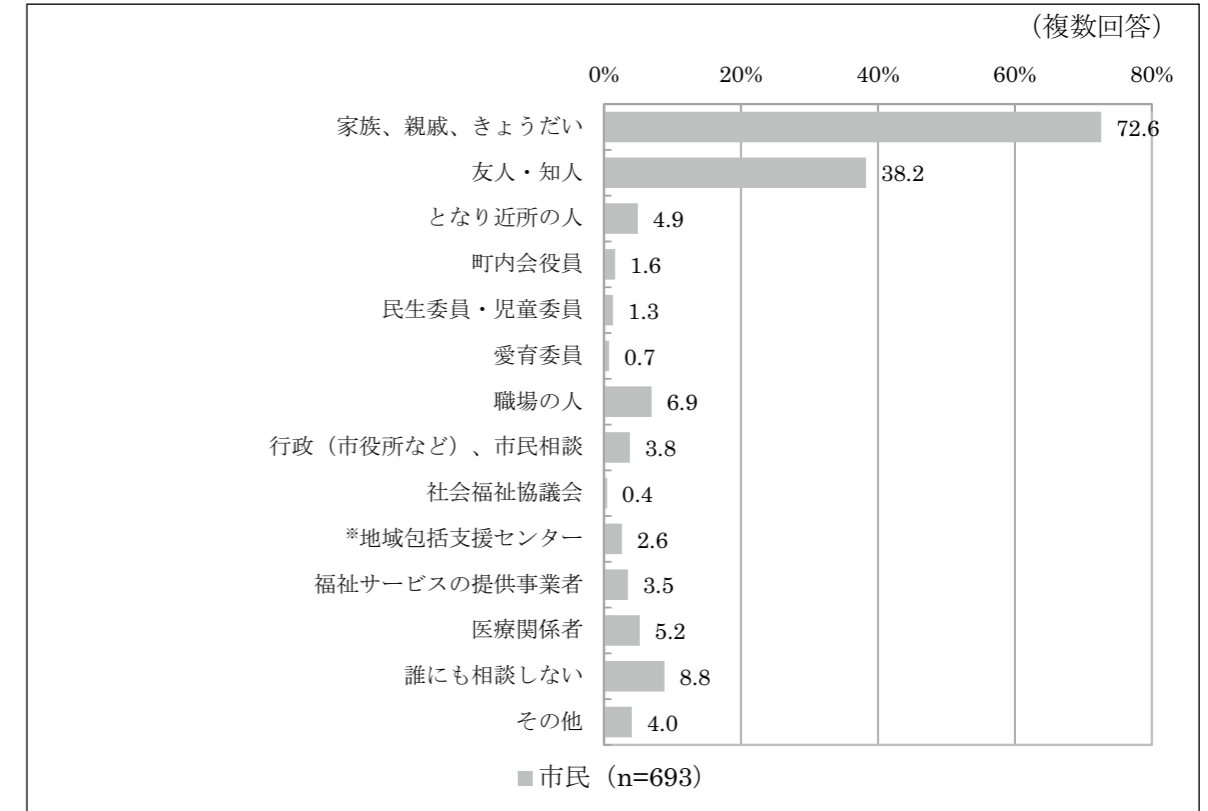
■委員の人材育成のための取組 【愛育委員、民生委員アンケート】



■委員の活動を充実させる条件整備 【愛育委員、民生委員アンケート】

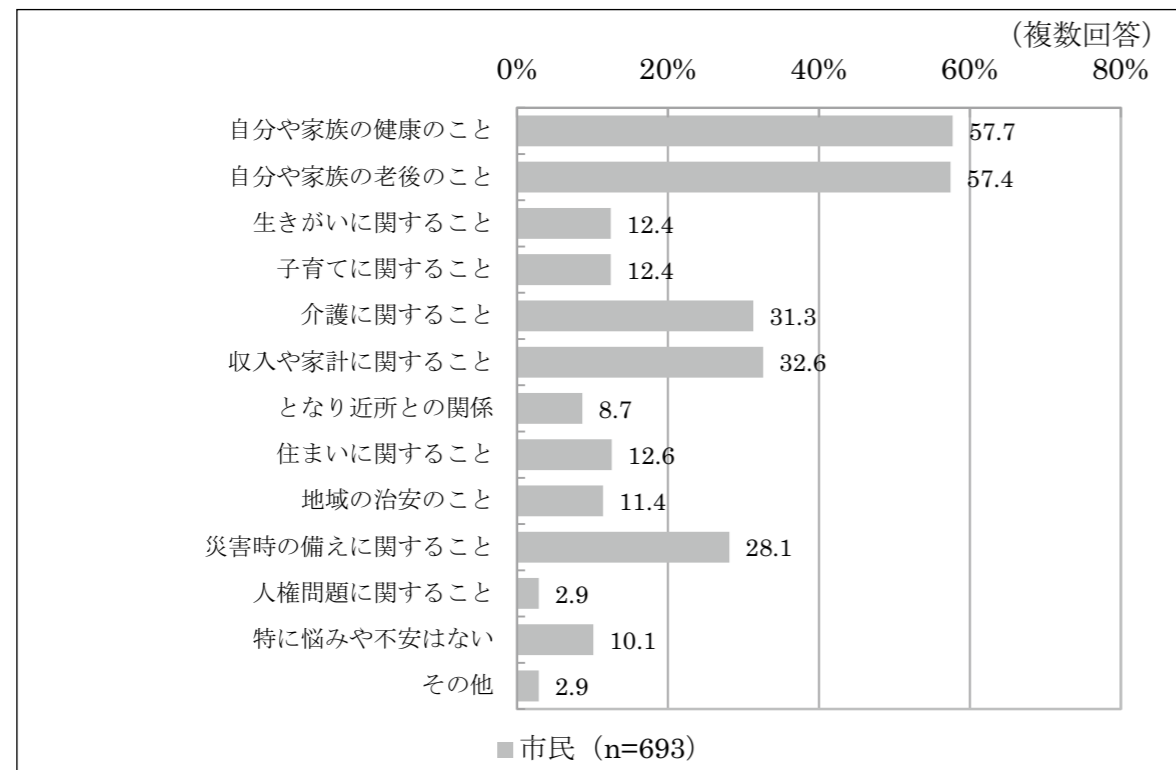


■不安や悩みの相談先 【市民アンケート】

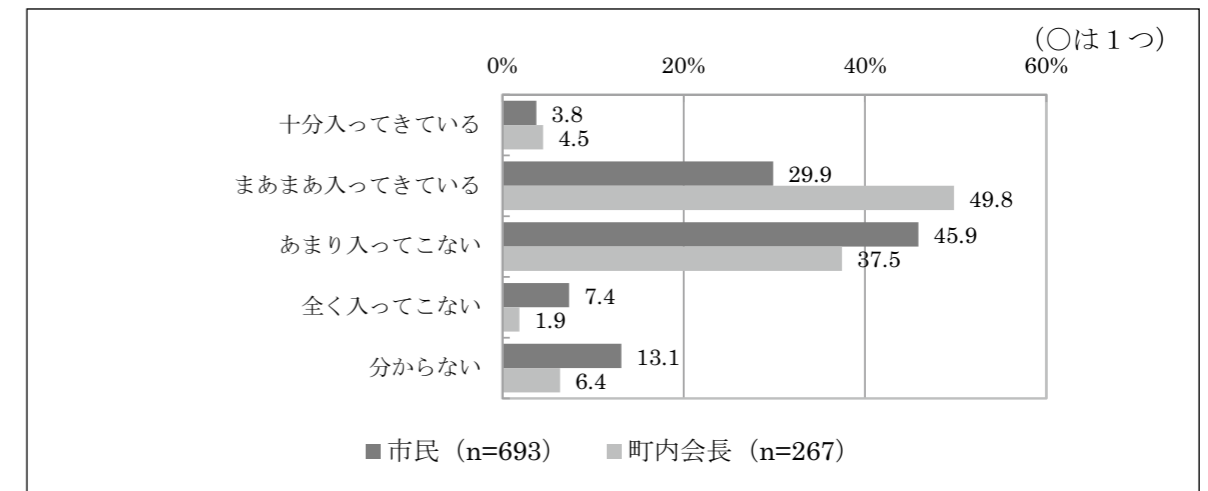


⑦日常生活の課題について

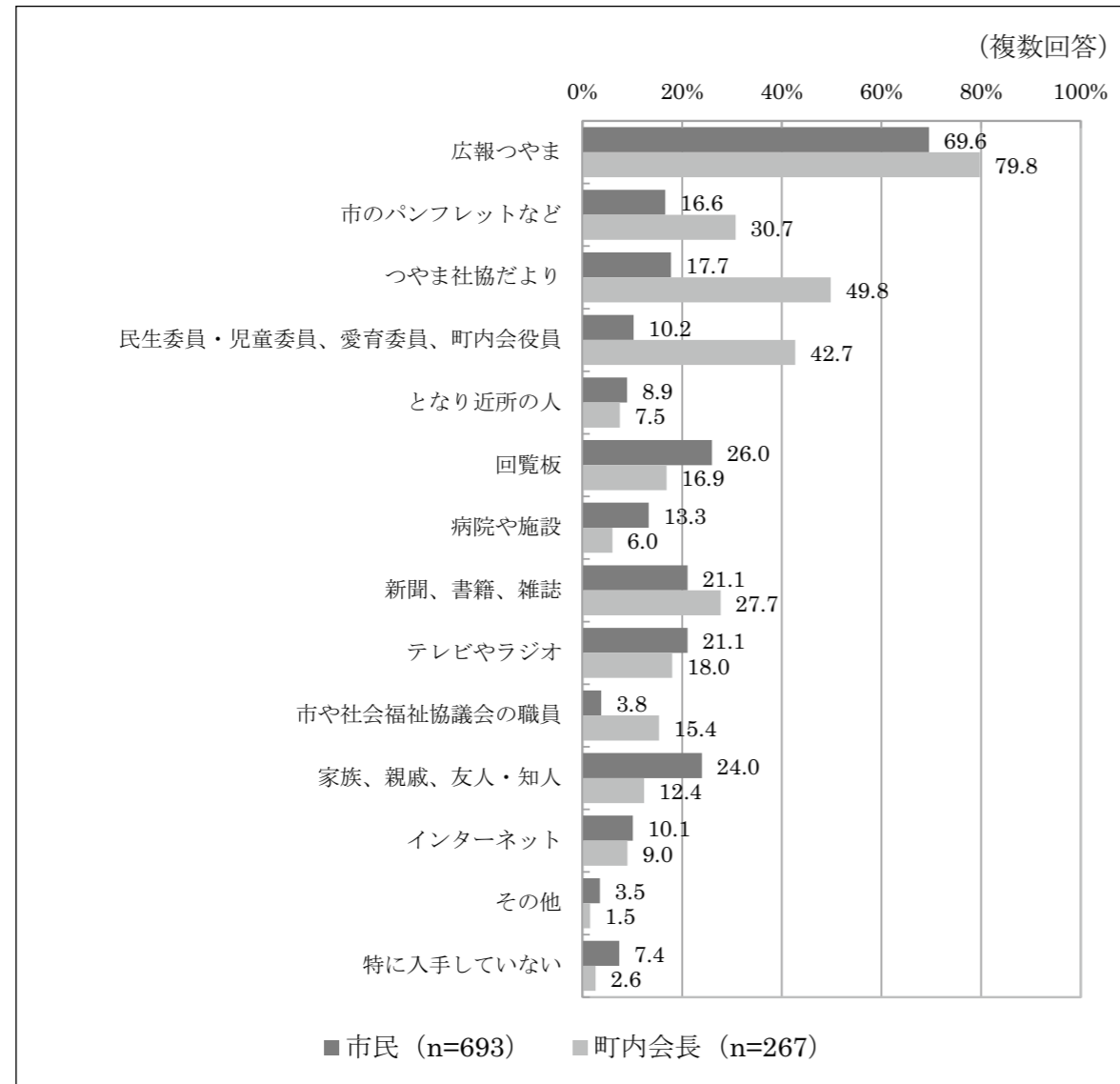
■悩みや不安を感じていること 【市民アンケート】



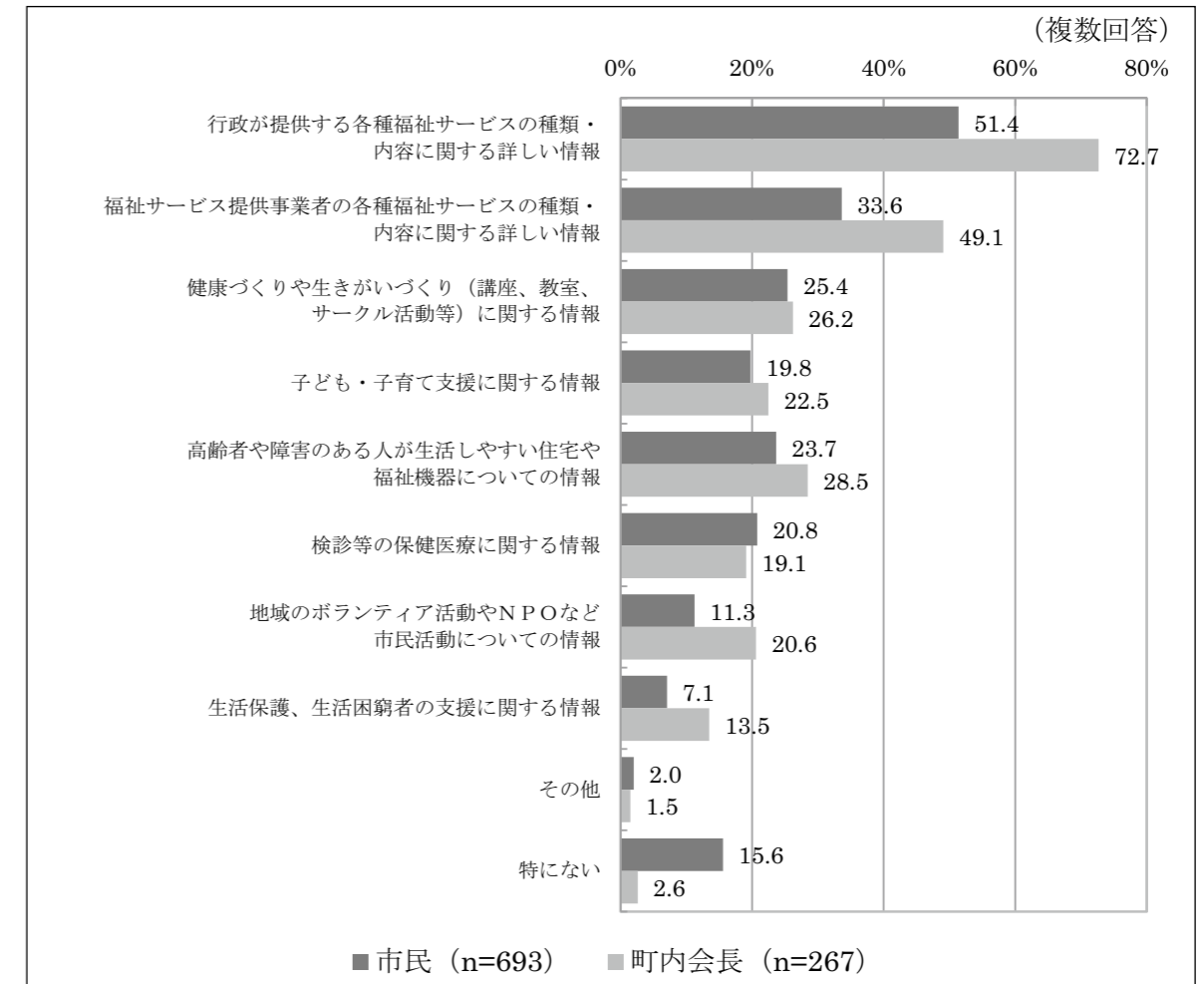
■福祉情報の入手程度 【市民、町内会長アンケート】



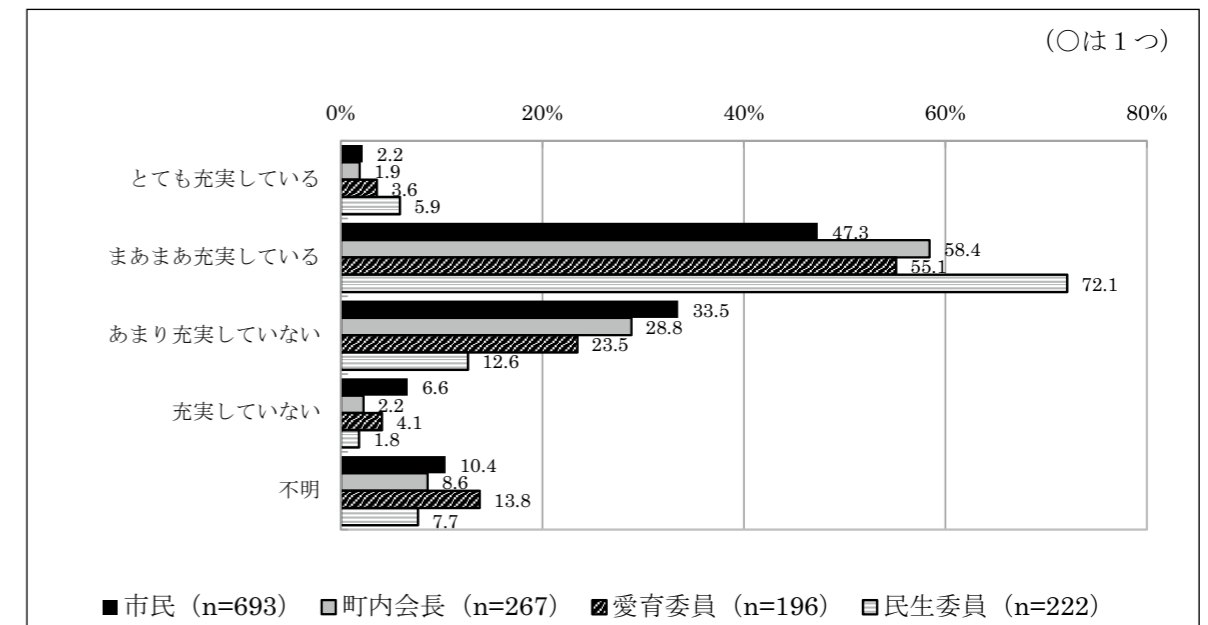
■福祉情報の入手方法 【市民、町内会長アンケート】



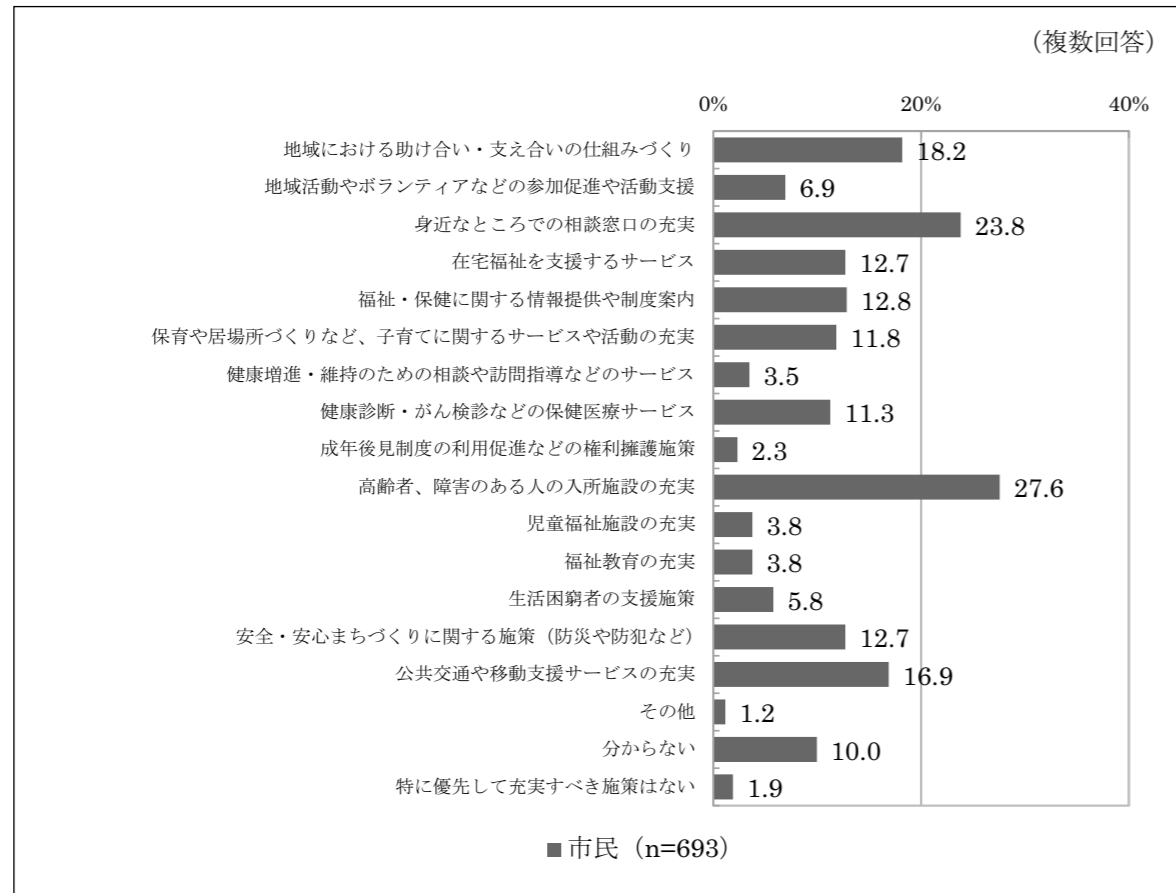
■知りたい福祉や健康の情報 【市民、町内会長アンケート】



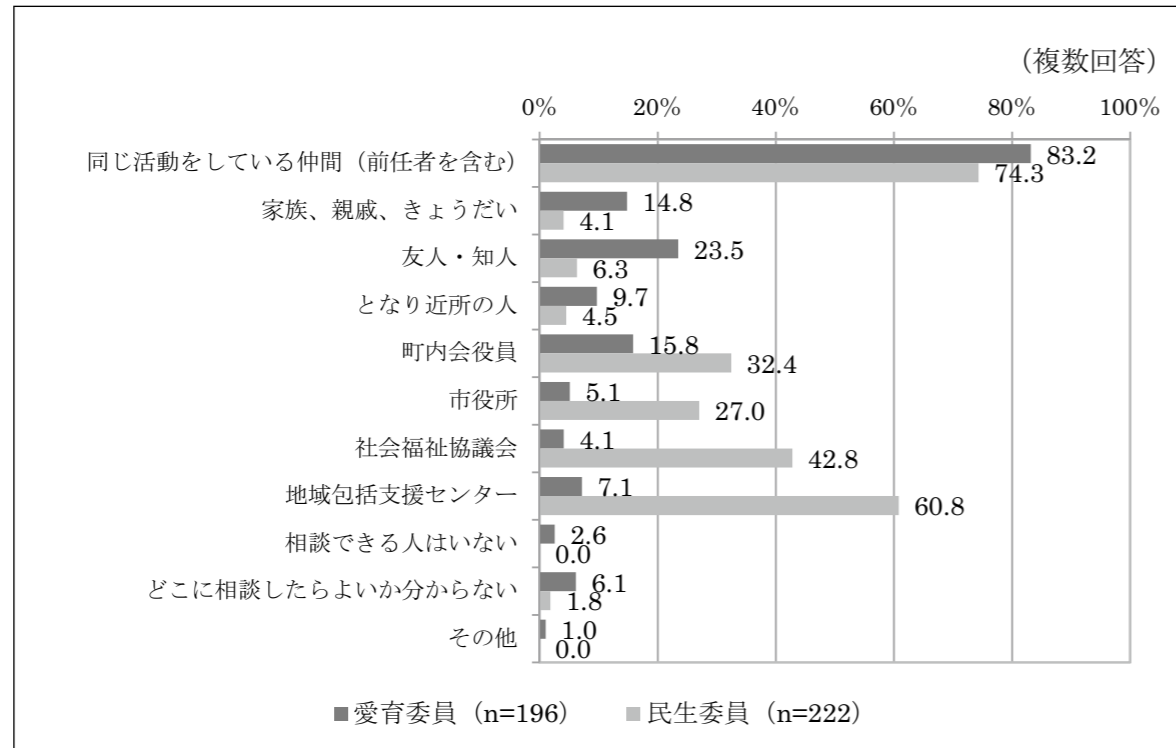
■津山市の福祉サービスについて 【市民、町内会長、愛育委員、民生委員アンケート】



■地域福祉を進めるために優先して充実すべき施策 【市民アンケート】

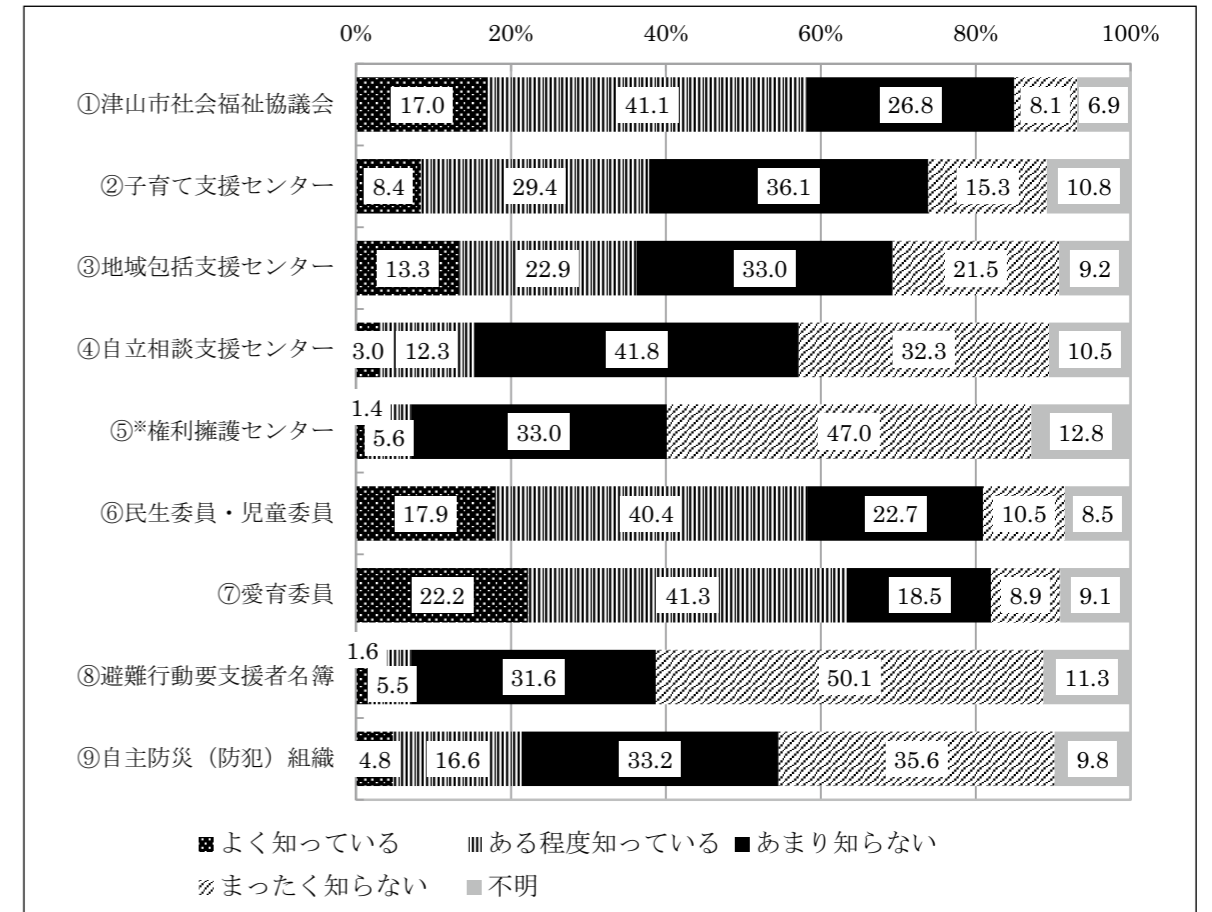


■委員活動をする中で困ったときの相談相手 【愛育委員、民生委員アンケート】

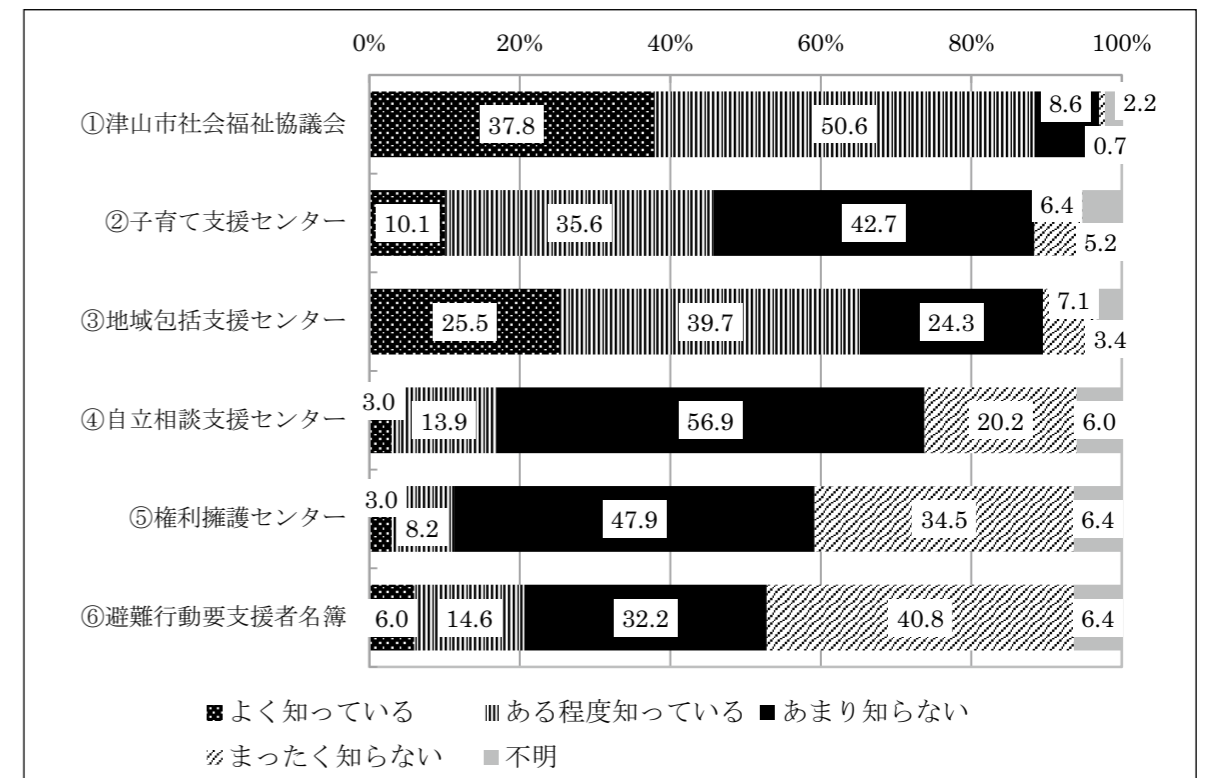


⑧関係機関・団体の認知度について

■団体や機関、制度の認知度 【市民アンケート】

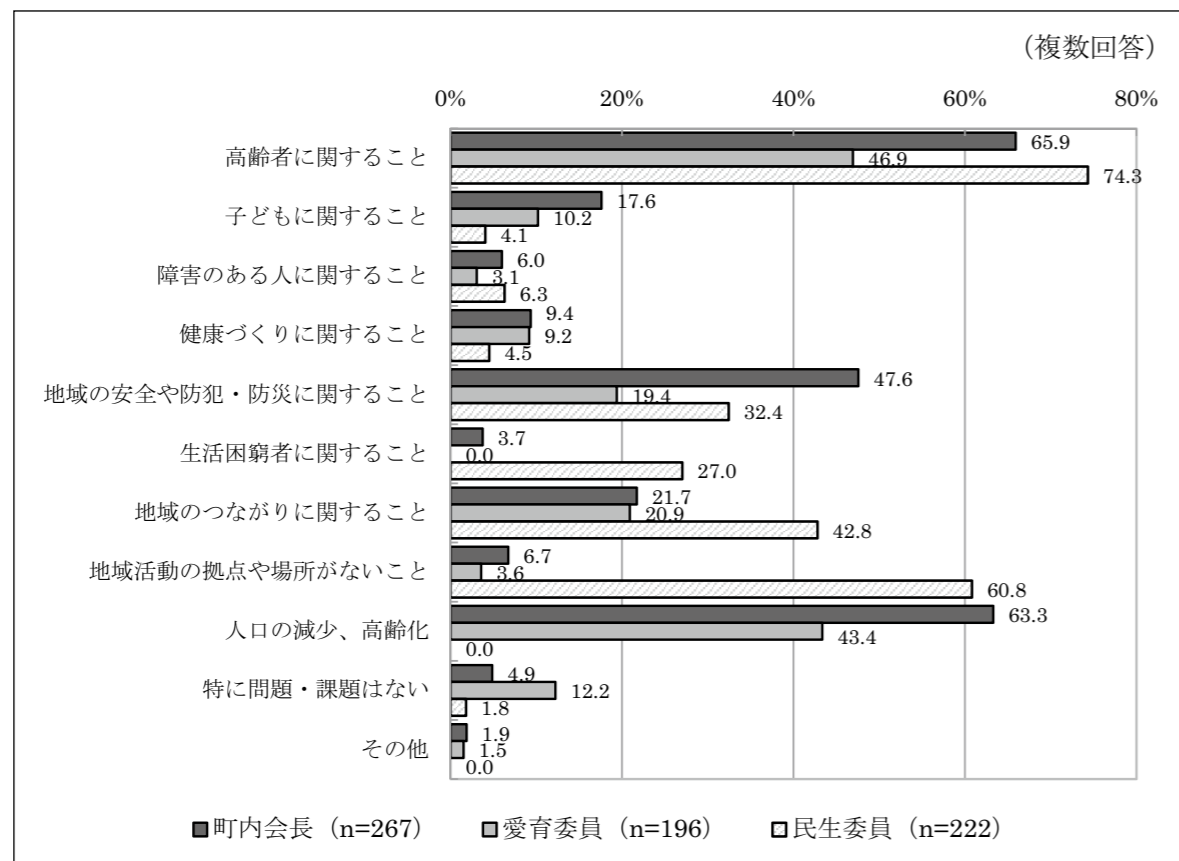


■団体や機関、制度の認知度 【町内会長アンケート】

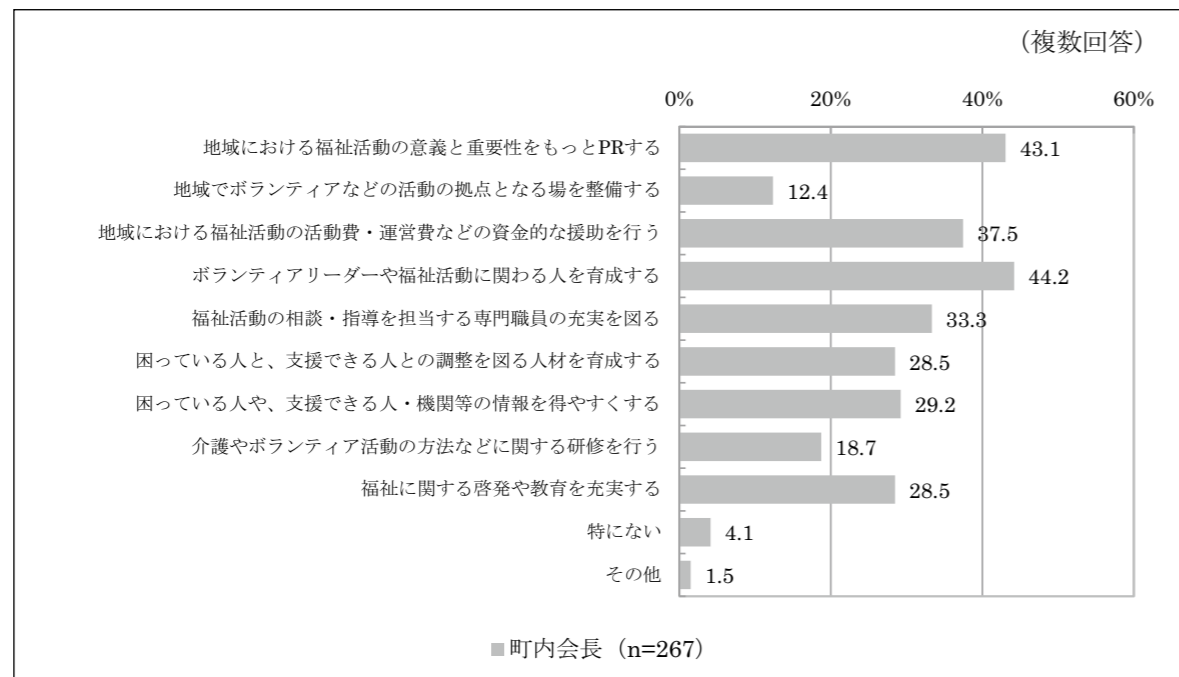


⑨福祉分野の課題等について

■福祉分野の問題・課題 【町内会長、愛育委員、民生委員アンケート】



■地域の福祉課題を解決するために必要なこと 【町内会長アンケート】



3) 津山市の現状とアンケート調査等の結果からみる地域福祉の課題

津山市の現状とアンケート調査等の結果から、地域福祉の課題を次のとおり整理しました。

- ①福祉教育（共育）による支え合い・助け合い意識の醸成  
住民相互の支え合い・助け合いの必要性について、地域住民の理解が広がっているところですが、具体的な実践にはつながっていない面もあり、地域住民一人ひとりが地域福祉活動へ参加し、地域共生のまちづくりを推進するために、「支える側」と「支えられる側」という関係ではなく「みんなで担う」ための意識の醸成が必要です。
- ②津山版地域包括ケアシステムの推進  
社会的孤立や制度の狭間など公的福祉サービスにつながらない課題や不安を持つ当事者を支援するために、福祉・保健・医療に限らず、様々な生活関連分野の専門職、関係機関、地域住民・団体、ボランティア・NPO等と分野をこえて連携を強化し、包括的に支援するための福祉のまちづくりに向けて、津山版地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。
- ③小地域ケア会議の推進  
地域の身近な福祉課題・生活課題の解決に向けて、地域住民・団体、専門職、行政等が連携しながら、検討・協議等を進めていく場である小地域ケア会議について、市内全域での設置を目指して引き続き取り組みを推進することが必要です。
- ④福祉視点での防犯や災害時対応の取り組みの促進  
障がい者、高齢者の増加に伴い、支援を必要とする人が増える中で、地域での見守り体制や情報共有の仕組みづくりが必要です。また、災害時の対応の在り方について、すでに行われている地域もありますが、より多くの地域で、福祉視点での災害時の対応について情報共有がなされ、平素のつながりが非常時にも活かせるように、地域における福祉視点での災害時対応についての取り組み促進に向けた検討が必要です。
- ⑤地域住民・団体等と協働・連携した災害ボランティアセンターの設置  
災害後に、一日でも早く被災前の生活が取り戻せるように、被災の状況に併せて、地域住民・団体、関係機関・団体、ボランティア・NPO、民間企業や行政等と協働・連携し、災害ボランティアセンターを設置することが必要です。
- ⑥地域で福祉活動をする担い手づくり  
現役世代の減少や地域・家庭のつながりの希薄化により、地域での福祉活動への参加が減っている地域がありますが、一方では地域福祉活動への参加意欲の高い地域住民もいることから、地域での福祉活動の活性化や継続性を高めるため、地域での福祉活動の担い手について、ボランティア・NPO、社会福祉法人、学識経験者、関係機関・団体、行政等とともに、幅広い世代で担い手づくりを進めることが必要です。
- ⑦既存の拠点施設を活用した交流の場、心と体の健康づくりの促進  
地域住民のつながりづくりや地域福祉活動の充実に向けて、障がいがあっても高齢になっても生きがいを持って生活していけるように、関係機関・団体等との連携による地域の様々な拠点施設の活用や、社会福祉法人の公益的な取り組み、民間企業の社会貢献事業等との連携による交流の場づくり、心と体の健康づくりを進めることが必要です。

⑧福祉情報の発信・提供

地域住民の年齢や状況等に応じて、必要とする情報の入手方法や媒体も多様化しているため、届けたい対象や情報を明確にし、受け手側の視点に立った情報発信・提供を進めていくことが必要です。

(3) 住民福祉座談会・ヒアリング調査等の情報把握から

第6次活動計画の策定に向けて、座談会・ヒアリング等の調査を行いました。また、併せて津山市の第2次福祉計画策定に向けて協働実施した懇談会や、日常業務のアウトリーチで把握している内容についても併せて整理し、津山市で示している8つの全ての日常生活圏域の、福祉課題・生活課題および社会資源について情報把握を行いました。

1) 資源・課題等の調査・情報把握先

以下の対象者・団体について、ご協力をいただきながら、座談会、ヒアリング、アンケート調査を実施しました。

圏域	資源・ニーズ等調査先	
東	小地域ケア会議委員	43名
	懇談会・座談会	21名
	生活支援サポーター	3名
	ふれあいサロン	4カ所
	こけないからだ体操	32カ所
西	小地域ケア会議委員	66名
	懇談会・座談会	50名
	ふれあいサロン	5カ所
	こけないからだ体操	19カ所
	ふらっとカフェ	1カ所
南	小地域ケア会議委員	14名
	懇談会・座談会	44名
	生活支援サポーター	2名
	ふれあいサロン	5カ所
	こけないからだ体操	21カ所
北	小地域ケア会議委員	5名
	懇談会・座談会	72名
	生活支援サポーター	4名
	ふれあいサロン	4カ所
	こけないからだ体操	28カ所
中央	小地域ケア会議委員	23名
	懇談会・座談会	22名
	生活支援サポーター	9名
	介護予防地域サポーター	5名
	ふれあいサロン	4カ所
加茂・阿波	小地域ケア会議委員	42名
	懇談会・座談会	27名
	ボランティア	1名
	ふれあいサロン	4カ所
	こけないからだ体操	25カ所

圏域	資源・ニーズ等調査先			
勝北	小地域ケア会議委員	71名	認知症カフェ	1カ所
	懇談会・座談会	40名	勝北福祉センター	講座 15名
	ボランティア	2名	認知症当事者	2名
	生活支援サポーター	2名	認知症キャラバンメイト	1名
	ふれあいサロン	6カ所	*親子ひろば	7名
	こけないからだ体操	27カ所	P T A	2名
	ふらっとカフェ	6カ所		
久米	小地域ケア会議委員	84名	認知症当事者	2名
	ボランティア	1名	認知症キャラバンメイト	2名
	ふれあいサロン	6カ所	親子ひろば	3名
	こけないからだ体操	18カ所	P T A	2名
	ふらっとカフェ	2カ所		
全域	地域づくり推進室	2名	教育委員会	1名
	危機管理室	1名	市職労	1名
	ボランティア交流会	3名	青年会議所	2名
	ナンバ	1名	あば商店	1名
	早瀬豆腐店	1名	コープ	2名
	ボランティア	11名	認知症カフェ	1カ所
	障がい相談支援事業所	6カ所	県北親の会ネット	5名
	親子クラブ	7名	*市民後見人	21名
	男女共同参画センター	3名	*子育て世代包括支援センター	2名
	*自立相談支援センター	2名	オレンジハート	1名
	*発達障害者支援コーディネーター			2名
	認知症のひとと家族の会（おあしすの会）			9名
	老人福祉センター「さら楽」講座			56名
			生活福祉課	2名
			小学校教諭	16名
			防災士会	3名
			カワイ会	4名
		公民館長	21名	
		介護支援専門員協会	16名	
		介護者の会	7名	
		青少年育成センター	2名	
		こども子育て相談室	2名	
		健康増進課	2名	

2) 資源・課題等の調査・アウトリーチから把握した内容

主な地域資源	主な福祉課題・生活課題
<b>・地域での住民福祉座談会・ヒアリング調査から</b>	
<p>◆座談会 災害時の備え(土嚢の確保、防災道具など)(8件) 集いの場や三世代交流の実施(サロン、こけない、ふらっとカフェ)(7件) 町内ごとの防災訓練(5件) 高齢者・障がい児者の実態把握(3件) 市の防災メール、防災ラジオの活用(2件)</p> <p>◆小地域ケア会議 世帯表、見守り台帳、福祉マップ作成 地域版生活支援活動 交流カフェ 子育てサロン</p> <p>◆教育関係機関・ボランティア団体 福祉教育の事前事後学習により学びを深める(3件) 福祉体験活動(施設訪問など)(1件) 学年をとって系統的に企画(1件)</p> <p>◆防犯・防災組織、関係機関 被災地の災害ボランティアセンターへの現地支援・物資送付を行っている(5件) 災害ボランティアセンター関係者会議へ出務(3件) 避難行動要支援者名簿登録対象者に関して民協に働きかけている(2件) 自主防犯・防災組織の設置・訓練、会議の実施(4件) 3か月に1回のペースで小地域ケア会議と合わせて自主防災・防犯会議をしている(2件)</p> <p>◆民間企業 フードドライブ、移動販売(足の問題で買い物に困っているところへ営業)(3件) 食材配達、弁当配食(2件) 生活支援サービスの実施(2件) アルツハイマーデー実行委員会への参画(2件)</p> <p>◆公民館 緊急時の避難場所(18件) 多世代交流での活用(13件) 赤い羽根共同募金への協力(13件) 子どもの居場所(12件) 公民館だよりの発行(11件) 地域まちづくり運営組織の事務局機能(7件)</p>	<p>◆座談会 防災・減災に向けた体制の整備(174件) つながりづくり、孤立(ひきこもり)(142件) 移動手段への不安(87件) 緊急時の対応(75件) 担い手不足・人材育成(54件) 見守りが難しい(54件) 生活の不便さ(高齢者)(48件)</p> <p>◆小地域ケア会議 小地域ケア会議の委員以外の人の意見が反映されていない(103件) 小地域ケア会議が浸透していないため活動がしにくい(80件) 地域課題を話し合えていない(53件) 何を話しあっているかわからない(42件)</p> <p>◆教育関係機関・ボランティア団体 打合せの時間がとれない(9件) 準備の時間がとれない(7件) 福祉教育の内容が不安、自身がない(6件) 事前学習で何をしたら良いかわからない(5件) 福祉教育について学ぶ機会がない(4件) 地域の*マンパワー、情報、ノウハウの不足(6件) 小地域ケア会議との連携(地域づくり応援事業)(3件)</p> <p>◆防犯・防災組織、関係機関 意識の差がある(8件) 若年層への働きかけ(5件) 災害弱者、要支援者の対応(4件) 個人情報の共有が難しい(4件) 災害時の具体的な役割分担の検討が必要(3件) 防災士の活用(3件) 各部署が各々で活動している懸念有り(2件)</p> <p>◆民間企業 コロナ禍により集まることができにくい(2件) 訪問日の調整が困難(1件) 新規開拓の地域への最初の入り(1件) 住民の要望を聞き取り(1件) 地域の団体とつながっていない(1件)</p> <p>◆公民館 公民館使用団体の減少(13件) 公民館活動がマンネリ化している(11件) 事務量が多い(7件) 主催講座の内容が決まらない(3件)</p>

主な地域資源	主な福祉課題・生活課題
<b>・地域での住民福祉座談会・ヒアリング調査から</b>	
<p>◆ボランティア 点訳、点字学習(自己学習)(1件) 介護保険施設や個人宅での訪問活動の支援(2件) 小学生の見守り活動、地域でのお助け隊(1件) 障がい者との交流(1件)</p> <p>◆生活支援サポーター こけないからだ体操(4件) ふれあいサロン(2件) 子育て支援(1件) 視覚障がい者への外出同行、ガイドヘルパー(1件) 市民後見人(1件) 読み聞かせボランティア(林田小学校)(1件)</p> <p>◆介護予防地域サポーター 近所のひとり暮らし高齢者世帯への安否確認(1件)</p> <p>◆ふれあいサロン こけないからだ体操(9件) 花いっぱい運動・花植え(4件) 交流活動(旅行、ウォーキング、食事会)(5件) 高齢者を励ます会(敬老会)(3件) 料理教室(4件) 高齢者のみの世帯・ひとり暮らし高齢者の世帯への支援活動(友愛弁当の作成と配布、訪問)(2件) 多世代交流活動(3件) 防犯・防災活動(防災訓練)(3件) 清掃活動(ボランティア・草刈り)(4件) 町内会活動(花見、祭り、盆踊りの見学、納涼祭)に参加する。(7件)</p> <p>◆こけないからだ体操 ふれあいサロン(41件) こけないからだ体操の周知(増員)(19件) 花壇の管理と手入れ(花いっぱい運動等)(14件) グランドゴルフ(6件) 体力測定、健康講座の開催(7件) 食事会(7件) 工作・手芸(7件) ふらっとカフェ(6件) 地区全体でこけない体操まつり(5件) 料理教室(5件)</p> <p>◆ふらっとカフェ ふらっとカフェの周知、指導、連携(4件) 他地域のふらっとカフェとの情報交換(3件) ふれあいサロン(2件)</p> <p>◆認知症カフェ 衆楽園の迎賓館を借用し、スペースを確保する(1件) 病院内の教室を活用する(1件) 出張認知症カフェを開催する(1件)</p>	<p>◆ボランティア 会員の高齢化、移動手段・体力的なことなどによる会員減少(12件) ボランティア活動の利用者の減少(8件) ボランティア養成講座の受講生が減少(2件) 市民のボランティア活動への認知度が低い(2件)</p> <p>◆生活支援サポーター 金融機関や買い物などの外出が困る(4件) 支援計画に含まれない支援の希望があることや必要性がある(3件) 生活(食事)や医療(体調)の相談を受ける(3件) サポーター制度が相手に浸透していない(3件)</p> <p>◆介護予防サポーター 訪問時間が足りない(1件) 本人からの相談や質問に適切に回答できない(1件) 利用者の異常時、急変時への対応が不安(1件) 知識や知恵がないまま支援をしている(1件)</p> <p>◆ふれあいサロン メンバーの減少や若い方の参加が少ない(11件) 新しいメンバーが増えない(11件) メンバーの高齢化(高齢者施設へ入所する。活動内容が制限される。会場までの移動の問題)(7件) 男性が増えない、または減った(4件) 参加の呼びかけが難しい(4件) 高齢化やコロナ禍で会場の場所や活動内容が制限される(3件) 活動のマンネリ化(3件)</p> <p>◆こけないからだ体操 参加者の高齢化(65件) 男性が少ない(44件) 参加者が減った(40件) リーダーやお世話役の後継者がいない(27件) マンネリ化している(16件) 会場までの移動の問題(13件) 町内会の会報で紹介するが参加者が増えない(3件) マンネリ化やコロナ禍等での継続の難しさ(3件)</p> <p>◆ふらっとカフェ 男性が少ない(5件) 参加者の高齢化と減少の問題(9件) マンネリ化している(3件) 会場までの移動の問題(2件)</p> <p>◆認知症カフェ 認知症カフェの理解が進まず、後継者が不足(2件) 新規の参加者が増えない(2件) 場所や開催スペースの確保が難しい(2件) 民生委員との連携不足(1件)</p>

主な地域資源	主な福祉課題・生活課題
<b>・地域での住民福祉座談会・ヒアリング調査から</b>	
<p>◆津山老人福祉センター 趣味 (9件) 農作業 (8件) 人との会話 (4件) 仕事 (4件) 何事も前向きに (4件) カラオケ講座 (3件) 健康 (3件) ◆加茂福祉講座 加茂福祉センター講座 (5件) スポーツ (ウォーキング・ヨガ・ニコトレ) (5件) こけないからだ体操 (4件) 趣味の会 (手芸の会) (2件) ◆勝北講座 木工クラブへ参加する (4件) 多くの人と出会い話をする (2件) 趣味に取り組む (2件) 日々目的を決めて過ごす (1件) ◆認知症当事者 絵手紙教室を自宅で行っている (1件) 学童の登下校の見守り (1件) ゴミの当番表の作成 (1件) 地区内でカフェやサロンに参加 (1件) ◆認知症キャラバンメイト ボランティア活動 (2件) 認知症サポーター養成講座の手伝い (2件) 見守り活動 (1件) 地域活動 (1件) ◆こども食堂 参加者情報の把握と様子確認し、食事を通じて虐待・コロナ禍等の課題を見つけ対応する (5件) 学習支援・遊びの提供 (4件) 周知啓発 (4件) 空き家の活用 (1件) ◆社会福祉法人 地域住民向けの講座の開催 (2件) 親子ひろばすくすくに参加 (2件) すくすくデー (年3回未就園児及び保護者対象) (1件) 地区のお楽しみ会との交流会 (1件) ◆親子ひろば 子育て支援センターを利用する (4件) 絵本の読み聞かせをする (4件) 児童館を利用する (3件) 育児相談を利用する (2件) ◆PTA 3世代交流を行っている (グランドゴルフ大会等) (1件) 町内会の行事に参加する (1件) 津山っ子を見守り育てる会 (夏休みふれあい工作デー、ふれあいサッカー交流会) (1件)</p>	<p>◆津山老人福祉センター 体力面、健康面に対する不安 (16件) 加齢による移動の困難 (6件) 仲間と楽しい時間の使い方 (4件) 日々の活気がない (3件) ◆加茂福祉講座 移動の問題 (買い物、通院など) (8件) 60,70代の協力が難しく、活動継続が難しい (4件) 若い人の意見を聞くことや交流が難しい (3件) 集いの場 (男性の集いの場も含む) が少ない (3件) 健康への不安 (体力・記憶力の低下など) (3件) ◆勝北講座 地域で世代間の交流が少ない (1件) コロナウイルスによる活動の制限 (1件) ◆認知症当事者 買い物や受診、ゴミ出しや入浴などに困る (8件) 近くに頼れる人がいない、交流がない (5件) バスの便がなく、タクシーを利用するなど外出 (6件) 身内が少ないなど、自分の最期や体調不良のときが心配 (2件) ◆認知症キャラバンメイト 活動できるメイトが少ない (5件) プライバシーやコロナ禍等での活動の仕方や講座依頼が少ない (3件) 認知症サポーターを知らない人が多い (2件) キャラバンメイトのエリア分けで活動がしにくいことや不安なことを相談できない (2件) ◆こども食堂 地域・学校とのつながりが不十分・ニーズ把握が難しい (8件) 食材の調達が大変 (4件) 食育が不十分な子どもが多い (4件) スタッフが少ない・赤字である (4件) 子ども食堂同士で情報共有 (3件) 必要な家庭へ情報や支援を届けること (3件) ◆社会福祉法人 地域住民が求めていることや、生活のしづらさを抱えている人の洗い出しが難しい (3件) 地域公益事業を1つの法人で取り組むには人員や時間、スペースなどの不足で積極的に行えない (3件) ◆親子ひろば コロナ禍などで遊び場、人との繋がりまたは繋がる機会が減った (5件) 複数の育児の不安や交流機会の不足での孤独 (4件) 子どもの発育、しつけ、持病 (3件) 同年代の子ども達との関わり方や施設情報 (2件) ◆PTA 危険個所が多く外遊びができない、遊ぶ場がない (2件) 中学生の保護者同士の交流が少ない (2件) 子どもや子育て世帯への支援情報 (2件) 気になる子どもの対応 (2件)</p>

主な地域資源	主な福祉課題・生活課題
<b>・地域での住民福祉座談会・ヒアリング調査から</b>	
<p>◆介護支援専門員協会 介護保険外で頼めるサービス (12件) 日常的な見守り、一人暮らしの方への声かけ依頼 (9件) 認知症・虐待等の対応困難なケースの相談 (9件) 介護タクシーの利用 (3件) ◆障がい相談支援事業所 専門的な相談ができる (6件) 地域での見守りを依頼する (1件) ◆県北親の会ネット 手をつなぐ育成会 (親の会研修) (2件) 本人同士の交流会 (1件) なかまあず食堂 (1件) ふれあい村 (1件) ◆認知症の人と家族の会 専門職の存在 (4件) 認知症ケアパスの活用 (3件) おあしすカフェへの参加 (2件) 当事者が行方不明になった際の捜索 (1件) 視覚的に理解できる工夫 (柯イトボードなど) (1件) ◆介護者の会 介護者の会への参加 (3件) ケアマネジャーによる支援 (3件) 各在宅福祉サービスの利用 (2件) 地域包括支援センターによる支援 (1件) ◆親子クラブ 地域での世代を超えた交流会 (クリスマス、運動会、文化祭、学生との交流含) (9件) クラブ活動 (1件) ◆市民後見人 権利擁護センターなど市民後見人活動を行ううえで、困った時に相談できる (6件) 研修会、市民後見人同士の交流、後見活動とおして知識を得ることができる (5件) 支援者と連携して本人を支える (2件) 出前講座を行って、成年後見制度・認知症・障がいに関する地域の理解を広めることができる (2件) ◆相談支援機関 個別相談支援 (12件) 支援者間の連携や、切れ目のない支援体制を整備するための連絡会議の開催 (11件) 高齢者や児童への虐待に関する相談・対応 (9件) 支援者の資質向上の推進 (9件) (ひきこもり研修・*ゲートキーパー養成講座、職員研修) 生活困窮者の自立のための支援 (8件) 心のケアなど相談体制・窓口の整備・周知 (8件) 妊娠期～幼児期までの支援 (6件) 街頭指導等、青少年への支援 (6件) ひきこもりや発達障がいに関する研修会の開催 (4件) 自死予防のための啓発活動 (4件)</p>	<p>◆介護支援専門員協会 介護保険だけで対応しきれないこと (9件) 一人暮らしやサービス未利用の高齢者の見守り (7件) 身寄りがない・身内が遠方など、キーパーソンがいない (7件) 経済困窮 (家族の困窮含む) (4件) 専門職間で情報共有や意思疎通が難しい (2件) ◆障がい相談支援事業所 チーム支援の難しさ (3件) 居場所がない (3件) 専門的な支援を要する (2件) 相談内容が業務の範疇を超えている (2件) ◆県北親の会ネット 福祉サービスに限られ利用が難しい (12件) 障がい児の遊ぶところや余暇活動、高齢者との交流の場がない (3件) 障がい者に対して情報が分かりにくい (1件) ◆認知症の人と家族の会 忘れやすく、感情の起伏が激しいなどコミュニケーションが取りにくい (5件) 介護者を支援する制度がない (3件) 緊急時や介護できなくなった際の対応 (4件) 移動手段が少ない (2件) ◆介護者の会 介助が難しい (4件) 老々介護 (3件) 介護者の気持ちの維持 (1件) 災害時の避難に不安を感じる (1件) ◆親子クラブ 幼児向けの遊び場や外出先が少ない (7件) 親子クラブ役員の負担が大きい (2件) 病院が少ない (2件) 子育ての知識を持ち気軽に聞ける人がいない (1件) ◆市民後見人 後見活動の際の困りごとが発生した時の対応 (7件) 支援チームづくり、親族、専門職、地域との連携 (7件) 本人に寄り添った意思決定支援が難しい (6件) 地域の福祉活動や、要支援者に対する理解が低い (3件) ◆相談支援機関 課題重複ケースや制度の狭間などの支援困難事例の対応 (22件) 支援のための資源や制度、マンパワーの不足 (15件) 民間の支援機関、病院、インフォーマル資源等との連携 (12件) 地域とのつながりが少なく家族が孤立 (7件) 自死要因などについて理解を深める必要がある (6件) 困窮世帯への支援 (4件) 支援が必要な方の住民理解の促進と活動の創出 (2件) 支援を必要とする世帯の情報把握 (2件) 取り組みへの負担感 (2件) 乳幼児健診のハードルが高い・不安 (2件)</p>



### 3) 資源・課題等の調査・情報把握の結果から

資源・課題等の調査・アウトリーチから把握した内容の結果から、地域福祉の課題を次のとおり整理しました。

#### ①孤立防止に向けた地域住民・団体等との連携した取り組みの推進

認知症や障がいのある方も、一人暮らし、子育て世帯、\*生活困窮(者)世帯、\*ひきこもりの人も、誰もが同じ地域住民として、緊急時はもちろん、普段の暮らしから見守り、声掛け、情報共有・提供や誘い出しなどにより地域の中で\*孤立することがないように、地域住民・団体や福祉活動団体等との連携強化による取り組みの推進を図ることが必要です。

#### ②小地域ケア会議の活性化と運営支援

小地域ケア会議が、地域住民の福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みへとつながるためには、地域住民と専門職、行政等がともに検討・協議を行う場として、地域住民への活動理解や一層の住民参画が図られるように、周知・啓発・活動の広報などを地域の实情にあわせて進めていくことが必要です。また、小地域ケア会議の活性化と円滑な実施に向けて、地域が抱える資源や課題等の把握や、福祉活動の実施に向けた運営支援を進めていくことが必要です。

#### ③個別課題から地域課題としての検討・協議

支援を必要とする方や支援者がかかえる個の福祉課題・生活課題について、地域の適した人・事・物・内容への支援の広がりや、地域の特色を生かした取り組みへとつながるように、地域住民・団体をはじめとして、専門職、行政等が協働・連携し、地域住民が「我が事」としてとらえ、地域の福祉課題・生活課題として検討・協議がなされるように働きかけを継続していくことが必要です。

#### ④分野をこえた協働・連携の体制づくり

地域での福祉活動の活性化や新たな福祉サービスの創出など、新たな生活様式における福祉課題・生活課題へ柔軟に対応するために、地域住民・団体はもちろん分野を越えて民間事業所や民間企業等との協働・連携が図られる協議の場や取り組みを進めていくことが必要です。

#### ⑤地域実践に向けた学校での福祉教育(共育)

学校での福祉教育(共育)に向けて、どの学校においても大切な情報がしっかりと子どもたちに伝えられて、子どもたちも地域住民の一員として地域での実践へとつながるように、福祉情報や円滑な取り組み方、福祉教育の取り入れ方などの情報共有を図っていくことが必要です。

#### ⑥幅広い世代の活躍の場づくり

若い世代から高齢者や障がい者も、地域でつながりを持ち続けながらいきいきと暮らせるように、自分の趣味・特技、これまでの生活の中でつちかってきた能力・知識・経験などを活かしボランティアや地域での福祉活動者として地域で活躍していけるように、地域の实情やボランティア等のニーズ状況にあわせて地域をはじめボランティア・NPO、関係機関・団体等とともに担い手の養成を行うことや、積極的な社会参加を促進するための活躍の場づくりが必要です。

#### ⑦災害時、緊急時に向けた平素からのつながりづくり

災害時の避難に支援が必要な方が、一人でも多く安全に避難等ができるように、地域住民の状況を把握している防犯・防災組織と連携して、日頃から災害時に対応できる地域の体制づくりを進めていけるように働きかけを行うことが必要です。

#### ⑧地域における福祉活動の担い手づくり

平素から地域での福祉活動の継続や活性化に向けた担い手の育成を、福祉の意識醸成とあわせて意識向上の取り組みや、実際の活動状況の周知・啓発、新たな取り組みに向けての福祉講演会や座談会などの実施による情報共有などから、住民主体で進められるように働きかけを継続していくことが必要です。

#### ⑨地域での子育て支援の推進

子育て世帯が地域で安心して子育てができるように、身近な地域での取り組みを、愛育委員をはじめ子育て支援関係機関・団体、ボランティア・NPO、小学校、保育園、幼稚園等との協働・連携により、地域ぐるみで子育て支援を推進していくことや、情報共有や情報提供の充実を図ること、また社会福祉法人の地域での公益的な取組みとの協働・連携により相談支援体制を充実・強化していくことが必要です。

#### ⑩\*認知症の人と家族への支援の推進

認知症の人やその家族が抱える福祉課題・生活課題を把握し、\*認知症初期集中支援チームでの支援や\*認知症ケアパスの活用などにより適切な支援につなげることや、地域住民・団体と\*アルツハイマーデー実行委員会などで協働・連携し、研修会、フォーラム、あったか声かけ模擬訓練など、地域での認知症理解の促進や見守りや支え合い・助け合いに向けた体制づくりや、地域での理解者や支援者を増やすための取り組みを進めていくことが必要です。

#### ⑪自立支援に向けた連携強化

福祉課題・生活課題の複雑化や複合化など、様々な課題を抱えている方が地域で自立した生活をおくるための適切な支援を受けることが出来るように、多機関での緊密な情報共有や、チームアプローチに向けた検討・協議など包括的な支援ができるように、行政をはじめ関係機関・団体等との連携強化を行うことが必要です。

#### (4) 津山市社会福祉協議会職員アンケート調査から .....

第6次活動計画でも、地域福祉の推進にあたり、津山市社協組織の充実・強化が図られるように、津山市社協全職員を対象に、組織や自分自身の強みや課題の把握と整理を行いました。

##### 1) 津山市社会福祉協議会組織・職員の強み

- ①津山市社協としての価値、信頼、ネームバリュー (32)
- ②職員の関係、能力 (13)
- ③地域とのつながり (13)
- ④福祉関係者とのつながり (11)
- ⑤職場環境、福利厚生が充実している (10)
- ⑥行政とのつながり (6)
- ⑦事業の公共性 (2)

##### 2) 津山市社会福祉協議会組織・職員の課題

- ①職員の定着と育成 (27)
- ②職員間の連携の強化 (17)
- ③組織体制、風土 (13)
- ④経営感覚、コスト意識の向上 (12)
- ⑤広報・情報発信・認知度の向上 (10)
- ⑥やる気、熱意、積極性の向上 (9)
- ⑦スピード感、柔軟性の向上 (8)
- ⑧財源不足 (8)

##### 3) 津山市社会福祉協議会職員アンケート調査から

###### ①つながりを活かした新たな協働・連携による福祉活動・サービスの充実

これまでのつながりのある地域住民、専門機関・関係団体、ボランティア・NPO、企業、行政等とのつながりを活かして、そこからさらにつながりを広げるように働きかけていくことで、分野をこえて幅広い協働・連携による、新たなインフォーマルサービスとして充実・強化が図れるように検討・実施が必要です。

###### ②行政とのパートナーシップと活動評価

これまで行政とともに、地域へ働きかけることで、地域福祉の推進を図ってきたこともあり、今後も地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画の整合性を図ることで、財政的な支援をはじめ、事業実施や取り組みの活性化等についても、行政とのパートナーシップのもと、協働・連携を図りながら進行管理と評価を実施し、地域福祉推進のための体制基盤の整備・強化を図ることが必要です。

###### ③津山市社会福祉協議会役職員の意識向上

地域共生社会の実現を目指す継続可能な組織、これまで以上に地域住民や関係機関・団体に信頼され必要とされる役職員として、一人ひとりの運営意識、経営感覚・財源意識、育成意識、責任感、広報意識、連携意識、帰属意識など専門性の向上に加えて意識の向上を図ることで、地域住民・団体等の皆様とともに地域福祉の推進に向けて活躍できる役職員が集まる組織として、組織力の充実・強化を図ることが必要です。

###### ④津山市社会福祉協議会活動への住民理解の促進と広報機能の充実

各職員が地域住民への社協理解を促進するための周知・啓発の必要性を十分に認識し、事業を推進していく中で働きかけを行っていくことはもちろん、支援を必要とする地域住民への確に情報が伝わるように、情報の見える化や様々な媒体の活用により、分かりやすく伝わりやすい情報提供や情報発信を行うこと、また幅広い世代や分野をこえた方に対しても、社協の存在意義や役割、活動内容の周知・啓発、理解の促進を図る機会をつくり、丁寧に説明することにより、今後の事業や取り組みへの協働・連携につながるように積極的に働きかけを行うことが必要です。

#### (5) 第6次地域福祉活動計画に反映させる課題 .....

第6次活動計画へ反映させる課題について、第5次活動計画の評価、津山市の現状とアンケート調査等の結果、座談会・ヒアリング調査等の情報把握、津山市社協職員アンケート調査から分析し、活動計画として重点的に取り組む事業の検討に向けて、次のとおり課題を整理しました。

##### 1) 地域住民の福祉教育（共育）による福祉意識の醸成

住民相互の支え合い、助け合いの必要性について、地域住民の理解が広がっているところですが、具体的な実践にはつながっていない面もあり、住民一人ひとりが「我が事」として、共に育ちながら地域課題について考え地域福祉活動に参加するために、「支える側」と「支えられる側」という関係ではなく「みんなで担う」という意識の醸成が必要です。また、学校での福祉教育（共育）について、どの学校においても大切な情報がしっかりと子どもたちに伝えられて、子どもたちも地域住民の一員として地域での実践へとつながるように、福祉教育の円滑な取り組み方、取り入れ方などの情報共有と実施に向けた連携を図っていくことが必要です。

##### 2) 津山版地域包括ケアシステムの構築

高齢・障がい・児童・子育て・生活困窮など、制度の狭間の公的福祉サービスにつながらない福祉課題・生活課題を抱える方や、複合的な福祉課題・生活課題を抱える方などを早期発見・早期支援することで、地域住民が住み慣れた地域で安心して生きいきと暮らすことができます。そのためには福祉・保健・医療に限らず、様々な関連分野の専門職、関係機関、地域住民・団体、ボランティア・NPO等と分野をこえてネットワークを構築し、アウトリーチによる地域課題の把握、及び把握した地域課題解消のための地域づくりが行えるように、多機関での緊密な情報共有や検討・協議などを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とともに包括的に相談支援するための福祉のまちづくりに向けて、津山版地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。

##### 3) 小地域における住民福祉活動の支援

地域福祉活動団体（\*まちづくり協議会等の住民組織）に対して、自立的運営への助言・協力、活動・交流プログラムのアイデア提供や市内の団体間の連携促進など継続的な支援を行うことにより、地域における高齢者、子育て世帯等の福祉拠点としての集いの場の設置推進や、地域交流をはじめ多様な住民福祉活動促進、福祉のまちづくりと防犯・防災に対するまちづくりが連動や並行して検討・推進していけるように働きかけることが必要です。

#### 4) 地域での孤立防止に向けた取り組みの推進

認知症や障がいのある方も、一人暮らし、子育て世帯、生活困窮世帯、ひきこもりの人も、誰もが同じ地域住民として、緊急時はもちろん、普段の暮らしから見守り、声掛け、情報共有・提供や誘い出し、多世代交流事業などにより地域の中で孤立しないように、地域住民・団体や福祉活動団体等との連携強化による取り組みの推進を図ることが必要です。

#### 5) 小地域ケア会議の活性化と運営支援

地域の身近な課題解決の場となる小地域ケア会議が32支部で開催されていますが、市内全域(連合町内会全44支部)での設置を目指して、引き続き設置推進や運営支援が必要です。また、小地域ケア会議の地域住民への活動理解や一層の住民参画が図られるように、活動内容の広報などを地域の実情にあわせて進めることや、小地域ケア会議の活性化と円滑な実施に向けて、職員一人ひとりが事業を進める中で、地域住民の身近な相談窓口として地域が抱える資源や課題等の把握や、福祉活動の実施に向けた運営支援により、支援を必要とする方や支援者の個の福祉課題・生活課題について、地域の適した人・事・物・内容への支援の広がりや、地域の特色を生かした取り組みへとつながるように、地域住民・団体をはじめとして、専門職、行政等が協働・連携し、地域住民が「我が事」として検討・協議がなされるように継続した働きかけが必要です。

#### 6) 分野をこえた幅広い協働・連携の体制づくりと福祉活動・サービスの充実

地域住民・団体、関係機関・団体、ボランティア・NPO、民間事業所、民間企業、行政等と地域での幅広い協働・連携により、住民ニーズに沿って、地域の実情や特性に合わせて、身近なインフォーマルサービスの新たな取り組みや、充実・強化に向けた検討・実施ができる体制づくりが必要です。また、地域での福祉活動が、支援する側と支援される側という画一的な考え方から、地域住民同士の支え合い、助け合い等の「みんなで担う」仕組みとして転換を図ることが必要です。

#### 7) 幅広い世代の活躍の場づくり

若い世代から高齢者や障がいがある方も、地域でつながりを持ち続けながらいきいきと暮らし、自分の趣味・特技、これまでの生活の中で培ってきた能力・知識・経験などを活かし、ボランティアや地域での福祉活動者として地域で活躍していけるように、地域の実情やボランティア等のニーズ状況にあわせて地域をはじめボランティア・NPO、関係機関・団体等とともに担い手の養成を行うことや、積極的な社会参加を促進するための活躍の場づくりが必要です。

#### 8) ボランティアの育成と活動の充実

ボランティア意識の醸成と活動参加に向けて、分かりやすく伝わりやすい情報提供を行い、ボランティア・NPO、学校、民間企業、当事者の会等の関係機関・団体と協働・連携し、誰もが活躍できる仕組みづくりの検討・実施や、相互の活動活性化を図り、新たな活動のあり方を研究・推進することにより、福祉のまちづくりを進める多様な人材の育成が必要です。

#### 9) 災害時、緊急時のための福祉視点での平素からのつながり、体制づくりの促進

災害時の避難に支援が必要な方であっても一人でも多くの方が安全に避難等できるように、防犯・防災組織との連携により、地域での自主的な福祉視点をもった災害時の対応の検討や訓練を通じて、地域住民の状況把握や情報共有、緊急時につながる平素からの見守り体制づくりが進められているように働きかけを行うことが必要です。

#### 10) 地域住民・団体等と協働・連携した災害ボランティアセンターの設置

災害後に、一日でも早く被災前の生活が取り戻せるように、被災の状況に併せて、地域住民・団体、関係機関・団体、ボランティア・NPO、民間企業や行政等と協働・連携し、災害ボランティアセンターを設置することが必要です。また、協定締結により明確化された社協の役割(災害ボランティアセンターの設置・運営)を十分に発揮するために、行政・NPO等と災害発生時とその後の対応について継続した情報共有や、協働・連携による災害ボランティア育成などを行うことが必要です。

#### 11) 地域で福祉活動をする担い手づくり

現役世代の減少や地域・家庭のつながりの希薄化により、地域での福祉活動への参加が減っている地域がありますが、一方では地域福祉活動への参加意欲の高い地域住民もいることから、地域の福祉課題・生活課題等の解決に向けて、一人でも多くの地域住民が、世代や分野を越えて、福祉課題・生活課題等を「我が事」として捉え、解決に向けた取り組みへ参画し、地域での福祉活動を実施・展開していくことで、地域での福祉活動の活性化や継続性を高めるため、ボランティア・NPO、社会福祉法人、学識経験者、関係機関・団体、行政等との協働・連携を図りながら、広く地域住民へ働きかけ、実際の活動状況の周知・啓発や新たな取り組みに向けての福祉講演会や座談会などの実施による情報共有などから、住民主体で幅広い世代での担い手づくりが進められ、多くの地域住民がリーダーや地域のアンテナ役として活動・活躍することができるように働きかけることが必要です。

#### 12) 様々な拠点施設の有効活用した交流の場、心と体の健康づくりの促進

地域住民のつながりづくりや地域福祉活動の充実に向けてや、障がいがあっても、高齢になっても生きがいを持って生活していけるように、関係機関・団体等との連携による地域の様々な拠点施設の活用や、社会福祉法人の公益的な取り組みとの連携による交流の場づくり、心と体の健康づくりを進めることが必要です。

#### 13) 市民参加も含めた多機関連携による権利擁護システム構築

専門職や関係機関・団体、行政だけでなく、また、一機関での支援としてではなく、市民も支援者の一人として、複数の支援者や行政責任と民間事業活用などの役割分担等を踏まえた協働・連携体制の構築により、複数の福祉課題・生活課題を抱える高齢者や障がい者の財産や暮らしを守ることや、生活困窮世帯であっても健康で文化的な最低限度の生活が送れるように、権利擁護システムの構築を進めていく必要があります。その際は、制度・サービスの周知・啓発から活用をはじめとした、それぞれの役割を活かした協働・連携による取り組み等により、支援者同士の補完や、支援者支援にもつなげることで、スパイラルアップによる十分な機能を発揮がなされるように検討・実施することが必要です。

#### 14) 地域での子育て支援の推進

子育て世帯が地域で安心して子育てができるように、身近な地域での取り組みを、愛育委員をはじめ子育て支援関係機関・団体、ボランティア・NPO、小学校、保育園、幼稚園等との協働・連携により、地域ぐるみでの子育て支援を推進していくことや、情報共有や情報提供の充実を図ること、また社会福祉法人の地域での公益的な取組みとの協働・連携により相談支援体制を充実・強化していくことが必要です。

### 15) 認知症の人と家族への支援の推進

認知症の人やその家族が抱える福祉課題・生活課題を把握し、認知症初期集中支援チームでの支援や認知症ケアパスの活用などにより適切な支援につなげることや、地域住民・団体とアルツハイマーデー実行委員会などで協働・連携し、研修会、フォーラム、あったか声かけ模擬訓練などにより、地域での認知症理解の促進や見守りや支え合い・助け合いに向けた体制づくりや、地域での理解者や支援者を増やすための取り組みを進めていくことが必要です。

### 16) 自立支援に向けた連携強化

福祉課題・生活課題の複雑化や複合化など、様々な課題を抱えている方が地域で自立した生活をおくるための適切な支援を受けることが出来るように、多機関での緊密な情報共有や、チームアプローチに向けた検討・協議など包括的な相談支援ができるように、行政をはじめ関係機関・団体等との連携強化を行うことが必要です。

### 17) 行政とのパートナーシップと活動評価

これまでも行政とともに地域へ働きかけることで、地域福祉の推進を図ってきたこともあり、今後も地域福祉の推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画の整合性を図り策定することで、行政とのパートナーシップのもとで津山市社協の運営や取り組むべき事業について、財政的な支援の根拠となるように双方の計画に位置づけ、財政的な支援をはじめ事業実施や取り組みの活性化等を図り、緊密な協働・連携を図りながら事業実施や進行管理・評価を行うことが必要です。

### 18) 津山市社会福祉協議会組織の基盤整備

津山市社協組織の抱える課題の把握、解決方法の検討、強化すべきポイント、発展をめざすポイントなど経営ビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた職員の意識変革と専門性の向上、組織体制の強化を図り、また介護保険・障害サービス事業等の強化、財政基盤強化等に関する取り組みを具体的に検討し明示していくことが必要です。

### 19) 津山市社会福祉協議会役職員の意識向上

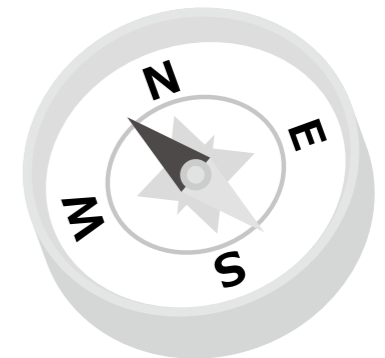
地域共生社会の実現を目指す継続可能な組織、これまで以上に地域住民や関係機関・団体に信頼され必要とされる役職員として、一人ひとりの運営意識、経営感覚・財源意識、育成意識、責任感、広報意識、連携意識、帰属意識などを、専門性の向上に加えて意識の向上を図ることで、地域住民・団体等の皆様とともに地域福祉の推進に向けて活躍できる役職員が集まる組織として、組織力の充実・強化を図ることが必要です。

### 20) 津山市社会福祉協議会活動への住民理解の促進と広報機能の充実

津山市社協の存在や役割、活動内容の啓発等を目的とした会員加入促進について、各職員が事業を推進していくなかで、支援を必要とする地域住民への確に情報が伝わるように、情報提供や情報発信にあたっては、様々な媒体の活用により見える化を図り、分かりやすく伝わりやすい資料を活用し、また幅広い世代や分野を越えた民間事業所や民間企業等に対しても、社協の存在意義や役割、活動内容の啓発等に向けて地域住民や関係団体の理解を促進する機会をつくり丁寧に説明することなどにより、今後の事業や取り組みへの協働・連携につながるように積極的に働きかけを行うことが必要です。

## 第3章

# 計画の目指す方向性と 推進に向けて



## 第3章 計画の目指す方向性と推進に向けて

### (1) 基本理念

地域の力をはじめとした福祉の枠をこえた多くの人や資源が、世代をこえて協働・連携して力を発揮し、地域共生社会の実現に向けた様々な取り組みがなされています。津山市社協としても地域住民を主体として、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民一人ひとりが担い手となり、一人ひとりの思いを大切にしながら、これまでの魅力ある地域の力を活かし、新たな生活様式に対応した、支え合い・助け合いにより、福祉のまちをともにつくっていくために、第6次活動計画を推進する指針となる基本理念を定めました。

つながろう 社協と地域で  
やさしさとぬくもりあふれる 支え合いのまちを目指して  
～地域共生社会の実現に向けて～

### (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、第5次活動計画からの継続性と、津山市との協働・連携による地域福祉の推進を図るために、第5次活動計画と連動している第2次福祉計画が示す4つの基本目標とも整合性を図り、津山市社協独自の目標（基本目標5）をあわせ、基本目標として設定し、中長期的な視点で地域福祉の推進に取り組むこととします。

#### 基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

地域住民が、心豊かな生活を送ることができるように、地域みんなで支え合い、助け合いの意識づくりと基盤整備に努めます。また、各施策が補完し合い、総合的な医療・保健・福祉サービス等が提供できるように、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、社会福祉法人、民間企業、民間事業所、行政等の密接な連携・協働の体制の構築に取り組みます。

#### 基本目標2 安全・安心なまちづくり

お互いさまの意識による、日常的な地域の見守りや支え合い、助け合いなどのつながりを活かした福祉のまちづくりと、地域における防犯・防災のまちづくりとの連携・協働を推進していきます。

#### 基本目標3 活力あふれるまちづくり

地域住民が、健康で生きがいに満ちた生活を送れるよう、生きがいづくりや居場所づくりを進めるとともに、自分の能力を活かしながら地域で活躍できる人材の育成・支援に取り組みます。

#### 基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、ひきこもりの人等が、地域社会の中で安心して暮らしつつげられるよう、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備や地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携して自立を支える包括的な相談支援体制を構築します。

#### 基本目標5 社協の組織体制の充実・強化

住民主体を原則とした地域福祉を推進する中核的団体として位置付けられている津山市社協は、地域の期待に応えられるように、組織体制の充実・強化、財源の確保・充実、福祉拠点の管理・運営、広報活動、計画の進捗管理等に取り組みます。

(3) 計画の体系

基本理念

つながろう 社協と地域で  
やさしさとぬくもりあふれる 支え合いのまちを目指して  
～地域共生社会の実現に向けて～

基本目標

1：みんなで支え合うまちづくり

- 活動目標と重点事業（実施事業）
- (1) 地域で支え合う意識の醸成  
①住民福祉座談会の開催 ②地域共生に向けた福祉共育（教育）の充実
  - (2) 津山版地域包括ケアシステムの推進  
③津山版地域包括ケアシステムの構築
  - (3) 小地域ケア会議の推進  
④小地域ケア会議設置推進と運営支援
  - (4) 地域を基盤とした福祉活動の推進  
⑤地域での新たな協働・連携による生活支援サービスの充実・強化  
⑥地域福祉関係団体や\*支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）との連携強化  
⑦ふれあいサロンの設置推進と支援
  - (5) ボランティア・NPO 活動の促進  
⑧\*ボランティア活動センター機能の充実

2：安全・安心なまちづくり

- (1) 日常的な緊急時対策の強化  
⑨要援護者の把握と情報共有の仕組みづくり
- (2) 日常的な防犯・防災対策の強化  
⑩防犯・防災の住民組織との連携と啓発活動
- (3) 災害時の要援護者対策強化  
⑪災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備

3：活力あふれるまちづくり

- (1) こころと体の健康づくり  
⑫高齢者の生きがいづくり事業
- (2) 地域交流の促進  
⑬\*三世代交流の推進
- (3) 地域で福祉活動をする人材の育成  
⑭認知症地域支援事業 ⑮多様な地域福祉活動の人材育成と活動推進

4：福祉サービスが充実したまちづくり

- (1) 相談支援体制の充実  
⑯権利擁護センターの機能の充実  
⑰地域包括支援センターにおける相談体制の充実
- (2) 地域福祉活動への支援  
⑱地域子育て支援の充実 ⑲地域での自立生活支援の仕組みづくり
- (3) 自立を支える体制基盤づくり  
⑳障がいのある子どもの学習と体験の充実  
㉑認知症の人や家族を支える仕組みづくり  
㉒高齢者・障がい者の移動支援

5：社協の組織体制の充実・強化

- (1) 組織体制の充実・強化  
㉓社協の計画的な発展強化への取り組み ㉔社協会員の加入促進
- (2) 広報の充実・強化  
㉕広報活動の充実
- (3) 事業評価の実施  
㉖事業評価の実施

(4) 計画の理解と普及

計画の推進には、地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、行政等の多くの方と分野をこえて協働や連携することが不可欠です。そのため、広く周知・啓発することで、計画の推進に向けた理解を図り、協力を求めています。

1) 計画書と概要版の作成・配布

第6次活動計画書と概要版を作成し、広く地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、行政等へ配布します。

2) 説明会等を実施し協力を依頼

地域住民・団体をはじめ、ボランティア・NPO、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、行政等が開催する会合などの機会を活用して説明を実施します。

3) 懇談会・座談会、小地域ケア会議等での説明

各地区で懇談会・座談会を開催するとともに、小地域ケア会議において、第6次活動計画の説明を実施します。

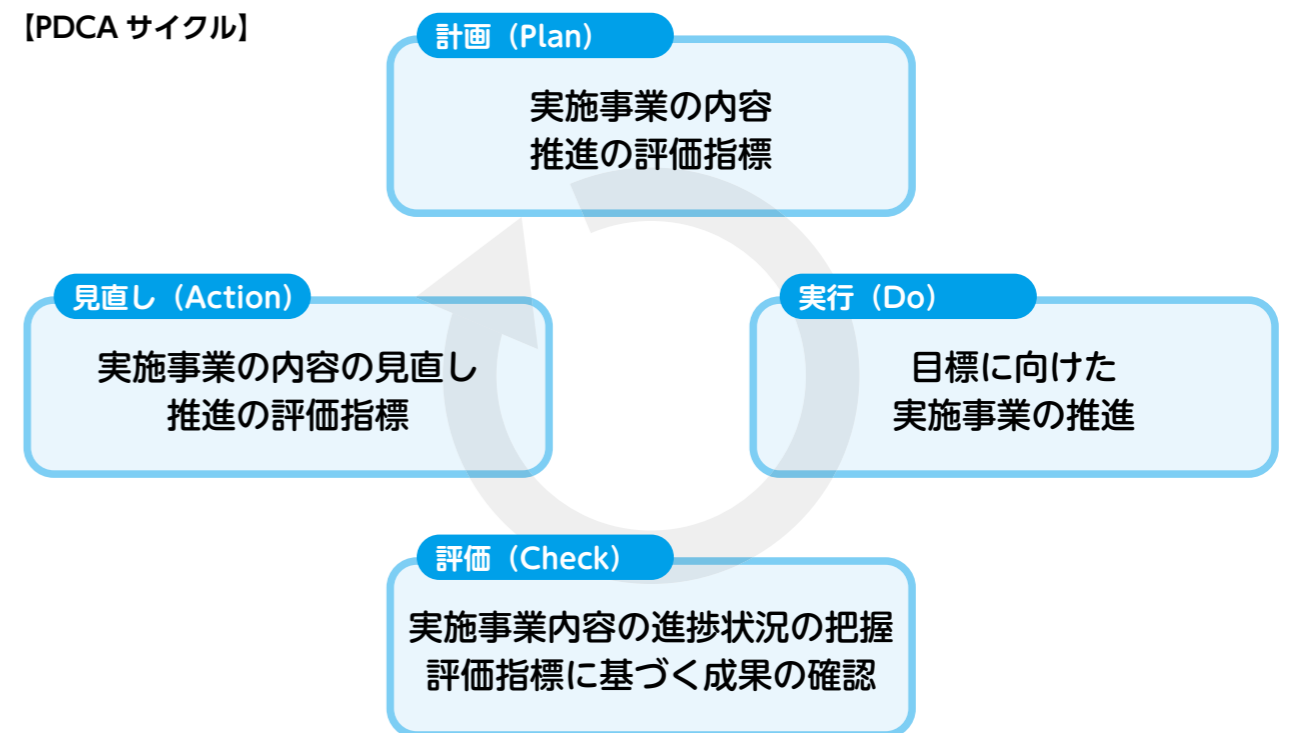
4) 広報誌、ホームページへの掲載

社協だよりやホームページを活用して、広く地域住民に向けて広報を行います。

(5) 計画の進行管理

計画の実行性を高め円滑で着実な実施を図るためには、適切に進捗管理を行う必要があります。このため、本計画では、実施事業（重点事業）に年度ごとに評価指標を設けており、この評価指標を基に\*PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action））を用いて、進行管理を行います。

【PDCA サイクル】



第3章 計画の目指す方向性と推進に向けて

# 第4章

## 地域福祉の推進に向けた 実施事業（重点事業）



## 第4章 地域福祉の推進に向けた実施事業（重点事業）

### （1）実施事業（重点事業）の選定と取り組み

第6次活動計画の策定に向けての視点を踏まえ、作業部会による調査、これまでの協働・連携の取り組みや、地域住民・団体等の皆様との平素からの意見交換や情報共有から、福祉課題・生活課題、社会資源の情報を把握しました。実施事業（重点事業）の選定にあたっては、津山市社協だけのマンパワーや財政状況では、第6次活動計画に全ての実施事業を検討し盛り込んでいくことができないため、より効果的に事業を展開できるよう優先度（必要性、緊急性、協働・連携性、整合性）の高い事業を整理しました。そのうえで策定委員の皆様の新たな視点での幅広いご意見と、計画推進にあたり策定委員の皆様や所属団体においても協働・連携をいただける内容について検討を重ねました。その結果「基本理念」をもとに5つの「基本目標」、17の「活動目標」、それらの目標に向かって重点的に進める内容として26の「実施事業（重点事業）」を選定しました。なお、「実施事業（重点事業）」は、内容を「実施事業計画」とし、計画的に進捗管理を行うため、年度毎に「評価指標（数値目標）」を明記しています。



① 住民福祉座談会の開催

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	津山市社協では日頃から地域の福祉課題の把握に努め、住民ニーズにもとづく、住民主体の福祉活動を進めているところです。今後もより一層アウトリーチによる活動の周知、地域福祉活動をすすめていくうえで貴重な財源となる社協会費や共同募金への協力等、地域の理解を得ていく必要があります。 また、社会構造の変化や住民の福祉ニーズの多様化、複雑化も相まって、地域力の強化も喫緊の課題です。住民の地域福祉への関心を高め、地域共生社会の実現に向けて、地域とともに事業の推進が図られるように第6次活動計画や津山市社協の活動についても広く地域住民に周知、啓発していく事が重要です。					
事業の概要 (主な戦略)	地域住民への福祉意識の醸成と地域共生に向けた理解の促進を図るために、第6次活動計画策定時に開催した座談会を連合町内会との共催により継続的に実施します。 また、地域住民と地域の課題や資源・力を共有し、自分や家族が暮らしたい地域を考える機会を設けることで、津山市と協働・連携し、地域共生社会の土台となる「地域力の強化」を目的に取り組みます。					
実施事業計画	<p>①懇談会の開催 令和2年度に座談会を開催した支部で懇談会を開催します。そこで第6次活動計画の説明や意見交換会を実施し、地域生活課題については、継続した検討の場につなげます。</p> <p>②座談会の開催 連合町内会支部単位で座談会を開催し、津山市社協の職員（総務課・地域福祉課・包括支援センター・介護福祉課・各福祉センター）が出向き第6次活動計画についてや、福祉情報の提供、社協会費・共同募金等の地域福祉活動を進めるうえでの財源について説明します。また、これまで未開催の支部において意見交換を行うことで地域の現状を把握するとともに、課題解決に向けて、小地域ケア会議等の継続的な検討につなげていきます。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、公民館、地域住民・団体、津山市（地域づくり推進室、社会福祉事務所、健康増進課）					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①懇談会の開催 方策・ 数値目標	年間3支部				
	②座談会の開催 方策・ 数値目標	年間3支部 合計3支部	↷ 年間3支部 合計6支部	↷ 年間3支部 合計9支部	↷ 年間3支部 合計12支部	



住民福祉座談会

② 地域共生社会の実現に向けた福祉共有（教育）の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	地域社会では、少子高齢化をはじめ生活様式の変化などにより、福祉課題・生活課題の多様化が進行しています。その中で「福祉」には関心があるという住民も多いですが、身近に関わる分野での関心は高いが高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉など幅広く関心を持つことや、話をする・聞く機会は依然少ないといった現状があります。地域の中では、子どもから高齢者まで多くの方が共に暮らしており、地域共生社会の実現に向けては、一人でも多くの地域住民が我が事・丸ごとの思いを持ち、地域に暮らす皆で地域の福祉を担うことが大切です。また、「共に暮らしている」という意識があつてこそその福祉課題への気づきが生まれることや、*合理的配慮への理解促進へとつながるため、身近に捉えやすくなることに加えて、多くの福祉に関する情報や知識が得られるように、地域における福祉教育を進める必要があります。地域住民の関心や意識の醸成を高めることをはじめ、これから地域での福祉活動を担っていく子たちへも、地域住民、関係機関・団体や企業、施設といった多くの方々との協働・連携により、継続した学校における出前福祉体験教室の充実をはじめ、地域の様々な主体（住民組織問わず）と協力して福祉教育の機会をつくり、お互い様の地域づくりを進めていくことが求められています。
事業の概要 (主な戦略)	多くの地域住民組織や当事者団体、関係機関・団体等と協働連携しながら、地域における福祉の意識醸成や理解促進がなされるように周知・啓発、取り組みの実施を行っていくため、情報の共有や理解が行いやすいものとして、福祉テキストの作成を行います。また、福祉テキストを活用したうえで、子どもたちに向けて学校やPTA、当事者・家族の団体等との協働・連携により、伝わりやすく分かりやすい福祉教育として取り組むことが出来るように有効活用していきます。 特に、コロナ禍でこそ地域福祉の重要性が再認識される中で、福祉教育についても継続実施していくために、福祉テキストの積極的な配布や視聴覚教材の活用などによる補完も行いながら取り組みを進めます。 また、子どもたちが学び、考えたことから地域での実践につながるよう、地域運営組織など地域の多様な主体と協働・連携した福祉共有（教育）を推進します。
実施事業計画	<p>①福祉テキストの作成とその活用 学校と協働・連携した福祉教育の推進を図り、これまで以上に福祉理解の促進がなされるように、福祉テキストを配布・活用し、事前・事後学習を深めることに努めます。また、福祉体験学習で押さえないポイントなどを共有し、児童生徒が地域生活でも実践できるように、系統立った福祉教育の機会づくりを目指します。さらに、学校での福祉教育がより多くの学校で取り組まれるように、教育現場での福祉テキストの活用を推進します。</p> <p>②地域の多様な主体と協働・連携した福祉共有（教育）の実施（新規） 学校を中心に実施している福祉体験教室を、地域共生社会の実現に向けた地域の基盤づくりの要として、福祉テキストを用いて、学校関係者をはじめ地域住民組織やPTA、ふれあいサロンなどの集いの場など、より多様な主体と協働・連携し、様々な機会を活用して周知・啓発や事業実施を行い、障がいのあるなしに関わらず同じ地域に住むものとしてお互いに支え合い、助け合える地域づくりを目指します。</p> <p>③新たな福祉共有（教育）プログラムの開発（新規） 社会福祉法人、民間企業、親子クラブ、関係機関・団体等と協働・連携し、障がい者や認知症高齢者への理解普及をはじめ、地域に住む障がい者の多様な障がい特性や、子育て世帯も含めて、同じ地域の仲間として考え、実践していくための新たなプログラムについて検討・開発を行います。また、あわせて子どもたちがサービスマーケティングにより地域で活躍（子ども委員（仮称）など）の場が広がるように検討します。</p>
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、地域運営組織、小地域ケア会議、ボランティア・NPO、子ども会、ふれあいサロン、集いの場、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、当事者・家族の団体、小学校、中学校、高校、大学、PTA、地域学校協働活動推進員、社会福祉法人、津山市（学校教育課、高齢介護課、健康増進課、障害福祉課、地域づくり推進室、生涯学習課）

第4章 実施事業（重点）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画 (数値目標・方策)	①福祉教育の手引きの作成とその活用				
	方策・数値目標	全校配布(42校)			
	②地域の多様な主体と協働・連携した福祉共育(教育)の実施				
方策・数値目標		年間3回 合計3回	年間3回 合計6回	年間3回 合計9回	年間3回 合計12回
③新たな福祉共育(教育)プログラムの開発					
方策・数値目標	年間1プログラム 合計1プログラム	検討	年間1プログラム 合計2プログラム	検討	年間1プログラム 合計3プログラム



夏のボランティア体験事前説明会



子ども認知症サポーター養成講座



住民主体による出前福祉体験教室の開催



出前福祉体験教室(視覚障がい者について)



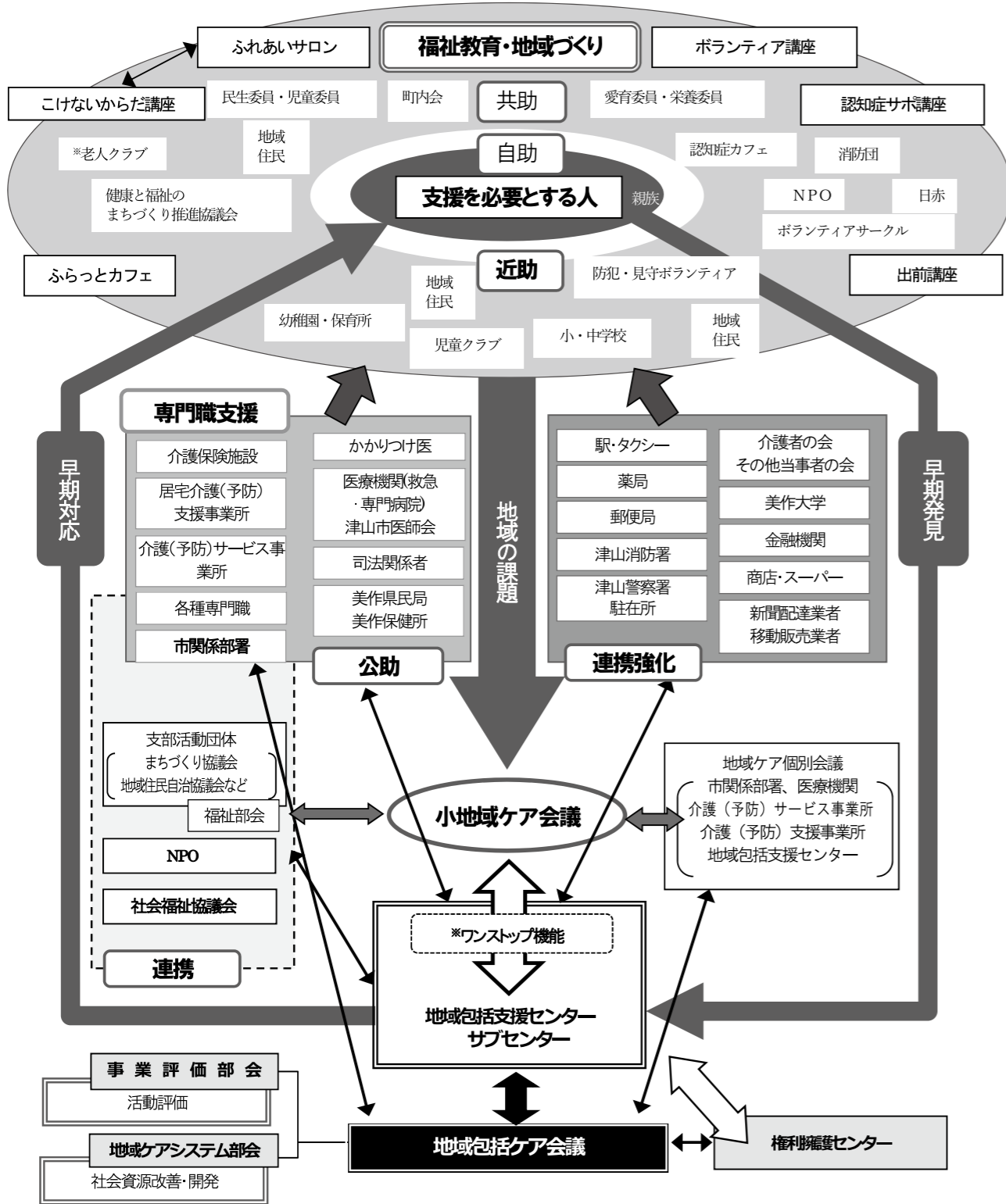
出前福祉体験教室  
(介助の仕方について)



出前福祉体験教室(車イスの人について)

活動目標	津山版地域包括ケアシステムの推進						
③ 津山版地域包括ケアシステムの構築	(担当課・センター 地域包括支援センター) (継続事業)						
現状と課題 資源と特徴	<p>「地域共生社会の現実のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、今後、地域共生社会の実現を図るために、これまでの支援を通して見えてきた地域住民の複雑化・複合化した課題支援に対応する包括的な支援体制や地域づくりが求められています。</p> <p>こうしたなかで、津山版地域包括ケアシステムの構築を推進し、当事者を中心とした福祉課題・生活課題の解決へ向けて取り組んでいます。特に、介護保険要支援認定者では*地域ケア個別会議にて支援を検討し、より良い生活へ向けて支援しています。今後、個別課題から見えてきた地域課題を小地域ケア会議や生活支援体制整備協議体でも協議し、更に*地域包括ケア会議で制度・サービスへ展開する仕組みづくりが必要です。</p> <p>今後もあらゆる分野の地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業者、関係機関・団体、津山市等との連携を強化するとともに協働していく仕組みづくりを継続します。</p>						
事業の概要 (主な戦略)	<p>津山版地域包括ケアシステムの構築のために、津山市地域包括ケア会議を基本とした、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。</p> <p>また、地域のネットワークを加え高齢者、障がい者、子育て世代、*8050問題、ひきこもり、生活困窮者等、各分野の保健・医療・福祉等の関係機関・団体、民間事業者、ボランティア・NPO、津山市等との連携の拡充を図り包括的な支援体制を検討します。</p>						
実施事業計画	<p>①地域包括ケア会議の機能充実</p> <p>引き続き、津山版地域包括ケアシステムの構築について、地域包括ケア会議を通じて保健・医療・福祉等の関係機関・団体、津山市等とネットワークを構築します。協議の内容により専門職や関係者が参加できるよう要綱の見直しを行い、協働・連携先を増やし関係性の強化をしていきます。</p> <p>②地域ケア個別会議の充実</p> <p>多職種による自立支援に向けたケアマネジメントを継続します。</p> <p>地域ケア個別会議の課題や個別課題より抽出した地域課題を検討する場をもてるよう津山市、生活支援体制整備協議体へ働きかけます。</p> <p>③地域包括ケア会議、小地域ケア会議、地域ケア個別会議、協議体との連動</p> <p>地域包括ケア会議の部会、システム検討部会で小地域ケア会議の活動や課題の共有、推進に向けての協議を行い、地域だけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題等を地域包括ケア会議に提案し、協議します。また、生活支援体制整備協議体で実施状況や課題を共有します。</p>						
事業実施の際の、 主な協働・連携先	地域包括ケア会議構成委員、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、津山市(生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課、次世代育成課、自立相談支援センター)						
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	①地域包括ケア会議の機能充実	方策・数値目標	充実	⇒	⇒	⇒	⇒
	②地域ケア個別会議の充実	方策・数値目標	充実	⇒	⇒	⇒	⇒
	③地域包括ケア会議とシステム部会、小地域ケア会議、地域ケア個別会議、生活支援体制整備協議体との連動	方策・数値目標	連動	⇒	⇒	⇒	⇒

【図2 津山版地域包括ケアシステムのイメージ図】(引用：第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)



※ 津山市では、地域ケア会議について、個別のケース検討を行うものを「地域ケア個別会議」、市全体レベルで開催するものを「地域包括ケア会議」と表現しています。

④ 小地域ケア会議設置推進と運営支援

(担当課・センター 地域包括支援センター)  
(継続事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>要介護者の住み慣れた地域でのいきいきとした暮らしづくりは、公助だけでは難しく、地域住民のお互いさまをもとにした支え合い、助け合いによる共助が不可欠です。 そのため、平成24年度から連合町内会支部単位で、地域住民と専門職（津山市、津山市社協（地域福祉課、地域包括支援センター、福祉センター等））が地域の福祉課題・生活課題等について話し合い、解決に向けて協働して取り組んでいく場として小地域ケア会議の設置に取り組み、32支部で開催しています。 令和元年度に実施した小地域ケア会議の委員、職員向けアンケート結果から、小地域ケア会議が課題解決の場となっていないこと、個別課題を話し合っていない事等の課題が見えてきました。また、懇談会等では、孤立（ひきこもり）、災害、移動など様々な問題があがっています。そういった問題に対応できるよう専門職のスキルアップを行う必要があります。 今後は様々な地域の福祉課題・生活課題等の解決に向けた話し合いができるよう継続的な支援を行い、未設置支部に対しても地域の福祉課題・生活課題等が話し合えるよう働きかけを行っていく必要があります。</p>
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>話し合い、学び合い、解決に向けて協働して取り組みを進めていく場である小地域ケア会議の設置を推進します。また、様々な地域の福祉課題・生活課題等に応じた話し合い、取り組みにつながるよう職員のスキルアップを図ります。さらに、小地域ケア会議の課題等を把握し、課題解決に向けて検討します。</p>
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p>①小地域ケア会議の設置推進 小地域ケア会議の開催に向けて、連合町内会、地域住民・団体へ働きかけを行います。具体的には専門職間で把握している地域特性や個別課題をまとめ、地域に提示することや開催している支部と連携して働きかけを行います。</p> <p>②小地域ケア会議のメニューの実施（新規） 具体的な取り組みにつながるよう小地域ケア会議のメニューを小地域ケア会議の代表者に提案し、地域の状況に即して実施します。</p> <p>③小地域ケア会議交流会の開催 小地域ケア会議のアンケート結果から見えてきた課題にもとづいて内容を検討し、小地域ケア会議が活性化するよう市内の小地域ケア会議の交流会（全体交流会）と身近な圏域ごとの小地域ケア会議の交流会（圏域交流会）を開催します。 また、未実施支部にも参加を呼びかけ、小地域ケア会議の活動を知ることで、小地域ケア会議の実施や地域活動等の活性化につなげます。</p> <p>④小地域ケア会議職員研修の開催 津山市、津山市社協（地域福祉課、地域包括支援センター、福祉センター等）が一丸となって取り組むために、職員研修を開催し、各々の役割の認識を深めるとともにスキルアップを行います。</p> <p>⑤小地域ケア会議の課題等の把握・課題解決に向けた検討（新規） アンケート結果から見えてきた課題を解決するための取り組みを小地域ケア会議企画会議で評価します。また、小地域ケア会議の運営に関する課題、成果等を把握するため、小地域ケア会議の委員及び職員に向けて、アンケート調査を行い、新たに出てきた課題の解決に向けて検討します。</p>
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、支部単位の地域福祉活動団体、地域運営組織、ボランティア・NPO、公民館、津山市（高齢介護課、生活福祉課、障害福祉課、健康増進課、地域づくり推進室）</p>



小地域ケア会議交流会

第4章 実施事業（重点）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画 (数値目標・方策)	①小地域ケア会議の設置推進	方策・数値目標	年間4支部 合計36支部	年間4支部 合計40支部	年間4支部 合計44支部		
	②小地域ケア会議のメニューの実施	方策・数値目標	年間3支部 合計3支部	年間3支部 合計6支部	年間3支部 合計9支部	年間3支部 合計12支部	年間3支部 合計15支部
	③小地域ケア会議交流会の開催	方策・数値目標	全体 年間1回 年間4圏域	全体 年間1回 年間5圏域	全体 年間1回 年間6圏域	全体 年間1回 年間7圏域	全体 年間1回 年間8圏域
	④小地域ケア会議職員研修の開催	方策・数値目標	年間2回 合計2回	年間2回 合計4回	年間2回 合計6回	年間2回 合計8回	年間2回 合計10回
	⑤小地域ケア会議の課題の把握・課題解決に向けた検討	方策・数値目標			中間評価		アンケート調査・ 課題解決に向けた検討



小地域ケア会議

活動目標		地域を基盤とした福祉活動の推進
⑤ 地域での新たな協働・連携による生活支援サービスの充実・強化 <small>(継続・セクター 地域福祉課) (新規事業)</small>		
現状と課題 資源と特徴	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を送り続けることができるように、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していく必要があります。そのためには、地域ごとの生活支援ニーズや社会資源の把握を行い、見える化を行ったり、困りごとを抱えた方へ、利用できる資源等の情報提供をしたり、お互いに支え合える地域づくりに向けて、関係者間で連携の強化を図る必要があります。さらに、地域の福祉課題・生活課題の解決に向けて、生活支援等の担い手の育成支援や新たな社会資源の充実・創出に向けて、福祉分野はもちろん分野をこえた協働・連携した取り組みを進める必要があります。	
事業の概要 (主な戦略)	日常生活圏域において、高齢者の抱える地域での福祉課題・生活課題が解決できるように、住民の地域福祉活動の活性化を図るとともに、関係機関・団体、社会福祉法人や民間企業などと協働・連携し、ニーズに対応した、新たな社会資源の創出を進めていきます。	
実施事業計画	<p>①関係機関・団体等の情報交換会の開催 (新規) 地域住民・団体、*生活支援サポーターコーディネーターを置く社会福祉法人等や関係機関・団体、津山市等との協働・連携した地域づくりが行えるよう、情報共有を行うなどして、ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>②日常生活圏域における*生活支援体制整備協議体の設置と開催 (新規) *生活支援コーディネーターが旗振り役となり、高齢者の日常生活の支援及び**介護予防に関わる生活支援体制の整備を促進するため「第2層生活支援体制整備協議体」を設置し、課題解決に向けた取り組みを進めます。</p> <p>③協議体を活かした社会資源の充実と新たな社会資源の創出 (新規) 社会資源の充実に向けて、協議体も活かした協働・連携等による福祉人材の発掘や育成、既存の資源の改良、新たな社会資源づくりなどの検討を進めます。</p> <p>④社会福祉法人の地域における公益的な取組みとの連携 (新規) 地域の重要な社会資源の一つとして、社会福祉法人が実施する地域における公益的な取組みとの連携に向けて法人連絡会へ参画し、生活困窮世帯や子育て世帯等の福祉課題・生活課題の共有や解決に向けた取り組みを進めます。</p> <p>⑤民間企業・団体等の社会貢献活動の促進に向けた連携強化 (新規) 津山市や商工会議所をはじめ、地元企業と連携し、企業の社会貢献の機運を高め、社会貢献活動や地域活動への参加促進に向けた働きかけを行います。 また、青年会議所へ働きかけを行い、若い経営者の方などへも、共同募金運動等をととして地域貢献活動の推進を図ります。</p>	
事業実施の際の、 主な協働・連携先	第1層生活支援体制整備協議体、公民館、ボランティア・NPO、地域運営組織、まちづくり協議会、小地域ケア会議、地域住民・団体、社会福祉法人、商工会議所、民間企業、津山市（地域づくり推進室、高齢介護課、健康増進課、支所、出張所）	



拠点施設との連携による集いの場

		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画 (数値目標・方策)	①関係機関・団体との情報交換会の開催	方策・数値目標	年間1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回	年間1回 合計5回
	②日常生活圏域における生活支援体制整備協議体の設置と開催	方策・数値目標	新規2圏域 合計6圏域	新規2圏域 合計8圏域	合計8圏域		
	③協議体を活かした社会資源の充実と新たな社会資源の創出	方策・数値目標	年間2件 合計2件	年間2件 合計4件	年間2件 合計6件	年間2件 合計8件	年間2件 合計10件
	④社会福祉法人の地域における公益的な取組みとの連携	方策・数値目標	年間5回 合計5回	年間5回 合計10回	年間5回 合計15回	年間5回 合計20回	年間5回 合計25回
	⑤民間企業・団体等の社会貢献活動の促進に向けた連携強化	方策・数値目標	年間5件 合計5件	年間5件 合計10件	年間5件 合計15件	年間5件 合計20件	年間5件 合計25件



生活支援体制整備事業第1層協議体



社会福祉法人の地域における公益的な取組みと連携した買物支援



地域の集いの場と連携した移動販売による買い物支援

活動目標		地域を基盤とした福祉活動の推進						
⑥ 地域福祉関係団体や支部単位の地域福祉活動団体(住民組織)との連携強化 <small>(担課・セクター 地域福祉課) (継続事業)</small>								
現状と課題 資源と特徴	<p>第6次活動計画策定に向けた座談会やヒアリング、第2次福祉計画策定に向けた懇談会やアンケート調査、統計等から人口減少や少子高齢化による地域における人材不足の課題や、核家族化の進展による家族機能の低下、地域住民同士のつながりや付き合いが希薄化してきている現状が明らかになり、また、社会的孤立や児童・障がい者・高齢者虐待、生活困窮など支援が必要な人も増加しています。そのような状況のなか、連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会といった地域福祉活動団体と、これまで以上に連携・協働していくことが重要です。現在、感染症拡大防止のため、これまで行っていた地域での交流やつながりづくりといった活動の規模の縮小や開催中止など、これまでの活動の見直しを余儀なくされています。一方で、座談会やヒアリング等により、地域課題として多くあがった地域での孤立防止のための日常的なつながりづくりや、多発する自然災害等の緊急時の対応など、地域でのつながり(ご近所力の充実・強化)は、ますます重要度が上がり、意識が高まっている面もあります。津山市社協として地域共生社会の実現に向けて、支部単位の地域福祉活動団体との連携強化を図り、感染症の拡大防止に配慮した新しい生活様式の実践をととして「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを進める必要があります。</p>							
事業の概要 (主な戦略)	<p>各種関係団体とお互いの顔が見える関係を構築するとともに、地域福祉活動の充実が図れるように情報共有・情報交換を行い、ネットワークを活かせるように連携強化を図ります。また、支部単位の地域福祉活動団体(住民組織)の取り組みの検討に対して、必要な情報(他の地域の活動内容や補助金、助成金等の活動財源)の提供や関わる関係機関・団体や津山市との連携の強化に努め、地域福祉活動団体と協働して、多様で複合的な地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた活動を支援します。</p>							
実施事業計画	<p>①地域福祉活動団体との連携強化 地域運営組織、まちづくり協議会、小地域ケア会議などの地域福祉活動団体(住民組織)等と、日常生活圏域で共通する広域的な課題の解決に向けて取り組みを検討・実施する生活支援体制整備協議体との連携により、地域のニーズに合った住民主体の地域福祉活動の活性化を図ります。また、支部単位の地域福祉活動がより活発に行われるように、共同募金等の民間財源を活用した事業実施についても働きかけを行います。</p> <p>②連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議の開催 地域住民に対する津山市社協(社協会費・共同募金・各種事業など)の周知・啓発や協力依頼など、連合町内会の理解を求め、協働した地域福祉活動を推進していきます。また、福祉情報の提供を行うとともに地域の福祉課題・生活課題の解決に向けて協議します。</p> <p>③地域福祉推進関係団体と情報共有・意見交換会の開催 連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会等が定期的に開催している役員会等に参加し、顔の見える関係性の構築と地域福祉活動についての協力依頼や津山市社協の取り組み報告を行います。</p>							
事業実施の際の、 主な協働・連携先	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、地域運営組織、まちづくり協議会、小地域ケア会議、津山市(地域づくり推進室、社会福祉事務所、健康増進課)</p>							
年次計画 (数値目標・方策)			年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①地域福祉活動団体との連携強化		方策・数値目標	年間35回 合計35回	年間35回 合計70回	年間35回 合計105回	年間35回 合計140回	年間35回 合計175回
	②連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議の開催		方策・数値目標	年間1回 合計1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回	年間1回 合計5回
③地域福祉推進関係団体と情報共有・意見交換会の開催		方策・数値目標	各団体年間1回 合計1回	各団体年間1回 合計2回	各団体年間1回 合計3回	各団体年間1回 合計4回	各団体年間1回 合計5回	



連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議



住民主体による地域福祉活動



地域福祉活動活性化に向けた赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業

第4章 実施事業(重点)の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

⑦ ふれあいサロンの設置推進と支援

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>地域住民の多くが近所付き合いの必要性や、生活の中でお互いに助け合うことの大切さを感じている一方で、近所付き合いは挨拶程度という方も多く、地縁関係の希薄化が進んでいます。ふれあいサロンは、公会堂などの身近な場所で開催され、誰もが参加できることから、地域住民の生きがいづくりやつながりづくり、助け合う関係を築いていくきっかけとして、重要な地域福祉活動の1つとなっています。</p> <p>ふれあいサロンの活動支援を行うなかで、活動内容の悩みや、後継者不足、代表者への負担、参加者数の伸び悩みなど、代表者や参加者から慢性的な課題があがっています。その都度対応を行っています。より代表者が自分達のふれあいサロンの運営の際に活かせる情報を、活かしやすい方法で伝えていく必要があります。そして、事業担当者や地域担当の職員など様々な職員が対応しているため、どの職員でも同じように情報提供や相談対応を行っていくことが求められます。</p> <p>また、ふれあいサロンをきっかけに、「サロンへの参加がむずかしい高齢者等への訪問」や「買い物へ行くことがむずかしい方への対応」「空き家を活用したふれあいサロン」等へつながることなど、地域の福祉課題・生活課題に対応するものとして、ふれあいサロンのあり方にも地域住民とともに考えていくことが重要です。</p>											
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>ふれあいサロンは、地域の実情やニーズ等にあわせて、地域住民が主体的に取り組むことができる地域福祉活動として、地域の重要な社会資源（拠点）となっているため、この活動が津山市内でさらに取り組みが広がっていくことや、継続的に実施されること、地域の福祉課題・生活課題の解決に向けてより効果的な活動となるように、新しい生活様式にも配慮したふれあいサロンの設置推進・運営支援に努めます。</p>											
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p><b>①地域住民に向けたふれあいサロン活動啓発冊子の作成（新規）</b> これまでにふれあいサロンリーダー研修会や平素の事業推進の中で、ふれあいサロン活動の慢性的な課題解決へ向けて相談対応等を行ってきました。今後は、新しい生活様式にも配慮した新しい形のサロン活動について、より分かりやすく・伝わりやすいよう、冊子化するなど、有効な情報提供の方法を検討し、実施します。</p> <p><b>②冊子等を活用した、ふれあいサロンの設置推進（新規）</b> ふれあいサロンをはじめとした住民主体の地域福祉活動は、住民同士が誘い合うことで、専門職からの紹介に比べて誘い出しの効果を発揮する場合があります。作成した冊子を活用して、地域住民が自分たちの地域の集いの場を整理し、それぞれのニーズ・目的・希望に合わせて集いの場を選び、情報提供や誘い合わせ、社会参加を進められるしくみづくりを目指します。</p> <p><b>③*ご近所福祉ネットワーク活動の推進</b> ふれあいサロンで培った住民同士の関係を、住民相互の支え合い・助け合い活動の展開へつなげていけるように、事例紹介やQ &amp; Aなど、地域住民に対し分かりやすい形で、ご近所福祉ネットワークの大切さや進め方を伝えていきます。</p>											
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育栄養委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、子ども会、地域運営組織、小地域ケア会議、ボランティア・NPO、集いの場（こけないからだ体操、ふらっとカフェ）、社会福祉法人、津山市（高齢介護課、健康増進課、生涯学習課）</p>											
<p><b>年次計画 (数値目標・方策)</b></p>	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </table>	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
<p><b>①地域住民に向けたふれあいサロン活動啓発冊子の作成</b></p>	<p>方策・数値目標</p> <p>調査・内容検討・協議</p>	<p>冊子作成</p>										
<p><b>②冊子等を活用した、ふれあいサロンの設置推進</b></p>	<p>方策・数値目標</p>		<p>年間4箇所 合計4箇所</p>	<p>⇒ 年間4箇所 合計8箇所</p>	<p>⇒ 年間4箇所 合計12箇所</p>							
<p><b>③ご近所福祉ネットワーク活動の推進</b></p>	<p>方策・数値目標</p> <p>ふれあいサロン活動啓発と併せて検討</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>							



ふれあいサロンでの活動の様子

⑧ ボランティア活動センター機能の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>津山市社協では、ボランティア活動センターを設置し、津山市ボランティア交流会やボランティア登録をしている個人・団体、NPO等と連携して、様々なボランティアの普及と活動支援に取り組んでいます。近年、急速に進む少子高齢化などにより多様化・複雑化する福祉課題・生活課題に対応するために、今まで以上に関係機関・団体との情報共有や連携を強化し対応していくことが求められています。また、ヒアリング・アンケート調査等で、担い手の育成やボランティア活動の周知・啓発等の意見も寄せられていることから、引き続き必要に応じてボランティア講座や研修会等を実施するとともに、ボランティア情報のリスト化や、津山市や津山市社協の広報誌・ホームページ等を活用したボランティア活動の見える化、地域福祉活動の普及と活動への参加を呼び掛ける必要があります。</p>											
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>津山市ボランティア交流会をはじめとする関係機関・団体等と情報共有を密にし、共催による出前ボランティア講座や*ボランティアカフェ等を実施することで、ボランティア活動の周知・啓発・普及および担い手育成のきっかけづくり、場づくりに取り組みます。また、把握しているボランティア情報のリスト化や津山市社協の媒体や他の関係機関・団体等の媒体での広報を働きかけるなど、ボランティア活動の見える化に取り組めます。</p>											
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p><b>①関係機関・団体等との連携強化（新規）</b> ボランティア・NPO 団体をはじめ関係機関・団体等と情報共有を行い、福祉課題・生活課題の共有や連携した対応に向けて連携強化を図ります。</p> <p><b>②ボランティア活動の普及・啓発、担い手の養成</b> ボランティア交流会や美作大学ボランティアセンター等の関係機関・団体等との協働・連携により、出前ボランティア講座や研修会、ボランティアカフェ等のボランティア活動の普及啓発、担い手の養成等を行います。</p> <p><b>③ボランティア活動の見える化</b> ボランティア活動が、地域住民にとって身近なものとなることやボランティアへの関心を高めること、ボランティアへ関心のある方へ情報がしっかりと届くように、ボランティア情報のリスト化、津山市社協の広報誌やホームページをはじめ、他の組織・団体等の媒体での広報を働きかけるなど情報発信を行います。</p>											
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>津山市ボランティア交流会、ボランティア団体・NPO、美作大学ボランティアセンター、関係機関・団体、民間企業、民間事業所、津山市（社会福祉事務所、まちづくり推進室、健康増進課）</p>											
<p><b>年次計画 (数値目標・方策)</b></p>	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </table>	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
<p><b>①関係機関・団体等との連携強化</b></p>	<p>方策・数値目標</p> <p>年間15回 合計15回</p>	<p>⇒ 年間15回 合計30回</p>	<p>⇒ 年間15回 合計45回</p>	<p>⇒ 年間15回 合計60回</p>	<p>⇒ 年間15回 合計75回</p>							
<p><b>②ボランティア活動の普及・啓発、担い手の養成</b></p>	<p>方策・数値目標</p> <p>年間3回 合計3回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計9回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計15回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計21回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計27回</p>							
<p><b>③ボランティア活動の見える化</b></p>	<p>方策・数値目標</p> <p>年間6回 合計6回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計12回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計18回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計24回</p>	<p>⇒ 年間6回 合計30回</p>							



ボランティアさんの活躍の様子

第4章 実施事業（重点事業）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

⑨ 要援護者の把握と情報共有の仕組みづくり

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	<p>座談会から、津山市でもますます少子高齢化や核家族化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることや、閉じこもりや地域住民同士の関係性の希薄化も進んでいるとの声があります。そのような状況の中で、近年では自然災害が多発し、災害発生時には家族内だけでなく地域内での支え合い、助け合いによる対応が重要度を増しています。このため、平素からの支え合い、助け合いのつながりづくりはもちろんです。災害等の緊急時に迅速に対応できるよう、平常時から*要援護者の把握や見守り、支援の在り方について、連合町内会支部や町内会単位で検討や情報共有していく必要があります。</p> <p>津山市社協では関係団体との連携により、高齢者台帳の整備を進めています。行政が整備をしている*避難行動要支援者名簿等の情報も活用し、地域独自の要援護者台帳や世帯台帳の整備、支え合いマップの作成により、日頃から多くの支援関係者等に情報が共有でき、地域での支え合い、助け合い活動をすすめていく必要があります。</p>					
事業の概要 (主な戦略)	<p>関係機関・団体、津山市と、連合町内会や町内会等で避難行動要支援者名簿や高齢者台帳等の既存の情報を活用し、地域での要援護者の把握を行うとともに地域探検やマップづくり等を行うことで、緊急時の対策について検討を行います。</p>					
実施事業計画	<p>①地域における要援護者の把握と支援関係者間での情報共有の推進 (新規) 高齢者台帳や避難行動要支援者名簿等を活用しての要援護者の把握や支援体制の検討について、連合町内会や町内会に情報提供と提案を行います。 また、共同募金や歳末たすけあい募金を活用した地域での防犯・防災活動や小地域ケア会議で見守り・支援体制づくりに向けた検討が行えるように支援します。</p> <p>②*支え合いマップ、*世帯台帳・要援護者台帳等の作成 地域で支え合いマップの作成や世帯台帳・要援護者台帳等の整備をととして、地域の状況を見える化し、要援護者の把握を行うとともに、住民一人一人の防災・減災意識の高揚や要援護者を地域で見守り・支援する体制づくりを推進します。併せて、作成過程での福祉意識の醸成に努めます。</p> <p>③*高齢者台帳の整備 (新規登録の促進と定期的な情報更新) 民生児童委員連合協会をはじめとした関係機関・団体、津山市等の協力を得ながら台帳の整備を進めます。日常の見守りや緊急時に迅速に対応できるように、新たな要援護者の登録を進め、登録済の台帳情報についても緊急連絡先や見守り友愛協働員の再確認を行うなど定期的な更新を行い、ご近所での支え合い、助け合いの強化に努めます。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、自主防犯・防災組織、消防団、公民館、地域運営組織、まちづくり協議会、小地域ケア会議、身体障害者福祉協会、津山市 (生活福祉課)</p>					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①地域における要援護者の把握と支援関係者間での情報共有の推進					
	方策・ 数値目標	年間5件 合計5件	年間5件 合計10件	年間5件 合計15件	年間5件 合計20件	年間5件 合計25件
	②支え合いマップ、世帯台帳・要援護者台帳等の作成					
方策・ 数値目標	マップ：年間5件 台帳：年間5件 合計：各10件	マップ：年間5件 台帳：年間5件 合計：各20件	マップ：年間5件 台帳：年間5件 合計：各30件	マップ：年間5件 台帳：年間5件 合計：各40件	マップ：年間5件 台帳：年間5件 合計：各50件	
③高齢者台帳の整備 (新規登録の促進と定期的な情報更新)						
方策・ 数値目標	年間14地区 合計14地区	年間14地区 合計28地区	年間14地区 合計42地区	年間14地区 合計56地区	年間14地区 合計70地区	



マップづくり



住民主体による避難訓練



緊急連絡カード

⑩ 防犯・防災の住民組織との連携と啓発活動

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	<p>地域では日常的な声かけ、見守り活動により、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブル等を未然に防いだり、登下校の見守り活動や青色防犯パトロール等を行うことで、子どもたちを狙う犯罪が起きないように地域づくりを進めています。一方で、自然災害が多発していることから、これまで以上に日常的な住民同士のつながりの構築や、地域の支え合い、助け合い活動の充実が求められています。また、座談会でも災害時の対応や自然災害への不安の声が多くあがり、連合町内会支部、町内会を単位として防災、減災に向けた体制を整備していくことが求められています。特に、防災に関しては住民間の意識の差が大きいことから、我が事として考えられるように、関係機関・団体、津山市等と連携を図り、一人ひとりの防災意識の醸成を図る必要があります。津山市社協では、連合町内会支部、町内会で福祉目線での防犯・防災活動が取り組まれるよう意識啓発、地域福祉活動支援を行います。</p>
事業の概要 (主な戦略)	<p>地域住民をはじめ、関係機関・団体、津山市等と連携して、連合町内会支部や町内会単位の*自主防犯組織・*自主防災組織や小地域ケア会議、住民主体の集いの場などで、要援護者等の社会的弱者の視点に立った防犯・防災活動に取り組めるよう、意識の醸成を図ります。また、地域で行われる防犯・防災活動に関わることで、先進的な実践をされている地域の取り組みについて他地域へ周知、啓発を行い、地域住民や関係機関・団体、津山市等と協働・連携して安全・安心なまちづくりを推進します。</p>
実施事業計画	<p>①*福祉目線での防犯意識の醸成と啓発 地域での防犯の取り組みが、高齢者・障がい者等の支援を必要とする方への対応を含めた福祉目線での防犯活動となるように、意識の醸成に向けた啓発を行います。また、関係機関・団体、津山市等との連携により、他地区の事例やパンフレットなどを活用した啓発を行います。</p> <p>②福祉目線での防災と災害対応についての意識の醸成と啓発 地域での防災や災害時の取り組みが、高齢者・障がい者等の支援を必要とする方への対応を含めた福祉目線での防災活動や災害発生時の対応となるように、意識の醸成に向けた啓発を行います。また、関係機関・団体、津山市等との連携により、他地区の事例やパンフレットなどを活用した啓発を行います。</p> <p>③地域の先進的な防犯・防災活動の情報把握と提供 (新規) 助成事業等により先進的な防犯・防災活動に取り組まれた地域の活動について、想いや活動内容、工夫などをヒアリング等を行い、把握した内容をもとに他地域でも活動の検討や取り組みがすすむように働きかけを行います。</p> <p>④安全・安心なまちづくり支援事業の推進 *歳末たすけあい募金を活用し、連合町内会支部、町内会で日常の見守りを活かした防犯・防災活動の活性化に向けて助成を行います。また、地域に対して事業実施の働きかけを行います。</p>
事業実施の際の、 主な協働・連携先	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、自主防犯・防災組織、消防団、*防災士会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、当事者・家族の団体、小地域ケア会議、NPO、消防署、警察署、津山市 (危機管理室、環境生活課)</p>



防犯・防災の住民組織による活動の様子



		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画 (数値目標・方策)	①福祉目線での防犯活動の推進、啓発	方策・数値目標	年間300件 合計300件	年間300件 合計600件	年間300件 合計900件	年間300件 合計1200件	年間300件 合計1500件
	②福祉目線での防災と災害対応についての意識の醸成と啓発	方策・数値目標	年間5件 合計5件	年間5件 合計10件	年間5件 合計15件	年間5件 合計20件	年間5件 合計25件
	③地域の先進的な防犯・防災活動の情報把握と提供	方策・数値目標	年間5件 合計5件	年間5件 合計10件	年間5件 合計15件	年間5件 合計20件	年間5件 合計25件
	④安全・安心なまちづくり支援事業の推進	方策・数値目標	年間55件 合計55件	年間60件 合計115件	年間65件 合計180件	年間70件 合計250件	年間70件 合計320件



防犯・防災の住民組織による活動の様子



活動目標 災害時の要援護者対策強化  
**⑪ 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備** (担当課・センター 地域福祉課) (継続事業)

現状と課題 資源と特徴	<p>災害が発生し、地域住民だけでは対応できない被害が出た場合に、津山市社協が中心となり、行政や民間企業（青年会議所やライオンズクラブ等）、ボランティアとの協働・連携により、被災地の復興支援にあたるのが災害ボランティアセンターの役割です。これまでに、災害ボランティアについて関係者が集まり定期的に情報交換・情報共有を行ったり各団体と津山市社協とで協定書を締結したりと、災害時に備えて関係機関・団体との連携を強化してきました。今後も引き続き、関係者会議や災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うことで、災害発生時の体制や連携の回り方について平時より確認・検討を進めるとともに、災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの見直しを行います。また、地域住民参加型の訓練を実施することで、災害時における津山市社協の役割を認識してもらうとともに、防災・減災への関心を高めるきっかけづくりを行います。</p>						
事業の概要 (主な戦略)	<p>災害発生時にボランティアの受入、コーディネートが円滑に行えるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行うとともに、マニュアルの見直しを行います。また、平素から関係機関・団体での定期的な情報交換・情報共有を行い、災害発生時の具体的な動きを確認し、協働・連携による訓練や講話会等を企画・実施する。</p>						
実施事業計画	<p>①災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施            関係機関・団体、地域住民、津山市等と連携し災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。</p> <p>②災害ボランティアセンターの設置・運営等に関するマニュアルの見直し（新規）            より円滑な被災者支援活動を行うことができるよう、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル等について随時見直しを行います。</p> <p>③関係機関・団体との連携強化            関係機関・団体等と協働・連携した災害ボランティアセンター設置・運営に向けて、平時から顔の見える関係づくりを行うとともに、情報交換などを行うなかで必要に応じて訓練や研修会等の取り組みを企画・実施することで連携の強化を図ります。</p>						
事業実施の際の、 主な協働・連携先	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、小地域ケア会議、自主防犯・防災組織、防災士会、青年会議所、つやま NPO 支援センター、当事者・家族の団体、公民館、津山市、津山市職員労働組合等</p>						
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	①災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施	方策・数値目標	年間1回	実施評価	年間1回	実施評価	年間1回
	②災害ボランティアセンターの設置運営等に関するマニュアルの見直し	方策・数値目標		見直し		見直し	
③関係機関・団体との連携強化	方策・数値目標	年間2回 合計2回	年間2回 合計4回	年間2回 合計6回	年間2回 合計8回	年間2回 合計10回	



被災地支援



災害対応に関する協定の締結



**12 高齢者の生きがいづくり事業** (担当課・センター 地域福祉課、老人福祉センター、加茂福祉センター、勝北福祉センター)  
(継続事業)

<b>現状と課題 資源と特徴</b>	少子高齢化が進むなかで、高齢者の孤立化と健康面の不安が問題視されています。この問題を解消するため、各福祉センターで各種講座を開催していますが、新規受講生の伸び悩みや受講生と指導者の高齢化がみられます。また、アンケートやヒアリング等により『地域や人のために何か役に立ちたい』『自分にできることは参加したい』『地域での集いの場が少ない』という意見が多く聞かれました。このため、既存の講座を広く地域住民の皆様へ周知・啓発し、健康づくり、生きがいづくり、つながりづくりなどを行うことができる活躍の場、社会参加の場として、有効に活用していくことや、より多くの地域住民が各講座へ参加することで、一人でも多くの高齢者が地域で安心して暮らし続けられように、講座内容等について充実を図る必要があります。
<b>事業の概要 (主な戦略)</b>	高齢者の閉じこもり防止や介護予防などの観点から、福祉センターを拠点として実施している講座を活用して、健康づくり、生きがいづくりを通して交流・情報共有を図るとともに、高齢者が自分の特技等を活かして活躍できる場の提供など、社会参加に向けた支援により地域の活性化を促進します。
<b>実施事業計画</b>	<p><b>①津山老人福祉センターでの講座の充実</b> 自分の趣味や特技を活かして活躍できる場や、交流の機会として、心と体の健康づくり、生きがいづくり、つながりづくり等に向けた社会参加の場である、*ミニデイ・*3金サロンについて、コロナ禍での状況も考慮のうえ、利用希望者の増加状況に応じた増設の検討を行います。</p> <p><b>②加茂福祉センターでの講座の充実</b> 地域ボランティアを講師として招くことや、アンケート等により講座生の声を講座に取り入れた形で実施することで、心と体の健康づくり、生きがいづくり、つながりづくり等に向けた社会参加の場として取り組んでいる講座を、新たな参加者の増加と引き続きニーズに沿った講座として参加者の声を活かすために、アンケートを実施します。</p> <p><b>③勝北福祉センターでの講座の充実</b> 学校との交流行事による福祉教育（共育）への協力や、講座活動を活かした赤い羽根共同募金活動への寄付付き商品の提供など、講座での活動を活躍の場として実施することで、心と体の健康づくり、生きがいづくり、つながりづくり等に向けた社会参加を新たな参加者の増加とニーズに沿った講座として参加者の声を活かすために、アンケートを実施します。</p> <p><b>④高齢者が生きいきと活躍できる場づくり（新規）</b> 高齢者が自分の趣味・特技、これまでの生活の中で培ってきた能力・知識・経験などを活かして、講座での講師等の担い手や積極的な社会参加を促進することで、地域でつながりを持ち続けながらいきいきと暮らせるような活躍の場づくりに努めます。</p> <p><b>⑤講座参加者の増加に向けた周知・啓発（新規）</b> 各講座の参加者増加に向けて、講座内容をホームページや社協だより等で「見える化」することで、生きがいや社会参加につながる講座として、内容をより分かりやすい形で地域住民へ周知・啓発します。</p>
<b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b>	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、ボランティア・NPO、保育園・所、幼稚園、生活協同組合、シルバー人材センター、公民館、小学校、津山市（高齢介護課、各支所）、津山市共同募金委員会



生きがいやつながりづくりに向けた親睦交流会

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>年次計画 (数値目標・方策)</b>	<b>①津山老人福祉センターでの講座の充実</b>				
	<b>方策・数値目標</b> 調査・把握・検討	実施	実施	実施	実施
	<b>②加茂福祉センターでの講座の充実</b>				
	<b>方策・数値目標</b> 見直し・実施	実施	アンケート	見直し・実施	実施
	<b>③勝北福祉センターでの講座の充実</b>				
<b>方策・数値目標</b> 見直し・実施	実施	アンケート	見直し・実施	実施	
<b>④高齢者が生きいきと活躍できる場づくり</b>					
<b>方策・数値目標</b> 見直し・実施	実施	アンケート	見直し・実施	実施	
<b>⑤講座参加者の増加に向けた周知・啓発</b>					
<b>方策・数値目標</b>	年間12回 合計12回	年間12回 合計24回	年間12回 合計36回	年間12回 合計48回	年間12回 合計60回



生きがいやつながりづくりに向けた各種講座・料理倶楽部

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

13 三世代交流の推進

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	核家族化が進むなかで、身近な地域で子育てについて相談できる相手や場が必要となっており、愛育委員連合会をはじめ地域住民による地域での子育て力アップに向けて取り組みが進められている一方で、情報収集がむずかしい世帯については、相談できる場が公的な場所に集中している面があります。また、三世代交流の拠点となるふれあいサロンへのアンケート結果から、各地域でふれあいサロン活動が活発に行われているなかで、常時多世代が参加しているサロンは少なく、参加者が高齢者に偏っており、男性や若年層の参加の少なさ、担い手不足等の課題があがっています。また、親子広場すくすくや親子クラブからのアンケート結果には、地域における居場所等に関する要望が寄せられています。																																		
事業の概要 (主な戦略)	身近な地域での集いの場であるふれあいサロンについて、三世代交流や情報共有の拠点の一つとして活動が進められるように、働きかけを行います。このことで、多世代による地域での子育て支援の仕組みづくりや子育て世帯の地域での孤立防止、高齢者の生きがいづくり、地域をあげて子どもを育てる地域づくりにつながるよう努めます。 また、地域の実情に応じて小地域ケア会議などでの情報提供を行うことで、地域住民が幅広く三世代交流の視点を取り入れ、誰もが参加しやすい取り組みや、地域の多世代間のつながりを築いていけるよう支援を行います。さらに、支援を求めている人へ必要な情報やサービス等を提供するため、関係機関での情報共有や連携の強化に努めます。																																		
実施事業計画	<p>①ふれあいサロンにおける三世代交流事業の推進</p> <p>子育て世帯を含む地域住民全ての人々が安心して暮らせることを目的に、地域住民が地域での子育て支援や高齢者の生きがいづくり、多世代間のつながりづくりの視点を持ち、地域の身近な場所で実施するふれあいサロンなどを通じて三世代交流を進めていけるよう支援を行います。その際、地域住民が具体的に自分たちでイメージして取り組むことができるように支援します。また、必要に応じて津山市社協の持つ既存のつながりを活かし、関係機関と地域住民とをつなぐ連絡調整を行います。</p> <p>②地域住民や関係機関・団体等との連携強化（新規）</p> <p>愛育委員連合会や地域で子育て支援に取り組まれている関係機関・団体、地域福祉関係団体等との連携により、地域での子育て世帯の孤立防止に向けて、情報共有や周知・啓発に向けた連携の強化を図ります。</p>																																		
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、ふれあいサロン、子ども会、小学校、PTA、集いの場（こけいからだ体操）、津山市（高齢介護課、健康増進課）、親子クラブ																																		
年次計画 (数値目標・方策)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ふれあいサロンにおける三世代交流事業の推進</td> <td></td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>方策・数値目標</td> <td>年間3箇所 合計3箇所</td> <td>年間3箇所 合計6箇所</td> <td>年間3箇所 合計9箇所</td> <td>年間3箇所 合計12箇所</td> <td>年間3箇所 合計15箇所</td> </tr> <tr> <td>②地域住民や関係機関・団体等との連携強化</td> <td></td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>方策・数値目標</td> <td>年間5回 合計5回</td> <td>年間5回 合計10回</td> <td>年間5回 合計15回</td> <td>年間5回 合計20回</td> <td>年間5回 合計25回</td> </tr> </tbody> </table>					年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	①ふれあいサロンにおける三世代交流事業の推進		↗	↗	↗	↗	方策・数値目標	年間3箇所 合計3箇所	年間3箇所 合計6箇所	年間3箇所 合計9箇所	年間3箇所 合計12箇所	年間3箇所 合計15箇所	②地域住民や関係機関・団体等との連携強化		↗	↗	↗	↗	方策・数値目標	年間5回 合計5回	年間5回 合計10回	年間5回 合計15回	年間5回 合計20回	年間5回 合計25回
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																													
①ふれあいサロンにおける三世代交流事業の推進		↗	↗	↗	↗																														
方策・数値目標	年間3箇所 合計3箇所	年間3箇所 合計6箇所	年間3箇所 合計9箇所	年間3箇所 合計12箇所	年間3箇所 合計15箇所																														
②地域住民や関係機関・団体等との連携強化		↗	↗	↗	↗																														
方策・数値目標	年間5回 合計5回	年間5回 合計10回	年間5回 合計15回	年間5回 合計20回	年間5回 合計25回																														



ふれあいサロンリーダー研修・交流会



三世代交流

14 認知症地域支援事業

(担当課・センター 津山市地域包括支援センター)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	超高齢社会を迎え、それに伴い認知症の人、若年性認知症の人は増加しています。津山市でも軽度認知障害を含め認知症高齢者は、8,616人（令和3年3月現在）と推計されています。若年性認知症の人も10万人に約30人いると推計されており、津山市の人口から考え、同等の若年性認知症の人がいると思われれます。そのような現状の中、津山市地域包括支援センターでも認知症の理解啓発活動に力を入れていますが、まだまだ地域での理解不足を感じています。認知症は周囲の正しい理解と気遣いがあれば、穏やかに安心して暮らしていくことができます。地域でどのように支えていけるかが今後の課題となっています。																																														
事業の概要 (主な戦略)	*認知症サポーターを養成し、地域で暮らす認知症の人やその家族にとって住みやすい地域づくりを目指します。 認知症サポーターの増員を図るため、認知症キャラバン・メイトの養成を行います。また、増員だけではなく、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの質の向上や充実を図り、地域で活動できるサポーターを育成します。 当事者団体や認知症カフェの活動支援を積極的に行います。																																														
実施事業計画	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するサポーターを養成します。</p> <p>②認知症キャラバン・メイトの養成及び活動支援</p> <p>認知症サポーターを養成するための講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成と情報交換やスキルアップを目的とした研修・交流会を行うとともに組織を強化します。</p> <p>③認知症カフェの普及及び活動支援</p> <p>認知症カフェの普及のために、設置・運営の相談窓口の役割を担うとともに、側面的に活動を支援します。また支援者同士の情報交換の場として、「認知症カフェ交流会」を開催します。</p>																																														
事業実施の際の、 主な協働・連携先	当事者・家族の団体、医療機関、ボランティア・NPO、認知症キャラバン・メイト、認知症カフェ実施団体、介護保険事業所、津山市（高齢介護課）																																														
年次計画 (数値目標・方策)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①認知症サポーター養成講座の開催</td> <td></td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>方策・数値目標</td> <td>年間1,000人 合計1,000人</td> <td>年間1,000人 合計2,000人</td> <td>年間1,000人 合計3,000人</td> <td>年間1,000人 合計4,000人</td> <td>年間1,000人 合計5,000人</td> </tr> <tr> <td>②認知症キャラバン・メイトの養成及び活動支援</td> <td></td> <td>↗</td> <td></td> <td>↗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方策・数値目標</td> <td></td> <td>年間30人 合計30人</td> <td></td> <td>年間30人 合計60人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③認知症カフェの普及及び活動支援</td> <td></td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>方策・数値目標</td> <td>年間1箇所 合計1箇所</td> <td>年間1箇所 合計2箇所</td> <td>年間1箇所 合計3箇所</td> <td>年間1箇所 合計4箇所</td> <td>年間1箇所 合計5箇所</td> </tr> </tbody> </table>					年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	①認知症サポーター養成講座の開催		↗	↗	↗	↗	方策・数値目標	年間1,000人 合計1,000人	年間1,000人 合計2,000人	年間1,000人 合計3,000人	年間1,000人 合計4,000人	年間1,000人 合計5,000人	②認知症キャラバン・メイトの養成及び活動支援		↗		↗		方策・数値目標		年間30人 合計30人		年間30人 合計60人		③認知症カフェの普及及び活動支援		↗	↗	↗	↗	方策・数値目標	年間1箇所 合計1箇所	年間1箇所 合計2箇所	年間1箇所 合計3箇所	年間1箇所 合計4箇所	年間1箇所 合計5箇所
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																									
	①認知症サポーター養成講座の開催		↗	↗	↗	↗																																									
方策・数値目標	年間1,000人 合計1,000人	年間1,000人 合計2,000人	年間1,000人 合計3,000人	年間1,000人 合計4,000人	年間1,000人 合計5,000人																																										
②認知症キャラバン・メイトの養成及び活動支援		↗		↗																																											
方策・数値目標		年間30人 合計30人		年間30人 合計60人																																											
③認知症カフェの普及及び活動支援		↗	↗	↗	↗																																										
方策・数値目標	年間1箇所 合計1箇所	年間1箇所 合計2箇所	年間1箇所 合計3箇所	年間1箇所 合計4箇所	年間1箇所 合計5箇所																																										



認知症サポーター養成講座



認知症カフェ

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

15 多様な地域福祉活動の人材育成と活動推進

(担当課・センター 地域福祉課)  
(新規事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>個々の福祉課題の多様化・複雑化・潜在化が進み、人口減少や高齢化の進行と相まって、福祉課題を早期に発見し、迅速に対応することが難しく、問題が深刻化するケースが増加しています。さらに、今日では感染症拡大防止のため、訪問し対面での見守り活動がこれまで以上に難しく、ますますニーズが潜在化することが考えられます。</p> <p>津山市においては連合町内会支部や町内会を単位として、福祉・保健団体による地域福祉活動が行われていたり、各団体の連携や地縁組織活動、小地域ケア会議や自主防犯・防災組織等による見守り体制の構築等、様々な取り組みを地域住民が主体となって行っている一方で、連合町内会をはじめとする地域福祉関係団体からのヒアリングやアンケート結果では、地域福祉活動全般的に担い手不足が生じているとの声があり、地域共生社会の実現に向けて地域のみならず担う意識の醸成による人材の育成が必要となっています。</p>					
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>地域の実情に応じて、必要な取り組みや仕組みづくり（地域福祉推進員などの見守り活動等）を推進します。津山市内の福祉課題に応じた様々な研修会や講座（ボランティア講座、市民後見人養成講座、認知症サポーター養成講座、介護おたすけ講座等）を開催することで、福祉意識の醸成や必要な人材の確保に努めます。また、地域福祉活動に関する情報について、広報誌、ホームページ、チラシ等あらゆる媒体を通じて発信します。</p>					
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p><b>①地域に必要とされる取り組みや仕組みづくりの推進（新規）</b> 小地域ケア会議や地区民生児童委員協議会定例会等での情報交換や情報共有などを通じて地域の福祉課題の共有を行い、小地域ケア会議や町内会長会議等の場を用いて、地域住民と共に地域の福祉課題に応じて必要とされる取り組みや支え合い・助け合いの仕組みづくりを、地域住民が主体となって取り組めるように検討・推進します。</p> <p><b>②人材確保に向けた地域との連携による福祉講演会・研修会等の開催（新規）</b> 地域の福祉課題や実情に応じて、幅広い世代やみんなが担い手となるための福祉意識の醸成を目指して、地域と共に様々な講演会や研修会等を地域住民と共に企画・開催し、地域の実情に応じた福祉活動を進めるために必要な人材の確保に努めます。</p> <p><b>③地域と連携した地域での福祉活動の情報発信（新規）</b> 津山市社協の広報媒体をはじめ、地域の発信媒体等とも連携した情報発信により、地域の福祉活動の情報を幅広く地域住民へ届けられるように努めます。</p> <p><b>④生活支援活動の情報共有・交換・発信と啓発・取り組みに向けた連携強化（新規）</b> 津山市（高齢介護課）や高齢者の生活支援を行っている、民間企業（生活協同組合おかもろコープ等）やシルバー人材センター等と生活支援活動について、課題の共有や情報交換、情報発信、啓発および各取り組みを推進するため、連携の強化に努めます。</p>					
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、地域運営組織、まちづくり協議会、小地域ケア会議、地域福祉活動者・団体、民間企業、民間事業所、ボランティア・NPO</p>					
<p><b>年次計画 (数値目標・方策)</b></p>	<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>
<p><b>①地域に必要とされる取り組みや仕組みづくりの推進</b></p>	<p>方策・ 数値目標</p>	<p>随時</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>
<p><b>②人材確保に向けた地域との連携による福祉講演会・研修会等の開催</b></p>	<p>方策・ 数値目標</p>	<p>年間4回 合計4回</p>	<p>⇒ 年間4回 合計8回</p>	<p>⇒ 年間4回 合計12回</p>	<p>⇒ 年間4回 合計16回</p>	<p>⇒ 年間4回 合計20回</p>
<p><b>③地域と連携した地域での福祉活動の情報発信</b></p>	<p>方策・ 数値目標</p>	<p>年間10回 合計10回</p>	<p>⇒ 年間10回 合計20回</p>	<p>⇒ 年間10回 合計30回</p>	<p>⇒ 年間10回 合計40回</p>	<p>⇒ 年間10回 合計50回</p>
<p><b>④生活支援活動の情報共有・交換・発信と啓発・取り組みに向けた連携強化</b></p>	<p>方策・ 数値目標</p>	<p>年間1回 合計1回</p>	<p>⇒ 年間1回 合計2回</p>	<p>⇒ 年間1回 合計3回</p>	<p>⇒ 年間1回 合計4回</p>	<p>⇒ 年間1回 合計5回</p>

16 権利擁護センターの機能の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(新規事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>平成29年4月に権利擁護センターを開設し、地域住民や支援関係者からの権利擁護に関する相談を受け付け、支援をしています。その対応にあたっては、司法、保健、医療、福祉の関係者や民生委員児童委員等の参画を得て、支援困難事例の支援方針の検討や、成年後見人等候補者の受任調整を行っています。</p> <p>認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な方を支援する*成年後見制度に関する相談は年々増加しており、担い手が不足していることが課題です。</p> <p>さらに、本人が暮らす世帯に多数の複雑な課題を抱える課題重複・多問題世帯が増加しており、多岐にわたる支援関係者の調整などの役割が求められますが、人員不足のため十分な対応が難しくなっています。</p> <p>また、財源がないため権利擁護センターの継続的な運営が困難になっています。</p>
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>権利擁護センターの財源を確保するために行政と協議を行い、安定的な運営を目指します。</p> <p>認知症、知的障がい、精神障がいのために判断能力の不十分な方など、権利擁護支援を必要とする方が安心して暮らすことのできる地域をつくるため、権利擁護の普及・啓発を行って地域住民や支援関係者の理解を深めます。また、*成年後見制度の需要が高まっていることから、担い手となる市民後見人の育成・支援を行います。</p>
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p><b>①津山市と協働した「*中核機関」設置による相談支援体制の充実（新規）</b> 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年閣議決定）で市町村への設置が求められている「中核機関」について津山市（社会福祉事務所）と協議し、津山市と協働した「中核機関」を受託・設置することで権利擁護センターの安定的な運営体制を確保し、地域住民の権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの充実を図ります。</p> <p><b>②他の支援機関と協働・連携した支援の充実（新規）</b> 津山市との協働による支援体制の充実をはじめ、高齢、障がい、児童、生活困窮、ひきこもり、虐待、入居困難などの課題重複・多問題の世帯に対して、それぞれの専門支援機関と連携を図り、本人や家族の意思を尊重しながら福祉ニーズに沿った支援を行います。</p> <p><b>③権利擁護の普及・啓発（新規）</b> 地域での出前講座や研修会などを通じて、地域住民や支援関係者への権利擁護・成年後見制度に関する普及・啓発を行い、権利擁護支援を必要とする人を支えることのできる地域づくりを目指します。</p> <p><b>④市民後見人の育成・支援（新規）</b> 成年後見制度において本人へ寄り添った支援が求められるなか、本人の思いを大切にしながら支援することができる、より身近な存在として重要な役割を果たす市民後見人を養成し、地域住民参加による支援を進めます。また、市民後見人活動で生じた課題や不安に関する相談に応じ、フォローアップ研修を行うことで、その活動支援を行います。</p>
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>民生児童委員連合協議会、*土業団体、関係機関・団体、市民後見人、津山市（生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、子育て推進課、こども子育て相談室、健康増進課、次世代育成課、人権啓発課）</p>



津山市内で登録・活躍している市民後見人

第4章 実施事業（重点）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画 (数値目標・方策)	<b>①津山市と協働した「中核機関」設置による相談支援体制の充実</b>						
	方策・数値目標	津山市と協働した中核機関の設置・運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	<b>②他の支援機関との協働・連携強化による支援の充実</b>						
	方策・数値目標	年間10回 合計10回	⇒ 年間10回 合計20回	⇒ 年間10回 合計30回	⇒ 年間10回 合計40回	⇒ 年間10回 合計50回	⇒
<b>③権利擁護の普及・啓発</b>							
方策・数値目標	年間7回 合計7回	⇒ 年間7回 合計14回	⇒ 年間7回 合計21回	⇒ 年間7回 合計28回	⇒ 年間7回 合計35回	⇒	
<b>④市民後見人の育成・支援</b>							
方策・数値目標	年間3人 合計3人	⇒ 年間3人 合計6人	⇒ 年間3人 合計9人	⇒ 年間3人 合計12人	⇒ 年間3人 合計15人	⇒	



成年後見セミナー



市民後見人フォローアップ研修



権利擁護センター運営委員会

活動目標		相談支援体制の充実						
<b>⑰ 地域包括支援センターにおける相談体制の充実</b> (担当課・センター 地域包括支援センター) (新規事業)								
現状と課題 資源と特徴	<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により認知症・高齢者虐待等の対応困難なケースの相談が増加している現状があります。また、高齢者への支援を介入することで、世帯の複合的な課題（8050世帯、高齢者・障がい者の介護と子育て、児童及び高齢者虐待、ひきこもり、ごみ屋敷、SOSが出せない、孤立している等）が表面化することがあり、世帯全体への支援が必要となるケースがあります。このような多様化、複雑化、重複化するニーズへの対応には、地域包括ケアシステムにおける個別支援から地域支援に至るまでを一体的に取り組むことができる地域包括支援センターの体制が必要です。そのため、今後の制度等の改正を見据えながら、地域包括支援センターの体制を見直し、機能強化していく必要があります。</p> <p>そして、そのような多様化、複雑化、重複化した支援ニーズのケース対応は、地域包括支援センターだけでの支援では限界があり困難であるため、他機関と連携していく必要があります。また「高齢者の相談窓口が分からない」「地域包括支援センターが何をしているところか知らない」といった声も地域から聞かれます。第2次福祉計画の市民アンケートにおいては、地域包括支援センターの認知度は6割以上が「あまり知らない」「まったく知らない」と回答しているため、地域包括支援センターについて広く周知していく必要があります。</p>							
事業の概要 (主な戦略)	<p>高齢化の進行により、孤立死や*老老介護、ひきこもり、自死、さらには*ヤングケアラーの増加など地域生活ニーズは多様化、複雑化、重複化してきています。こうした問題に対応し、地域での暮らしを支援していくには、ニーズの早期発見・早期支援や協働・連携支援の仕組みが不可欠で、その対応の中核を担う地域包括支援センターの組織体制の見直し、強化が重要になってきます。</p> <p>高齢者の不安や困りごとについて、気軽に相談できる支援体制をつくります。様々な機会や多様な媒体を利用して、地域住民に分かりやすく広く、情報提供、周知をしていきます。多様化、複雑化、重複化しているケースに対応するため、相談内容に応じて関係機関との連携や、専門的な相談に対応できるよう、支援者の資質向上に努めます。</p>							
実施事業計画	<p><b>①地域包括支援センターの組織体制の見直し・強化（新規）</b> 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容に即して、地域包括支援センターの組織体制を見直し、強化します。特に相談の入口を担当するサブセンターの体制強化が求められているため、各拠点の職員体制の充実と他機関・団体・職種との連携による包括的相談支援体制の構築を進めます。</p> <p><b>②地域包括支援センターの総合相談窓口の認知度の向上（新規）</b> 地域住民に対して、広報つやま、津山市ホームページ、社協だより、津山市社協ホームページ等の各種媒体を活用するとともに、引き続き民生児童委員連合協議会を通じてチラシや活動内容を紹介した包括便りを発行・配布し、広くわかりやすい形で情報発信を行います。また、出前講座をはじめ機会あるごとに相談窓口の周知を図ります。</p> <p><b>③関係機関との連携強化（新規）</b> 地域住民の多様化、複雑化、重複化した生活課題や福祉ニーズを把握し、必要な支援が行えるよう、地域住民や専門関係機関・団体、行政の多機関等が連携した包括的支援体制を整えていきます。行政と地域包括支援センターで情報共有の強化を図るため、ケース会議とは別に定期的な連携調整会議を開催していきます。</p> <p><b>④職員の資質向上のための研修内容の充実（新規）</b> 職員の人材育成・資質向上のため、認知症・虐待・ひきこもり等の専門性を高める内部研修を企画するとともに、岡山県や津山市が開催する外部研修会に積極的に参加し、一人一人のスキルアップを図っていきます。</p>							
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、公民館、警察署、津山市（高齢介護課、健康増進課、こども子育て相談室、障害福祉課、次世代育成課、消費生活センター、自立相談支援センター）							
年次計画 (数値目標・方策)			年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<b>①地域包括支援センターの組織体制の見直し・強化</b>							
	方策・数値目標		検討	見直し	移行	⇒	⇒	
	<b>②地域包括支援センターの総合相談窓口の認知度の向上</b>							
方策・数値目標		認知度 40%	⇒	50%	⇒	60%		
<b>③関係機関との連携強化</b>								
方策・数値目標		連携	年間4回 合計4回	⇒ 年間4回 合計8回	⇒ 年間4回 合計12回	⇒ 年間4回 合計16回		
<b>④支援者の資質向上のための研修内容の充実</b>								
方策・数値目標		年間3回 合計3回	⇒ 年間3回 合計6回	⇒ 年間3回 合計9回	⇒ 年間3回 合計12回	⇒ 年間3回 合計15回		

第4章 実施事業（重点）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

⑱ 地域子育て支援の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>急速な少子化の背景に、結婚や出産、子育てへの価値観が多様化していることなどがあり、そのことに加えて核家族化・女性の就業率の増加などに伴い子育てへの孤立感・負担感が高まっている現状があります。地域の中で安心して子育てができるように、孤立感・負担感を少しでも減らし、子育て世帯の心配や悩みを緩和するため、身近な地域で子育て支援の取り組みを計画し、地域組織やボランティア・NPOが、子育て機関・団体、行政等と連携を図りながら地域ぐるみで子育て支援を進めていくことが必要です。</p>
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報発信による見える化等を実施します。親子ひろば「すくすく」、地域版すくすくと連携して行事を計画し、社会福祉法人等の公益的な活動との連携も図りながら、子育ての孤独感・負担感の解消を図り全ての子育て家庭を地域で支えます。また、より多くの支援者との連携による子育てに関する課題の解決に向けて、連携の充実を図ります。</p>
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p>①親子ひろば「すくすく」の充実 (新規) 子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、親同士・子ども同士の交流の場づくりや親子で参加できる講習・イベントを開催します。</p> <p>②地域版すくすくの充実 (新規) 子育て家庭の親子の交流促進や地域とのつながりを促進する取り組みに向けて、課題の共有や協議を行い、法人の公益的な取り組みとも協働・連携を図りながら、多くの人々が気軽に利用できるように内容の充実を図り、利用者の増加を目指します。</p> <p>③おめでとう訪問事業の実施 生後間もない子のいる家庭に対して、愛育委員によるお祝いの品を届けることで、地域のお母さんとなる愛育委員とつながる手段となり、育児をしている母親が孤立になることを防ぐため愛育委員、行政と協働して取り組みます。</p> <p>④子育て支援者ネットワークへの参画 「子育て支援者連携会議」で、市全体の未就園対象支援サービス担当者の情報交換・交流・連携を図り、必要な事業を検討します。「おかやま県北ちやいんどネットワーク」で県北の子育て家庭や子どもが抱えている福祉課題・生活課題を解決するため、ボランティア・NPO・関係団体・行政等と連携を図りながら支援します。</p> <p>⑤地域の子育て関連情報の配信 現在活用している「*ミニまぐ」をPRし、ボランティア・NPO・関係機関・団体・行政等から子育てに関する様々な情報を収集・配信します。ホームページでも親子ひろば「すくすく」での活動報告を定期的に配信し、子育て世帯の方が分かりやすく来場しやすい支援拠点として情報発信を行います。</p>
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>連合町内会、民生委員児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、社会福祉法人連絡協議会、津山市（子育て推進課・こども子育て相談室・健康増進課・生涯学習課、まちづくり推進室）</p>



誕生祭



利用者7万組達成

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>①親子ひろば「すくすく」の充実</b>					
方策・数値目標	年間15回 合計15回	年間15回 合計30回	年間15回 合計45回	年間15回 合計60回	年間15回 合計75回
<b>②地域版すくすくの充実</b>					
方策・数値目標	年間12回 合計12回	年間12回 合計24回	年間12回 合計36回	年間12回 合計48回	年間12回 合計60回
<b>③おめでとう訪問事業の実施</b>					
方策・数値目標	出生数の 6割以上	→	→	→	→
<b>④子育て支援者ネットワークへの参画</b>					
方策・数値目標	年間10回 合計10回	年間10回 合計20回	年間10回 合計30回	年間10回 合計40回	年間10回 合計50回
<b>⑤地域の子育て関連情報の配信</b>					
方策・数値目標	ミニまぐ年間180回 HP年間24回 年間合計204回	ミニまぐ年間180回 HP年間24回 年間合計408回	ミニまぐ年間180回 HP年間24回 年間合計612回	ミニまぐ年間180回 HP年間24回 年間合計816回	ミニまぐ年間180回 HP年間24回 年間合計1020回



スタッフと遊ぼう



法人連携による子育て支援 (地域版すくすく)



クリスマス会



19 地域での自立生活支援の仕組みづくり

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	社会的孤立、経済的困窮、ひきこもりなどいくつかの複合的な生活課題を抱えている人が増加しており、一体的な支援が求められています。また、ひとり親世帯の困窮やヤングケアラーなどの困難事例には、専門支援機関と連携して支援にあたるのが重要です。支援が必要な方に適切な支援が届くように関係機関と連携をとり、安心した地域生活が送れるように支援していく必要があります。					
事業の概要 (主な戦略)	社会福祉法人の公益的な取り組みをはじめ、ボランティア・NPOや支援機関・団体等と連携し、食品や生活用品の情報を集約し、必要としている人へつなげていきます。また、関係機関等と連携して支援に必要な社会資源の把握や共有を行います。さらに、これらの取り組みを通して地域住民の意識の変容を行い、福祉のまちづくりへつなげていきます。					
実施事業計画	<p>①*フードバンクの充実 ボランティア・NPOや支援機関・団体等と連携し、フードバンクについての啓発を行います。また、社会福祉法人の公益的な取り組みとの連携により、食料提供元事業所への協力依頼の働きかけを行って、フードバンクの充実を図ることで、支援を必要とする方の状況に併せて活用できるように努めます。また、社会福祉法人等との連携により、食材の保管場所の確保にも努めます。</p> <p>②生活用品バンクの充実(新規) 社会福祉法人の公益的な取り組みと連携し、不要となっている生活用品の寄付を受け付け、必要としている人に提供できるよう種類の充実を図ります。また、社会福祉法人等との連携により、生活用品の保管場所の確保に努めます。</p> <p>③他の支援機関と連携した多様な生活課題への対応(新規) 生活困窮やひきこもり、自死など、地域における多様な生活課題の解決に向けて、それぞれの専門支援機関と連携して支援します。また、自立相談支援センターや青少年育成センターなどの各支援機関が主催する支援調整会議や、子どもの貧困やヤングケアラーなどの検討に向けて連絡会議等に積極的に参画し、情報共有を行うとともに、地域課題の解決に向けて協働して取り組みます。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	ボランティア・NPO、社会福祉法人、関係機関・団体、津山市(生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、子育て推進課、こども子育て相談室、健康増進課、次世代育成課、人権啓発課)					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①フードバンクの充実					
	方策・ 数値目標	年間3回 合計3回	年間3回 合計6回	年間3回 合計9回	年間3回 合計12回	年間3回 合計15回
	②生活用品バンクの充実					
方策・ 数値目標	年間2回 合計2回	年間2回 合計4回	年間2回 合計6回	年間2回 合計8回	年間2回 合計10回	
③他の支援機関と連携した多様な生活課題への対応						
方策・ 数値目標	年間5回 合計5回	年間5回 合計10回	年間5回 合計15回	年間5回 合計20回	年間5回 合計25回	



フードバンク



生活用品バンク

20 障がいのある子どもの学習と体験の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	第6次活動計画および平素のヒアリング等から、障がいをもつ子どもの家庭では、発達期に応じたさまざまな困り感があり、それぞれの困り感に対する適切な相談窓口を求める声があがっています。様々な資源の情報提供を受けても、親が子の障がいを受け入れていく過程などによってそれらを欲するタイミングが家庭によって様々であることや、必要とするものが既存のフォーマルサービスでは限りがあることなどが理由となっています。また、津山市社協として、ボランティア・NPOなどと協力しインフォーマルサービスを充実すること、障がいのある子と親が情報を得る機会を確保すること、そして当事者や家族による様々な団体およびそれらのネットワーク会議である県北親の会ネットをはじめ、障がいのある子どもとその保護者、障がい福祉施設、行政等とつながりを保ち、それぞれのニーズと社会資源との情報共有をしていく橋渡しを担うことなどが求められています。					
事業の概要 (主な戦略)	障がいのあるなしに関わらず、子どもがのびのびと遊べる場や、体験しながら社会参加し協調性などを学習する場へのニーズは変わらずあがっています。このため「子どもにできることは自分でさせたい」など親の気持ちも聞きながら、また関係機関との連携によりニーズを収集することで、それらに見合った内容でわくわく・サマー体験教室を開催していきます。また、障がいのある子どもの成長に併せて、親や支援者が必要な情報を得ていくための研修会の開催や、他団体が主催する研修会に協力します。さらに、ボランティアなどの協力を得ながら障がいのある子どもとその親が地域住民と交流し、そのなかで人とのふれあいを感じたりコミュニケーションを学習したりできる機会を設けます。併せて、これらの活動の充実や、また多くの人へ資源の情報を届けるために関係機関・団体・行政等と継続して連携をするとともに、ホームページの活用など世代に応じた周知・啓発を検討していきます。					
実施事業計画	<p>①県北親の会ネットをはじめ各種関係機関との連携 県北親の会ネットをはじめ、関係機関・団体等と定期的な連携を行い活動の充実を図るとともに、協力の呼びかけなどを行います。また、本人・家族が制度の狭間に陥ることのないように、本人・家族のニーズと行政なども含めた社会資源との情報共有を、ホームページ等の活用など世代に応じた周知・啓発により行います。</p> <p>②社会参加による活躍と学習の機会の提供 わくわく・サマー体験教室を中心に、子どもがのびのびと遊べる場や、体験しながら社会参加し、協調性などを学習する場の提供を行います。その際、関係機関との連携のなかで障がいのある子どもや親、支援者からニーズを収集しながら、社会参加の機会の拡充を図ったり、家族と地域とがつながるきっかけづくりも検討していきます。</p> <p>③当事者、家族、支援者向けなどの研修会の実施 障がいのある子どもの成長に併せて、親や支援者が必要な情報を得ていくための研修会の開催や、他団体が主催する研修会に協力します。関係機関との連携のなかで障がいのある子どもや親、支援者からの声を聞き、それに応じて研修会そのほかの方法も検討します。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業所、社会福祉法人、障害者地域自立支援協議会、小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校、津山市(障害福祉課、健康増進課、こども課、こども子育て相談室、学校教育課)、近隣市町村社協					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①県北親の会ネットをはじめとした各種関係機関との連携					
	方策・ 数値目標	年間15回 合計15回	年間15回 合計30回	年間15回 合計45回	年間15回 合計60回	年間15回 合計75回
	②社会参加による活躍と学習の機会の提供					
方策・ 数値目標	年間2回 合計2回	年間3回 合計5回	年間3回 合計8回	年間3回 合計11回	年間3回 合計14回	
③当事者、家族、支援者向けなどの研修会の実施						
方策・ 数値目標	年間1回 合計1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回	年間1回 合計5回	



第4章 実施事業(重点)の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

⑳ 認知症の人や家族を支える仕組みづくり

(担当課・センター 津山市地域包括支援センター)  
(継続事業)

<p><b>現状と課題 資源と特徴</b></p>	<p>2025年には高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。津山市でも少子高齢化が進み、高齢者人口の急増が見込まれており、認知症の人は、高齢者人口の15%、MC I（軽度認知障害）の人は高齢者人口の13%を占めると推計され、さらなる増加が見込まれています。認知症は誰もがなり得るもので、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症への理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、本人、介護者を含め、安心して悩みや思いを話せる体制があること、介護者等の抱える課題の発見がスムーズに地域・保健・医療・福祉・介護等へつながる仕組みが必要です。現在認知症ケアパスを活用し、啓発活動にも努めています。</p>
<p><b>事業の概要 (主な戦略)</b></p>	<p>認知症、若年性認知症の人同士や、その家族が集まって悩みを相談したり、介護情報を交換する場として、当事者団体の活動支援を積極的に行います。さらに、専門機関の体制が充実することで、相談先や支援先をわかりやすくし、地域・保健・医療・福祉・介護等へつながる仕組みを構築します。</p>
<p><b>実施事業計画</b></p>	<p><b>①ガイドラインの周知と各関係機関との連携強化（新規）</b> みまさか認知症疾患医療センターと連携し、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等について学び、各関係機関と連携強化を図ります。</p> <p><b>②認知症の人の活躍の場づくり、本人ミーティングの開催（新規）</b> 注文をまちがえるかもしれないレストランの開催や、当事者同士が悩みや思いを話せる場づくりに努めます。認知症の人ができることを活かして生きがいや役割を担い、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を進め、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても生き生きと暮らすことができる姿等を発信していきます。</p> <p><b>③介護保険事業所研修会開催（新規）</b> 認知症、若年性認知症の人への支援者として、職員の質の向上を図るために開催します。各関係機関・団体と連携を図ることに努めます。</p> <p><b>④チームオレンジの整備（新規）</b> 認知症施策推進大綱では、2025年までに全市町村において認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備することが掲げられています。チームオレンジは、認知症サポーターが、ステップアップ研修を受講してチームのメンバーとなり、チームを組んで活動します。認知症の人とその家族、地域サポーター・多職種の職域サポーターの近隣チームによる早期からの継続支援の活動を行います。</p>
<p><b>事業実施の際の、 主な協働・連携先</b></p>	<p>当事者・家族の団体、みまさか認知症疾患医療センター、医療機関、介護保険事業所、ボランティア・NPO、認知症キャラバン・メイト、認知症カフェ実施団体、津山市（高齢介護課、健康増進課）</p>



若年性認知症市民フォーラム

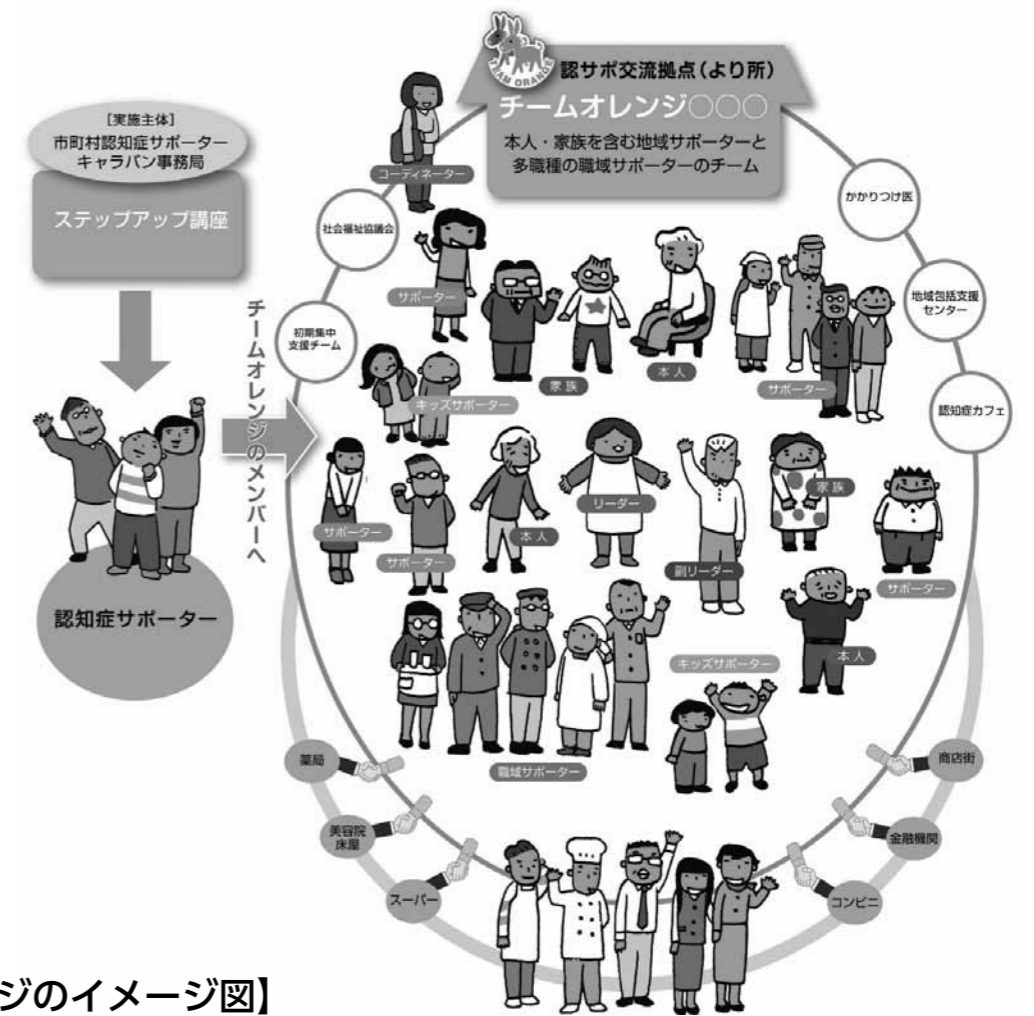


注文をまちがえるかもしれないレストラン

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>①ガイドラインの周知と各関係機関との連携強化</b>					
方策・数値目標	年間3回	年間1回 合計1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回
<b>②認知症の人の活躍の場づくり、本人ミーティングの開催</b>					
方策・数値目標	レストラン：輔3回 本人ミーティング：年間1回 合計4回	レストラン：輔6回 本人ミーティング：年間2回 合計12回	レストラン：輔6回 本人ミーティング：年間2回 合計20回	レストラン：輔9回 本人ミーティング：年間3回 合計32回	レストラン：輔9回 本人ミーティング：年間3回 合計44回
<b>③介護保険事業所研修会開催</b>					
方策・数値目標	年間1回 合計1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回	年間1回 合計5回
<b>④チームオレンジの整備</b>					
方策・数値目標	立ち上げ検討委員会 年間2回	加計外会議 年間2回	年間1箇所 合計1箇所	年間1箇所 合計2箇所	年間1箇所 合計3箇所

・チームオレンジ（引用：第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

チームオレンジとは、認知症サポーターとして既に地域で活躍されている方々に、それぞれのサポーター活動の任意性を尊重しつつ、認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、具体的な活動を行っていく仕組みです。



【図3 チームオレンジのイメージ図】

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

② 高齢者・障がい者の移動支援

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	津山市民の交通手段は自動車为中心で、運転免許を返納した高齢者や移動に制約がかかる障がい者にとって移動は大きな課題です。また、座談会やヒヤリングでは、バス停までの距離や公共交通機関が生活実態に即していないことや、これまでに自動車による移動を行ってきた高齢者にとっては、公共交通機関の利用に不安を感じているとの意見が寄せられました。これらの課題に対し、福祉車両の貸し出しや運転ボランティアやごんごノートの活用など、移動手段の確保に結びついている面もあります。しかし、今ある資源の整理を含め、公共交通機関の利用に向けて、不安感を少しでも減らすことを検討し、必要に応じた活用へつながることや、新たな移動支援について検討していく必要があります。そのためには、地域住民をはじめ、関係機関・団体、民間企業や社会福祉法人等と協働・連携し、解決に向けた検討と取り組みが必要となります。					
事業の概要 (主な戦略)	移動手段に困っている人に対し、福祉車両（車いす用リフト付き）の貸し出しを行います。運転ボランティア養成講座を開催し、運転ボランティアを必要とされている方へのサービス充足を図ります。住民のニーズから、公共交通機関・移動支援サービスの活用を含めた移動支援の充足に向け、地域住民やボランティア・NPO、関係機関・団体、民間企業、社会福祉法人、行政等と検討・協議を行います。					
実施事業計画	<p>①福祉車両の貸し出し 市内在住の高齢者・障がい者に、通院や買い物、レジャーなどの外出を援助することを目的として無料で福祉車両の貸し出しを行います。</p> <p>②運転ボランティアの会との検討 益々需要が増えてくる移動支援の課題に対応するために、運転ボランティアの会と共に、これまでの養成講座の成果や評価をはじめ、高齢者・障がい者等の現状や課題を把握し、会員のスキルアップや会員数の増加を目指して今後の活動について検討します。</p> <p>③運転ボランティア養成講座の開催 検討の内容を基に、運転ボランティア養成講座を開催し、会員数やサービス利用者の増加に向けた活動を支援します。</p> <p>④移動支援のあり方の検討（新規） 地域包括ケア会議やシステム部会、小地域ケア会議、生活支援体制整備協議体、運転ボランティアの会などで移動支援の検討を行い、今後の生活に根付いたサービスに結び付けていきます。また、高齢者の移動に関するニーズ把握ができたため、今後は障がい者や子ども目線からの移動に関するニーズの把握方法についても検討していきます。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	支部単位の地域福祉活動団体、小地域ケア会議、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、社会福祉法人、移送サービスの事業者、民間企業（商店など）、民間事業所（薬局など）、津山市（高齢介護課、障害福祉課、健康増進課、経済政策課）					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①福祉車両の貸し出し					
	方策・数値目標	年間80人 合計80人	年間80人 合計160人	年間80人 合計240人	年間80人 合計320人	年間80人 合計400人
	②運転ボランティアの会との検討					
	方策・数値目標	検討		中間評価		
③運転ボランティア養成講座の開催						
方策・数値目標		年間1回 合計1回	年間1回 合計2回	年間1回 合計3回	年間1回 合計4回	
④移動支援のあり方の検討						
方策・数値目標	年間2回 合計2回	年間2回 合計4回	年間2回 合計6回	年間2回 合計8回	年間2回 合計10回	



③ 社協の計画的な発展強化への取り組み

(担当課・センター 総務課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	第5次活動計画に基づき、平成29年度に第1次発展強化計画を策定し、平成30年度より実施しています。組織体制の充実強化、財源の確保及び充実、福祉拠点の管理・運営体制の効率化を目標に取り組みんでいます。目標の達成に向けて引き続き取り組み発展強化につなげていきたいと考えています。					
事業の概要 (主な戦略)	津山市社協の基盤整備や組織体制の強化、事業推進に取り組むため、第1次発展強化計画を見直すとともに第6次活動計画とも連動した第2次発展強化計画の策定に取り組んでいきます。計画の策定にあたっては、全社協が策定した「全社協福祉ビジョン2020」や全社協地域福祉委員会が策定した「市区町村社協経営指針」、「*市区町村社協発展・強化計画策定の手引き」を参考に進めていきます。（「市区町村社協経営指針」には、法人の運営・自主財源の確保・リスク管理・人事労務管理・発展強化の策定等の考え方や事業展開が示されています。）					
実施事業計画	<p>①第2次発展強化計画の策定 各部署から参画し策定チームを作り、第1次発展強化計画を見直すとともに第6次活動計画との連動性も考慮し、「市区町村社協経営指針」等を参考に策定してまいります。また、下記の項目についても計画の中に盛り込んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員の資質向上 職員研修計画で定めている「目指す職員像」を職員全員で共有し、複雑化・深刻化していく地域課題に対応できるように職員研修の実施や*OJTや*OFF-JTの機会を有効に活用し、資質向上に努めます。</li> <li>◆組織体制の機能強化 理事・評議員が職員と一体となって事業を推進できるよう研修会の開催や、理事で構成されている専門委員会の活性化を検討します。</li> </ul> <p>②第2次発展強化計画の実施 行政とのパートナーシップをもとに津山市や関係機関、団体とも連携し、役職員が一丸となって第6次活動計画と連動しながら実施してまいります。また、「全社協福祉ビジョン2020」も参考に事業の推進に努めてまいります。</p>					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	津山市、岡山県社協、先進地社協、津山市社協役員・評議員					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①第2次発展強化計画の策定					
	方策・数値目標	計画の策定				
②第2次発展強化計画の実施						
方策・数値目標		実施	⇒	⇒	⇒	



津山市社協発展強化計画等

第4章 実施事業（重点）の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5



24 社協会員の加入促進

(担当課・センター 総務課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	町内会長と協働して町内会世帯へ会員会費の協力依頼を行っています。町内会も社協事業に理解を示し、社協会員会費に協力をしてくださっています。課題としては、会費の必要性や使い道に理解を得られていないことや、人口減少や経済環境などの悪化といった社会的影響もあり、加入率が漸減傾向にあることがあげられます。 一方、社会福祉法人、関係機関・団体、民間企業、民間事業所へも協力依頼していますが、こちらは多くの理解と協力を得られています。 自主財源確保のためにも地域住民、社会福祉法人、関係機関・団体、民間企業、民間事業所へ継続して社協会員会費について周知し会費の協力を求めています。					
事業の概要 (主な戦略)	連合町内会をはじめとした地域福祉関係団体と連携を取り、地域住民への周知啓発に取り組みます。 社会福祉法人、関係機関・団体、民間企業、民間事業所については引き続き地域福祉推進に向けて社協会員会費の協力をお願いしていきます。 また、民間企業、民間事業所にも協力をお願いし、新規会員の開拓にも努めていきます。					
実施事業計画	①地域福祉関係団体との連携による周知啓発 地域福祉関係団体との連携を密に図りながら、社協活動の周知、啓発を行い、会員の加入促進に努めていきます。 ②新規会員の開拓 (新規) 法人や企業を中心に社協活動の理解を広め、新規会員の開拓に努めていきます。					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、社会福祉法人、関係機関・団体、民間企業、民間事業所					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①各福祉団体との連携による周知啓発					
	方策・ 数値目標	年間2回	年間2回 合計4回	年間2回 合計6回	年間2回 合計8回	年間2回 合計10回
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	②新規会員の開拓					
	方策・ 数値目標	年間3件	年間3件 合計6件	年間3件 合計9件	年間3件 合計12件	年間3件 合計15件



津山市社協会費啓発チラシ



津山市社協会費検討会議

25 広報活動の充実

(担当課・センター 地域福祉課)  
(継続事業)

現状と課題 資源と特徴	現在、津山市社協では主に、3か月に1回発行の社協だより、香典返し等の寄付者やおめでとう訪問時等で配布している社協ガイド、ホームページ等により、広報活動を行っています。 しかし、第2次計画策定時の市民アンケートでは、住民の津山市社協の認知度については6割弱と決して高いとは言えず、津山市社協が行う地域福祉活動の見える化を行い、地域住民に津山市社協の活動を知ってもらい、その取り組みについて理解を得ていく必要があります。 そのために、職員がアウトリーチを行い、地域において事業内容や社協会費、共同募金等について丁寧に周知、協力依頼し、顔の見える関係を築いていくとともに、住民の地域福祉への関心を高め、あらゆる年齢層の地域住民に周知、啓発していくための新たな広報媒体の検討、活用をしていく必要があります。					
事業の概要 (主な戦略)	課・係に捉われず横断的なチーム編成により広報班を設置し、あらゆる年齢層に効果的な広報手段について検討します。また、事業実施時には報道連絡等により、新聞やテレビ等のメディアを活用し、取り組みについて積極的に周知啓発を行います。					
実施事業計画	①広報班の設置 課・係に捉われず横断的なチーム編成により広報班を設置し、現在行っている広報活動の検証と新たな情報伝達ツールについて研究、活用に向けた検討を行います。 ②効果的な広報活動の実施 横断的なチーム編成により設置した広報班で実施検討した、効果的な広報活動について、実行します。 ③懇談会・座談会の実施 (再掲) 全ての津山市社協職員が地域へ出向き、令和2年度に座談会を開催した支部で懇談会を開催し、第6次活動計画の説明や意見交換を実施します。 さらに、支部単位で座談会を開催し福祉情報の提供、第6次活動計画、津山市社協事業、会員会費、共同募金等について丁寧に説明します。					
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生委員児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、地域住民・団体、シルバー人材センター、報道機関、民間事業所、津山市 (秘書広報室)					
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①広報班の設置					
	方策・ 数値目標	広報班の設置				
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	②効果的な広報活動の実施					
	方策・ 数値目標	効果的な広報活動の実施	⇒	⇒	⇒	
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	③懇談会・座談会の実施					
	方策・ 数値目標	懇談会：年間3支部 懇談会合計3支部	座談会：年間3支部 座談会合計3支部	座談会：年間3支部 座談会合計6支部	座談会：年間3支部 座談会合計9支部	座談会：年間3支部 座談会合計12支部



街頭での周知・啓発活動



様々なツールでの周知・啓発

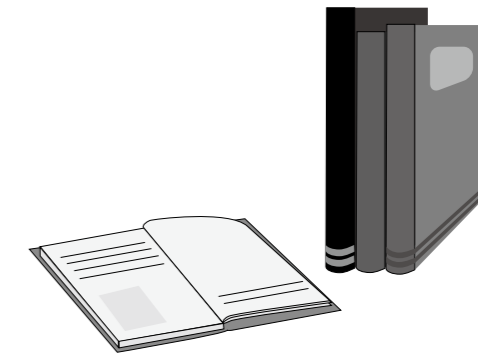
②6 事業評価の実施

(担当課・センター 総務課)  
(継続事業)

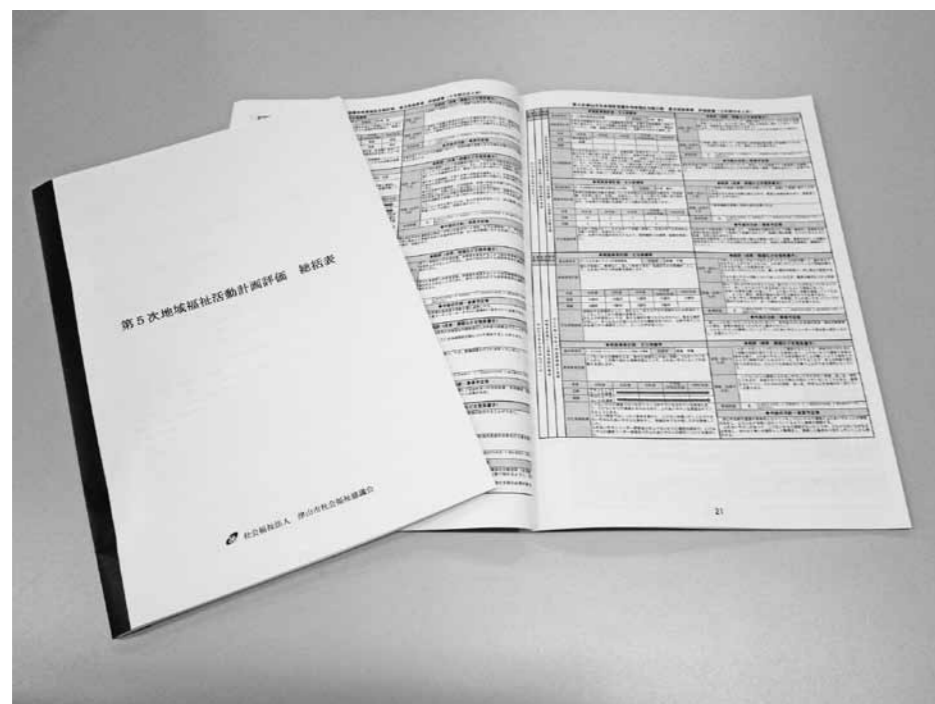
現状と課題 資源と特徴	各部署で当初予算編成の際に事業の見直しや評価を行っていますが、統一された様式や評価項目がなく、評価したものを組織全体で共有できていないため、それらの様式や仕組みを作り上げることが課題です。また、各年の評価が5年間の結果として積みあがるような仕組みも必要と考えます。						
事業の概要 (主な戦略)	職員一人一人が担当する事業の見直しを常に意識し、P D C Aサイクルをもとに事業の評価、検討を行い、その結果を改善につなげていきます。その評価結果をいかすことにより、効果・効率的な運営を図り持続可能な組織体制を構築するとともに、地域福祉事業の一層の推進を目指します。 また、第6次活動計画の中間評価を行い第2次福祉計画との連動性や事業展開をより密にしていけます。						
実施事業計画	①評価方法などの仕組みづくり 第5次活動計画に引き続き社協の実態に即した評価方法を検討し、仕組みを構築していきます。 ②中間評価 2年間の評価を行い内容を見直すとともに、第3次福祉計画の策定年度でもあるため、計画の修正も行いながら計画の実施にあたります。						
事業実施の際の、 主な協働・連携先	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、老人クラブ連合会、学識経験者、津山市、津山市社協役員						
年次計画 (数値目標・方策)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	①評価方法などの仕組みづくり	方策・数値目標	評価方法などの仕組みづくり	評価の実施	⇒	⇒	⇒
	②中間評価	方策・数値目標		中間評価			

# 第5章

## 参 考 資 料



第5章  
参  
考  
資  
料



第5次活動計画の評価

## 第6次地域福祉活動計画 策定要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人津山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域環境の変化に伴う福祉課題に的確に対応していくため、5次にわたり中期的展望にたった地域福祉活動計画を策定し諸事業を展開してきた。この要綱は、第5次地域福祉活動計画に基づく実施内容の評価・分析を行い、第6次地域福祉活動計画（以下、「第6次活動計画」という。）を策定することを目的とする。

### (活動計画目標年次)

第2条 第6次活動計画目標年次は中期展望とし、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とする。

### (活動計画策定期間)

第3条 第6次活動計画策定期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

### (活動計画策定委員会の設置)

第4条 第6次活動計画策定委員会を設置する。

- (1) 第6次活動計画策定委員会は、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、行政機関、その他福祉に関係のある者20名以内で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 委員会に委員長、副委員長を置く。
- (3) 委員の任期は、令和2年7月3日から令和3年3月31日までとする。

### (活動計画事務局)

第5条 第6次活動計画の素案のづくりを行うため、本会事務局内に計画検討チーム「コア会議」（8名）を編成し、分野ごとに作業部会を設置する。

### (活動計画の決定)

第6条 第6次活動計画策定委員会で策定された計画案を本会会長に答申し、本会会長は理事会・評議員会にこれを提案し決定する。

### (その他)

第7条 その他計画策定に必要な事項は、本会会長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、公布の日（令和2年4月1日）から施行する。

## 第6次地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、津山市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、第6次地域福祉活動計画を策定するために設置する第6次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、第6次地域福祉活動計画に関し、津山市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて審議し、その結果を会長に答申するものとする。

### (委員)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 前2号の他会長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。  
2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。  
2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、津山市社会福祉協議会において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、公布の日（令和2年4月1日）から施行する。

## 第6次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	津山市役所 子ども保健部	部長	飯 田 早 苗	
2	津山市 PTA 連合会	会長	石 井 香 里	
3	美作大学 社会福祉学科	特任教授	小 坂 田 稔	委員長
4	津山市老人クラブ連合会	会長	小 野 恭 三	
5	NPO 法人 オレンジハートつやま	代表	角 野 い ず み	
6	津山市消防団	団長	川 端 茂	
7	津山市連合町内会	会長	清 原 三 郎	副委員長
8	津山市ボランティア交流会	会長	齋 藤 英 一	
9	津山警察署（生活安全課）	課長	島 弘 之	
10	岡山弁護士会	弁護士	高 木 成 和	
11	津山市公民館長会（代表：田邑公民館長）	代表	高 畑 益 巳	
12	津山市民生児童委員連合協議会	会長	高 山 科 子	
13	津山市保育協議会	会長	土 居 義 幸	
14	津山市役所 津山市社会福祉事務所	参与	藤 井 浩 次	
15	津山市身体障害者福祉協会	会長	藤 田 勉	
16	認知症の人と家族の会	会長	藤 原 和 江	
17	津山市手をつなぐ育成会	会長	二 木 幸 子	
18	津山市愛育委員連合会	会長	松 本 静 江	
19	津山市社会福祉施設連絡会	役員	村 瀬 千 花 子	
20	NPO 法人 みる・あそぶ・そだつ津山子ども広場	代表理事	森 安 恵 津 子	

50音順 敬称略

## 各作業部会名簿

### ①地域かがやくまちづくり部会

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	地域福祉課	主査	中 塚 慶 太	部会長
2	地域包括支援センター中央サブセンター	主任	小 林 伊 津 美	副部会長
3	介護福祉課	主任	池 内 貴 子	副部会長
4	勝北福祉センター	所長	坂 本 達 彦	
5	久米福祉センター	所長	赤 松 直 人	
6	地域包括支援センター	所長補佐	松 尾 彰	
7	地域福祉課	主事	黒 田 雄 基	
8	地域福祉課	主事	藤 澤 成 実	
9	地域包括支援センター	社会福祉士	有 元 文 夏	
10	地域包括支援センター東部サブセンター	介護支援専門員	杉 本 剛 久	
11	地域包括支援センター南部サブセンター	社会福祉士	河 本 花 織	
12	地域包括支援センター北部サブセンター	看護師	林 千 春	
13	介護福祉課	介護支援専門員	小 林 英 香	

### ②人かがやくまちづくり部会

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	地域包括支援センター	主査	神 田 の ぞ み	部会長
2	久米福祉センター	主任	森 岡 尚 子	副部会長
3	介護福祉課	主任	藤 澤 明 美	副部会長
4	老人福祉センター	所長	高 井 昭 彦	
5	加茂福祉センター	所長	溝 曾 路 賢	
6	地域包括支援センター	主幹	大 塚 愛	
7	勝北福祉センター	主事	春 名 彰 文	
8	地域福祉課	事務員	齊 藤 綾 香	
9	地域包括支援センター	社会福祉士	坂 手 志 帆	
10	地域包括支援センター	社会福祉士	鳥 越 晶 子	
11	地域包括支援センター	保健師	原 田 恭 子	
12	地域包括支援センター	介護支援専門員	坂 上 優 見	
13	介護福祉課	看護師	春 木 千 枝	

③福祉サービス充実まちづくり部会

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	地域福祉課	主査	大 釜 満 穂	部会長
2	地域福祉課	主任	井 伊 理 恵	副部会長
3	地域包括支援センター	主任	古 山 麻 友	副部会長
4	地域包括支援センター	次長・所長	伊 藤 智 江 美	
5	介護福祉課	課長	内 田 勝 彦	
6	阿波福祉センター	所長	石 田 昌 子	
7	地域福祉課	主事	石 原 尚 己	
8	地域福祉課	保育士	延 原 裕 子	
9	地域包括支援センター	介護支援専門員	清 水 マ リ	
10	地域包括支援センター	介護支援専門員	小 原 と も 子	
11	地域包括支援センター	介護支援専門員	甲 本 優 子	
12	地域包括支援センター	保健師	川 上 恵 子	
13	地域包括支援センター	社会福祉士	新 免 美 和	

④社協の組織体制の充実強化部会

	所 属 団 体	役 職	氏 名	備 考
1	総務課	主任	岩 崎 邦 宏	部会長
2	地域包括支援センター	主査	原 田 誠 子	副部会長
3	地域包括支援センター	主任	藤 山 祥 子	副部会長
4	総務課	参与・課長	絹 田 真 一	
5	総務課	課長補佐	厨 子 裕 美	
6	総務課	管理人	尾 峪 正	
7	加茂福祉センター	主事	後 藤 理 恵	
8	地域包括支援センター	事務員	佛 崎 透	

## 第6次地域活動計画策定検討プロジェクトチームメンバー名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	津山市社会福祉協議会	常務理事	坂手 宏次	◎統 括
2	津山市社会福祉協議会	参与・課長	絹田 真一	◎副 統 括
3	津山市社会福祉協議会	事務局長	井上陽一朗	◎副 統 括
4	地域福祉課	課長	神田 和幸	◎リ ー ダ ー
5	地域福祉課	主査	中塚 慶太	◎副リーダー
6	地域包括支援センター	主査	神田のぞみ	◎副リーダー
7	地域福祉課	主査	大釜 満穂	◎副リーダー
8	総務課	主任	岩崎 邦宏	◎副リーダー
9	地域包括支援センター	主査	原田 誠子	
10	地域包括支援センター	主任	小林伊津美	
11	介護福祉課	主任	池内 貴子	
12	久米福祉センター	主任	森岡 尚子	
13	介護福祉課	主任	藤澤 明美	
14	地域福祉課	主任	井伊 理恵	
15	地域包括支援センター	主任	古山 麻友	
16	地域包括支援センター	主任	藤山 祥子	

## 活動計画策定の経過

開催日	会議名等	主な内容
令和2年4月16日	第1回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画策定の目的の共有</li> <li>●策定委員会について</li> <li>●策定に向けた取り組みについて（体制づくり、スケジュール等）</li> </ul> 
令和2年4月23日	第1回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画策定の目的の共有</li> <li>●策定委員会について</li> <li>●策定に向けた取り組みについて（体制づくり、スケジュール等）</li> <li>●部会活動について</li> </ul> 
令和2年4月30日	第2回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の予定について</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●策定委員会等の役割分担について</li> <li>●部会員の募集について</li> </ul>
令和2年5月11日	第2回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会員の募集結果と部会編成について</li> <li>●部会活動の予定について（社会資源・ニーズ把握調査方法、スケジュール等）</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●策定委員会等の役割分担について</li> </ul>
令和2年5月18日	第1回福祉サービス充実まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2次地域福祉計画と第6次地域福祉活動計画の説明</li> <li>●部会活動の確認（スケジュール等）</li> <li>●資源・ニーズ把握調査方法の検討</li> </ul>

開催日	会議名等	主な内容
令和2年5月19日	第1回社協の組織体制充実強化部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次地域福祉活動計画について概要説明</li> <li>●部会活動の説明（スケジュール等）</li> <li>●第2次地域福祉計画について説明（津山市より）</li> </ul>
令和2年5月20日	第1回人かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次地域福祉活動計画について協議</li> </ul>
令和2年5月29日	第3回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第1回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年6月1日	第3回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第1回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年6月3日	第2回福祉サービス充実まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源・ニーズ把握調査方法の検討、役割分担</li> <li>●基本理念の検討</li> </ul>
令和2年6月5日	第2回人かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資源・課題把握の調査について協議</li> <li>●調査先、調査方法、調査内容について</li> </ul>
令和2年6月11日	第2回地域かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源、課題まとめシートの確認</li> <li>●部会担当分の事業評価と重点事業の確認</li> <li>●活動計画の基本理念の検討（地域力強化検討会最終とりまとめを参考に）</li> <li>●具体的な資源、ニーズ把握（調査）の方法、対象の検討</li> </ul>
令和2年6月11日	第2回社協の組織体制充実強化部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コア会議、プロジェクト会議の報告</li> <li>●第5次地域福祉活動計画の評価について</li> <li>●基本理念について</li> <li>●アンケート調査について</li> </ul>

開催日	会議名等	主な内容
令和2年6月24日	第3回福祉サービス充実まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源・ニーズ把握調査の進捗確認</li> </ul>
令和2年6月24日	第3回人かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資源・課題把握の調査 中間報告</li> </ul>
令和2年6月29日	職員アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員アンケートの実施</li> </ul>
令和2年6月29日	第4回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第1回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年7月1日	第4回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第5次活動計画の事業評価について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第1回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年7月3日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委嘱状交付</li> <li>●委員・事務局自己紹介</li> <li>●委員長・副委員長選任</li> <li>●津山市社協会長から諮問</li> <li>●第5次地域福祉活動計画評価の説明</li> <li>●第6次地域福祉活動計画策定に向けての説明</li> </ul> 



開催日	会議名等	主な内容
令和2年7月6日	第3回地域かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動計画の基本理念（部会案）の検討</li> <li>●資源、ニーズ把握、調査先の確認</li> <li>●座談会出席職員の調整</li> </ul>
令和2年7月21日	第4回福祉サービス充実まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源・ニーズ調査の集約</li> </ul>
令和2年7月29日	第5回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第6次活動計画の事業骨子について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●基本理念について</li> <li>●第2回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年8月5日	第5回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会活動の経過報告について</li> <li>●第6次活動計画の事業骨子について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第2回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年8月6日	第6回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次活動計画の事業骨子について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> </ul>
令和2年8月6日	第4回人かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資源・課題把握の調査 結果報告</li> <li>●第6次地域福祉活動計画の事業計画立案について協議</li> </ul>
令和2年8月12日	第4回地域かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部会での資源、ニーズ把握まとめの報告</li> <li>●事業骨子と事業立案（スケジュール含む）について確認</li> </ul>
令和2年9月28日	第5回地域かがやくまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立案事業の取りまとめ（部会担当分）</li> </ul>
令和2年10月5日	第7回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●基本理念について</li> <li>●第3回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年10月20日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資源・課題把握の調査結果の報告</li> <li>●第6次地域福祉活動計画の基本体系（案）の協議</li> <li>●第6次地域福祉活動計画の事業計画（案）の協議</li> </ul>

開催日	会議名等	主な内容
令和2年11月17日	第6回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第3回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年11月18日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次地域福祉活動計画の事業計画（案）の協議</li> </ul>
令和2年12月7日	第8回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●基本理念について</li> <li>●第4回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年12月21日	第7回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●答申書（案）について</li> <li>●第6次活動計画の事業立案について</li> <li>●第4回策定委員会当日の流れについて</li> </ul>
令和2年12月22日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次地域福祉活動計画の素案・答申書案についての協議</li> </ul>
令和3年2月1日	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定委員会より津山市社協会長へ答申</li> </ul> 

## 用語説明一覧 (※印)

一番初めに該当用語が出てきたページを記載しています。

あ 行	愛育委員【P11】	自分たちの市町村で、住民の子育てや健康づくりを支援するため、行政と協力しながら地域のおかあさんとして活動しているボランティア。	
	アウトリーチ【P9】	支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。	
	アルツハイマーデー実行委員会【P41】	9月21日は世界アルツハイマーデーで、各地で認知症の理解啓発活動が実施されており、津山市での認知症の理解啓発活動を実施するために、関係機関・団体等でメンバー構成された会。	
	インフォーマルサービス【P10】	近隣や地域住民、ボランティア等が行う 非公的な援助。	
	NPO【P1】	「NonProfit Organization」の略称。広義では非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。	
	SDGs【P3】	2015年9月に国連サミットで採択された2030年までに取り組むべき国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会（誰一人取り残さない社会）を実現するために17の目標が掲げられています。	
	OFF - J T【P87】	(Off The Job Training : オフザジョブトレーニングの略) で、職務現場を一時的に離れて行うトレーニングのこと。(=職場外研修)	
	O J T【P87】	(On The Job Training : オンザジョブトレーニングの略) で、職場の日常業務のなかで、実務を通して行うトレーニングのこと。(=職場内研修)	
	親子ひろば【P35】	未就園児の子どもを持つ保護者を対象に、地域の子育て交流・情報交換の場として、フリーイン・ノンプログラムの広場。	
か 行	介護予防【P63】	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと。要介護状態になっても状態がそれ以上重度化しないように維持・改善を図ることであり、すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組み。	
	関係機関・団体【P1】	各種民間団体や事業者は含まない行政出資等による機関と民間生活事業者を含まない職能団体、任意団体等の総称。	
	協働【P1】	地域が抱えるさまざまな課題に対して、同じ目的をもって地域住民と関係機関・団体、行政等が協議し、役割を分担しながら解決していく取り組み。	
	行政【P1】	津山市のみでなく、国や県などを含んだ行政事務を行う公務機関。	
	KGI, KPI【P3】	KGIは「Key Goal Indicator」の略で、日本語では「重要目標達成指標」と訳され、事業の最終的な達成指標を示します。KPIとは「Key Performance Indicator」の略で、日本語では「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に至るプロセスにおける達成度合いを示しており、KPIは最終目標を達成するために必要なプロセスを評価するための指標。	
	権利擁護【P10】	認知症や知的障がい、精神障がいなどで様々な判断に支援が必要な方の人間としての権利を守るため、擁護者や代弁者が支援すること。	

か 行	権利擁護センター【P31】	権利擁護に関する相談支援機関。	
	ゲートキーパー【P39】	自殺の危険を示すサインに気づき、声かけ、見守り、必要な支援につなげることなどができる人。	
	合理的配慮【P57】	障がい者が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。	
	高齢者台帳【P68】	対象者を特定し(ひとり暮らし高齢者等)、日頃の見守りや支援を行う際、本人の安否確認や連絡を速やかに行うために備えておく台帳。	
	ご近所福祉ネットワーク活動【P66】	ふれあいサロンを、さらに一步進めた活動展開として、地域住民と関係機関・団体、行政等が連携・協働して進める、身近な困りごとの早期発見の仕組みづくり。	
	こけないからだ体操【P4】	町内会主体で、高齢者が週1回のペースで公会堂等を集まり、基本的な動作を繰り返しゆっくり、歌いながら体操し、足腰や肩の筋肉をしっかりと鍛え、転倒しないで行動できることを目指した運動プログラム。	
	子育て世帯包括支援センター【P35】	母子保健コーディネーターが、妊娠・出産・子育てのサービスや調整を行い、安心して出産や子育てができるようにサポートする相談支援機関。	
	孤立【P40】	自分のまわりの人々との接触をさけ、社会や地域の誰ともつながりがもてていない状態。誰にも相談や処理ができずゴミ屋敷となる問題や、最悪の場合は誰にもきづかれることなく亡くなる孤立死の問題等がおこっている。	
	さ 行	災害ボランティアセンター【P10】	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく、円滑に推進するための組織。
		歳末たすけあい募金【P69】	共同募金の一貫として、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるよう実施している募金活動。
支え合いマップ【P68】		住宅地図(50世帯程度ごと)に、住民のそれぞれの関わり合いを記入し、地域で個々の問題に対して、自分たちができる支え合い・助け合いによる問題解決方法を探る手法。	
3金サロン【P72】		津山老人福祉センターを拠点として、利用者の社会参加やふれあい、閉じこもりや認知症の予防を目的に、講座、季節行事等を行う集いの場。	
三世代交流【P50】		地域において、伝統・文化の伝承やスポーツ活動などを通して、子どもから高齢者までのふれあい交流活動等。	
士業団体【P77】		日本における「一士」という名称の専門資格職業者の団体。士業の多い分野として、司法、会計、不動産、建築、土木、医療、福祉等がある。士業には営利目的ではなく職能であるという意味が込められている。	
市区町村社協経営指針【P3】		市区町村社協の理念、事業体制及び事業内容、組織等の経営の基本的な考え方を全社協地域福祉推進委員会としてまとめたもの。	
市区町村社協発展・強化計画策定の手引き【P87】		経営指針に盛り込まれた社協の使命・経営理念等を全国の市区町村社協において実現すべく、市区町村社協の発展・強化に向けた中期計画を策定する際の手引書として全社協地域福祉推進委員会がまとめたもの。	
自主防災組織【P69】		災害対策基本法において規定された地域住民による任意の防災組織。	
自主防犯組織【P69】		地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織。	

さ 行	支部単位の地域福祉活動 団体（住民組織）【P50】	連合町内会支部単位で、地域住民や町内会、各種団体等で構成され、身近に地域が抱える課題を話し合い、協働して、その解決を図り、より住みよいまちづくりに取り組んでいる実践組織の総称。
	市民後見人【P35】	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった人を支援するため、本人に代わって、財産管理や介護サービス、入居手続きなどを行うため、家庭裁判所から選任された一般市民。
	社会福祉協議会【P1】	社会福祉法（第109条）の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする民間の社会福祉団体。市町村及び都道府県を単位として設置される。
	社会福祉法【P1】	福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。平成12年（2000年）に社会福祉事業法より改正・改題。
	社会福祉法人【P1】	民間社会福祉事業の担い手として社会福祉法に基づいて設立された法人であり、社会福祉事業の中心的な役割を果たし、利用者本位のサービスを提供し、その専門性を生かして地域福祉活動に貢献している法人。
	住民福祉座談会【P3】	地域住民が公民館等を集まり、地域課題を中心に、それぞれの意見などを気楽に話し合う会。
	少子高齢化【P1】	生まれてくる子どもの数（出生数）が減り、高齢者が増え、さらに高齢者の寿命が伸びること。
	小地域ケア会議【P9】	連合町内会支部単位を基本として、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくため、地域住民と専門職と一緒に自分（高齢者、障がい者、子ども等）なりの幸せを感じながら生活できるようにとの視点で話し合い、地域課題の解決を目指す協議の場。
	自立相談支援センター【P35】	経済的な生活困窮に陥りそうな人や社会的に孤立する恐れのある人を対象に、就労や家計の相談に応じ、生活保護の受給となる前に自立を促すことを目的とした相談支援機関。
	スパイラルアップ【P10】	螺旋階段を昇るように改善が奏功し合い、継続的な改良・向上に結びつくこと。
	生活課題【P1】	地域住民の生活のしにくさや生きにくさなどの生活上の解決すべき問題。
	生活困窮（者）世帯【P40】	「経済的困窮」「孤立」「複合的課題」といった問題を抱える（人）世帯。
	生活支援コーディネーター【P63】	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整役。
	生活支援サポーター【P63】	地域での高齢者の生活を支えるシステムとして、養成講座を修了した高齢者の個別の生活課題に応える住民参加サービスの担い手。
	生活支援体制整備協議体【P63】	第1層（市全域）、第2層（日常生活圏域）で生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、分野を越えた多様なサービス提供主体等での情報共有および協働・連携による資源の開発、そのための働きかけや連携強化などを進める場。

さ 行	成年後見制度【P77】	精神上的の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
	世帯台帳【P68】	事故や病気といった緊急時や災害時日常の見守り等に活用するため、世帯員の生年月日、緊急連絡先や必要に応じて身体状況等を記入した台帳。
	全社協福祉ビジョン2020【P3】	2040年に向けてこれからの社会環境の変化を見据えるとともに課題認識を共有し、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として全社協が策定した指針。
	専門職【P10】	保健・医療・福祉・介護の分野について、専門知識や技能を有する職員。
た 行	地域共生社会【P1】	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくり上げていく社会。
	地域ケア個別会議【P59】	高齢者の一人ひとりが抱える問題や課題を、医師や薬剤師、リハビリ、口腔、栄養等の専門家から具体的な支援方法を聞きながら事例検討する場。さらに、そこから見えてきた地域に不足している社会資源の開発の提案や地域づくりへとつなげていくことを目的とする。
	地域包括ケア会議【P59】	医療・保健・福祉・介護関係者や行政により委員を構成し、地域課題を中心に、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、新たなサービスの構築や、広域的な支援体制の整備等を検討する場。
	地域包括支援センター（サブセンター）【P27】	介護保険法で定められた、地域住民の医療・保健・福祉・介護の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的かつ包括的に必要な援助、支援を担う中核機関。サブセンターは、日常生活圏域ごとに設置された、包括の機能を一部担う、最も身近な相談窓口。
	中核機関【P77】	市町村が直営または委託で運営することが求められている、成年後見制度の利用を促進するために必要とされる、様々な関係団体の地域連携ネットワークの中核を担う機関。
	津山版地域包括ケアシステム【P9】	「ニーズの早期発見機能」「ニーズの早期対応機能」「ネットワーク機能」「社会資源の活用・改善・開発機能」「コンサルテーション（専門家等からの診断や鑑定を受ける）機能」「福祉教育機能」「活動評価機能」「専門性向上機能」の8機能からなるコミュニティソーシャルワークのシステムであり、津山市としての支援システム。
	日常生活圏域【P4】	住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めた圏域。
な 行	認知症【P41】	一度獲得された知能が、後天的な脳の器質的障がいにより持続的に低下したり、失われること。2004（平成16年）年の厚生労働省の用語検討会によって「痴呆」の語が廃止され「認知症」に置き換えられた。
	認知症カフェ【P34】	認知症の人やその家族が集まって悩みを相談したり、介護の情報を交換する場。
	認知症キャラバンメイト【P34】	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役など。
	認知症ケアパス【P41】	認知症の進行度合いに合わせた医療・介護・支援の流れをまとめたもの。

な 行	認知症サポーター【P75】	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守る応援者。
	認知症初期集中支援チーム【P41】	医療と介護、福祉分野のチーム員が国が定めた対象者の自宅を訪問し、概ね6カ月を目安に本格的な医療や介護につなげていくために集中的に支援を行う。
	ネットワーク【P9】	福祉活動を行う地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等がお互いに連絡を取り合いながら協力して活動できる連絡体制や資源などの有機体。
は 行	8050問題【P59】	ひきこもり・無業者等の高齢化により、80代の親と、50代の子（高齢の親と子）が、本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的に孤立し、親子共倒れの状態で発見されるなどの問題。
	発達障害者支援コーディネーター【P35】	発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、さまざまな相談に応じ、指導と助言を総合的に行うことを目的とした専門職。
	発展強化計画【P2】	社協が地域福祉推進のため、経営ビジョン、体制整備、人材育成等を進めるための計画。
	ヒアリング【P3】	聞き取り（聞き込み）を行って調査すること。直接に意見を聞くなどして調査をまとめること。
	ひきこもりの人【P40】	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅に閉じこもっている人。
	避難行動要支援者【P68】	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦等。
	ふらっとカフェ【P34】	地域住民が身近な場所で気軽に集まれる「交流の場」のことで、高齢者を中心として幅広い世代が自由に交流し、様々な活動をしていくもの。
	P D C A サイクル【P51】	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する過程。
	福祉課題【P1】	制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある人、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人など、身近でなければ早期発見が困難な問題。
	福祉教育【P9】	地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめとした誰もが、多様な生き方にふれ、コミュニケーションの力を高め、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育む気づきと学びの過程。
	福祉共育【P9】	全ての人々を孤立や排除、摩擦から援護し、地域の構成員として、包み支え合う意識づくりに向けた、地域を基盤とした気づきと学びの過程。
	福祉目線【P69】	日常的な支え合い・助け合い活動の実践を踏まえる視点。
	ふれあいサロン【P4】	地域住民誰もが身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくり、また介護予防などを行う拠点。
	フードバンク【P82】	食品製造メーカーや個人などから、まだ十分食べられるにも関わらずさまざまな理由で廃棄される食品を引き取り、それらを一時的に生活が困窮している人や施設等に提供する活動のこと。

は 行	防災士会【P69】	社会の様々な場で防災力向上のために活動が期待され、かつ、そのため十分な意識・知識・技能を習得したことを、NPO法人日本防災士機構が認定した人で構成する会。
	ボランティア【P1】	もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動。
	ボランティア活動センター【P50】	「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」などの相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催など、さまざまな面からサポートするボランティア活動の拠点。
	ボランティアカフェ【P67】	カフェのようにリラックスした雰囲気の中で、誰もが気軽にボランティアについて相談・情報交換ができる場、催しのこと。
ま 行	まちづくり協議会【P43】	地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域で対応できる課題などに取り組む組織。
	マンパワー【P36】	人間の労働力。人的資源。
	ミニデイ【P72】	津山老人福祉センターを拠点として、高齢者の健康維持、生きがいづくりの推進のため、月2回のレクリエーションや余暇活動等を行う集いの場。
	ミニまぐ【P80】	パソコン・携帯電話の電子メールを利用して、子育てに関する情報を配信しているサービス。
	民生委員・児童委員【P11】	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としている。
	民間企業【P1】	政府などの公的機関に属さない、民間の出資および経営による継続的・株式会社、有限会社、協同組合などの計画的に同種の経済行為を行う組織体。
	民間事業所【P1】	営利、非営利を問わない、本社、支社、支店、営業所、学校や病院も含めた拠点。
	や 行	ヤングケアラー【P79】
	要援護者【P68】	高齢者や障がい者をはじめ、乳幼児・妊婦など、日常生活で何らかの支援が必要な人。
	要支援・介護認定者【P12】	介護給付を受けようとする被保険者で給付要件を満たしているかどうかを確認するために保険者である市町村が行う認定を受けた者。
ら 行	連合町内会【P4】	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。津山市では、364の町内会と、複数の町内会により構成する44の支部がある。
	老人クラブ【P60】	同一小地域内に居住するおおむね60歳以上の人々が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、会員となって結成する自主的な組織。
	老老介護【P79】	高齢者が高齢者を介護すること。多くの場合、夫婦間、高齢化した子が親の介護をすること。
わ 行	ワンストップ【P60】	一箇所であらゆる相談に応じること。

## 第6次地域福祉活動計画推進に向けた 策定委員からの協働・連携メッセージ

本計画の推進にあたり、今後、協働・連携による一層の推進が図れるように、策定委員の皆様から協働・連携のメッセージを一言ずついただきました。

所属団体名 | 津山市 子育て保健部

委員名 | 飯田 早苗

津山市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は地域共生社会の実現に向けて進むまさに車の両輪です。地域住民一人ひとりが支え合い、助け合い、喜びを感じながら健やかに地域で暮らしていけるよう、パートナーシップのもと、子育て支援、健康づくりをはじめとした施策の構築や事業推進に、ともに取り組んでまいりましょう。

所属団体名 | 津山市PTA連合会

委員名 | 石井 香里

誰もが安全・安心にいきいきと暮らせることを目指して、子どもたちも地域住民の一員として地域での実践へとつながるように福祉教育（共育）の推進に努め、交流活動や支援活動にも参画し、地域の福祉活動が進むように協力していきます。

所属団体名 | 美作大学

委員名 | 小坂田 稔

これまで美作大学では、ボランティアセンター活動や「じ・ば・子のおうち」、「認知症カフェ」、物見地区における「ものみりよくプロジェクト」、「オレンジリボン活動」など、様々な地域福祉活動に取り組んできています。今後は、地域共生社会の実現に向けて、地域の中に地域活動の拠点を置き、学生たちとともにさらに活動の幅を広げていきたいと考えています。

所属団体名 | 津山市老人クラブ連合会

委員名 | 小野 恭三

認知症や障害のある方、また高齢者にとってやさしい安全・安心の世の中をめざし、福祉教育、研修会を社協と連携し開催していきます。災害時に助け合う基本台帳を社協と共に作成協力したいと思います。

所属団体名 | 特定非営利活動法人オレンジハート

委員名 | 角野 いずみ

高齢者・障がい・若者・児童生徒・生活困窮など各分野において地域福祉の充実に協働していきたいと思っています。様々な関係分野の専門職、地域住民や私たちのようなNPO等による戦略的な実行部隊を作り、公共的な一律のサービスを越えた支援（フードバンクによる配食サービスによる見守り支援など）を通して「一人も取り残さない社会」を目指す津山版地域包括ケアシステムの構築に貢献したいと思っています。

所属団体名 | 津山市消防団

委員名 | 川端 茂

津山市社協の職員が最小単位の各町内会（364町内会）で、地域福祉活動推進に向けて（全ての関係機関の団体等）組織化して、一步一步前進してほしいです。

協働・連携に向けては、資料等についても簡素化を図るなど、お互いに理解しやすく、協力しやすい環境をつくっていくことも大切だと思います。

所属団体名 | 津山市連合町内会

委員名 | 清原 三郎

津山市連合町内会では、地域住民や地元企業・学校などと、世代や分野をこえて協力し合いながら、交流促進の活動や、地域が抱える課題を地域住民が自分達で把握し、解決に向けた協議を行うことで、地域住民同士の繋がりづくりや、見守り合い、支え合い、助け合いの輪が広がるように取り組んでいます。これからも、より多くの地域住民や関係者、津山市社協とともに、この輪がより一層広がり、一人でも多くの方が安心して住みなれた地域で暮らしていけるように協働・連携しながら取り組んでいければと思います。

所属団体名 | 津山市ボランティア交流会

委員名 | 齋藤 英一

ボランティアの普及、啓蒙に向けて、研修および養成講座の実施、啓発および新たな取り組みについても、社協と連携を図りながら企画・計画・実施等あらゆる場面で積極的に取り組んでいきたいと思っています。

所属団体名 | 津山警察署

委員名 | 島 弘之

少子高齢化、核家族化の進行、さらに地域の関係性の希薄化等により、社協の果たす役割はますます重要になっていると感じています。私どもと致しましては、活動計画の基本目標に掲げられた「安全・安心なまちづくり」の実現に向けて、平穏な生活に必要な情報提供を積極的に実施し、皆さんと協働した見守り活動を継続して行っていきます。また、災害発生時など、緊急時の対応においてもその役割果たせるように、協力関係を構築していきたいと思っています。

所属団体名 | 岡山弁護士会

委員名 | 高木 成和

弁護士は、権利擁護センター、地域包括支援センター等の個別支援の場面において、日頃から社協と協働・連携をしており、今後も、福祉サービスが充実したまちづくりを目指し、この関係を一層強化したいと思っています。また、地域で生じる様々な法的課題等について、法律相談の対応をするのはもちろん、啓発のために講師として地域に出向くなど、弁護士も地域の一員として、地域共生社会の実現に向けて社協とともに頑張ります。社協の皆さんを心からリスペクトし、社協のことが大好きな弁護士より。

所属団体名 | 津山市公民館長会

委員名 | 高畑 益巳

各地域で様々な課題がありますが、少しずつでも解決に向け小地域ケア会議と協力し、ケア会議の更なる活性化と共に地域住民が全てがいきいきと生活、活躍出来て、誰もが気軽に集まれる居場所作りに向け、知識と知恵を出し合い、気軽に集まる。地元住民が（誰もが「主役」となる様頑張りましょう。

所属団体名 | 津山市民生委員児童委員連合協議会

委員名 | 高山 科子

「地域共生社会」実現の為、断らない相談支援、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援が急務。(小地域ケア会議設置) また、人口減少、少子高齢化に向かう為、年齢関係無く、全世代で知恵を出し、ご近所同志、特に子供達の参加、応援をしてもらいたい、自分の住んでいる地域を将来支えて欲しいです。

所属団体名 | 津山市保育協議会

委員名 | 土居 義幸

社会福祉法人の地域における公益的な取組について各法人共、具体案を見出せない現状であり、社協と連携する中で、具体案を見出していきたいです。地域子育て支援の充実、地域版すくすくの充実についても同様です。

所属団体名 | 津山市社会福祉事務所

委員名 | 藤井 浩次

皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を創っていきます。「地域共生社会」の実現は「第6次地域福祉活動計画」と「第2次津山市地域福祉計画」が車の両輪として機能した先にあります。津山市社会福祉協議会、地域住民・団体、ボランティア、NPO、社会福祉法人、関係団体・機関等多くの方々と津山市、その全てのパートナーシップをもって進めていきましょう。

所属団体名 | 津山市身体障害者福祉協会

委員名 | 藤田 勉

「施設から地域へ」社協を中心に推進される第6次地域福祉活動計画について、津山市身体障害者福祉協会は会員・家族の具体的な生活状況の情報提供が重要です。特に災害時のボランティアの方々への日常生活の周知は当事者の生命・財産を守るためにも提供システムの構築は大切です。個々の会員については、個人情報保護の立場上困難がありますが、その地域に居住し、活動する身障役員との連絡先は地域の責任者にはお知らせするように合意を取り付けます。

所属団体名 | 津山市認知症の人と家族の会

委員名 | 藤原 和江

認知症や障がいのある方、その家族の皆さんが、地域で生きがいをもって生活していく為に、各種団体の活動を広く周知、啓発して、活動に参加できるように呼びかけます。又、ボランティアの育成を行い、協力して活動できる場を作れるよう、津山市社協と連携して頑張りたいと思います。

所属団体名 | 津山市手をつなぐ育成会

委員名 | 二木 幸子

障害のある本人とその家族が、地域で安心して自分たちらしく暮らすために、津山市社協との連携を深めながら、他団体や関係機関に障害への理解と啓発をはかりながら、新しいつながりを築く事が出来ればと思います。また、多機関と合同で開催する研究会等を通じて、障害のある本人たちの社会経験の場を増やし、生きていく為に必要な力を身に付けることに繋がる事を願い一歩ずつ進みたいと思います。

所属団体名 | 津山市愛育委員連合会

委員名 | 松本 静江

津山市愛育委員連合会では、赤ちゃんが生まれた世帯へのおめでとう訪問など子育て支援活動をはじめ、健診への声掛け運動、地域での健康教育・啓発など保健・福祉に関する行事や取り組みへ協力・連携し、地域の皆さんの健康づくりを応援しています。

今後も身近な健康問題の解決や、地域の母子保健を中心とした公衆衛生の向上のため、津山市社協、地域住民の皆さんや関係機関・団体、行政等と一緒に、明るく活力があり安心して地域で暮らし続けることができる社会づくりを目指し、地域に根差した活動を進めたいと思います。ともに頑張りましょう。

所属団体名 | 津山市社会福祉施設連絡会

委員名 | 村瀬 千花子

協働・連携することがとても大切で、その役割について積極的に取り組まれていることがよくわかりました。こども民生委員を広げていく、高齢者・障害者の出番を作る等、いろいろな分野からの意見がきくことができました。

所属団体名 | NPO法人みる・あそぶ・そだつ津山子ども広場

委員名 | 森安 恵津子

(みんなで支え合うまちづくり、活力あるまちづくりのために、) 子どもから大人まで全ての人が、笑顔で心身ともに健康に過ごせる居場所を作り、多世代・異年齢交流の場を推進したい。子育て世代の悩みやニーズ・生活課題を共有し、未来を担う子どもの育ちを応援したいです。子どもたちや親子との文化的交流や文化活動、子育て座談会、遊びやネットの問題の学習会、プレーパークなど安心して外遊びができる公園などの境作り等々、親子ひろば「すくすく」他、行政や保幼小、公民館や児童館、文化施設、NPO団体など、様々な機関と連携しながら進めたいと思います。